

写 平成 28 年第 3 回定例会

(10 月 11 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成28年第3回益城町議会定例会目次

○10月11日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 報告第4号 平成27年度健全化判断比率の報告について	3
日程第4 報告第5号 平成27年度公営企業資金不足比率の報告について	4
日程第5 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて	5
専決第18号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）	
日程第6 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて	6
専決第19号 益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	
日程第7 議案第56号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて	7
専決第20号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制 定について	
日程第8 議案第57号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）	8
日程第9 議案第58号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	8
日程第10 議案第59号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8
日程第11 議案第60号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）	8
日程第12 議案第61号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）	8
日程第13 議案第62号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2 号）	8
日程第14 議案第63号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	8
日程第15 議案第64号 平成27年度益城町一般会計決算認定について	8
日程第16 議案第65号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	8
日程第17 議案第66号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	8
日程第18 議案第67号 平成27年度益城町介護保険特別会計決算認定について	8
日程第19 議案第68号 平成27年度益城町公共下水道特別会計決算認定について	8
日程第20 議案第69号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定につ て	8

日程第21 議案第70号 平成27年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について	8
日程第22 議案第71号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について	8
散会	25

○10月12日（第2日）

出席議員	26
欠席議員	26
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	26
説明のため出席した者の職・氏名	26
開議	27
日程第1 総括質疑	27
散会	74

○10月13日（第3日）

出席議員	75
欠席議員	75
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	75
説明のため出席した者の職・氏名	75
開議	76
日程第1 一般質問	76
7番 吉村建文議員	76
1 熊本地震について	
(1) 今回の震災に対する町長のこれまでの総括を伺いたい。	
(2) 保護者から給食センター復興に向けて多くの声が上がっているが、その道筋を伺いたい。	
(3) 今回の震災に対する検証及び防災計画の見直しについて、どのような検討がなされているか伺いたい。	
(4) 福祉避難所として、指定がされていたが今回の地震での実情について、また今後の福祉避難所のあり方について伺いたい。	
(5) 復興基金に対する本町の取り組みはどうなっているのか伺いたい。	
(6) 仮設住宅について様々な課題があるが、その対応について伺いたい。	
(7) 復興計画について現在検討がされているが、町長として	

何を最優先課題として考えているのか伺いたい。	
13番 石田秀敏議員	85
1 熊本地震について	
(1) 公費解体の現状と今後の見通しについて。	
(2) 仮置き場の運営について。	
(3) 復興住宅建設について。	
(4) 義援金の取り扱いについて。	
2 学校給食センター建設について	
(1) 一日も早い着工が望まれるが、その対応は。	
8番 野田祐士議員	95
1 学校給食及び給食センターについて	
(1) 給食そのものの栄養価は考慮されているか。	
(2) 小学校の低学年と高学年、また中学校ではボリュームは考慮されているか。	
(3) アレルギー食については対応されているか。	
(4) 給食センターの早期建設を待望しているが、現在の状況はどうか。	
2 小、中学校の体育館について	
(1) 各学校の体育館の被災状況はどうか。	
(2) 広安小学校、津森小学校、木山中学校の体育館の卒業式や入学式は可能か。出来れば開催できるように早期に対応していただきたいが如何か。	
3 仮設住宅におけるコミュニティについて	
(1) 何をどのように行うべきか。	
医師会（医者）との連携を更に活用すべきと考えるが如何か。	
4 中心市街地の現状と直ちに行うべき課題について	
(1) 何を何時まで行うかをお尋ねする。	
5 県道28号熊本高森線について	
(1) 何を何時まで行うかをお尋ねする。	
6 地域再生道路グランメッセ木山線の活用について	
(1) 何を何時まで行うかをお尋ねする。	
7 第二空港線熊本県道36号熊本益城大津線の今後について	
(1) 何を何時まで行うかをお尋ねする。	
8 町の復興計画について	
(1) 1年先、5年先、10年先、20年先のこの町の将来像をど	

のように見据えているか。

12番 坂田みはる議員	108
1 被災後の暮らし方の支援について	
(1) 仮設住宅での暮らしと、罹災判定において、全壊や大規模半壊、半壊、一部損壊となった自宅や、自宅の敷地内あるいは畠に建てたプレハブ等での生活を選択せざるを得ない町民の方々の現状と課題についての町の考えは如何か。	
(2) 1人暮らしの障がいをお持ちの方、またはご家族と一緒に暮らしておられる障がいの方にとって仮設住宅は個人個人の障がい状況に合わせた問題解決等はすすんでいるか伺う。	
(3) 敷地内、畠の仮住まいとする人口の把握と支援体制の現状について伺う。	
2 復興住宅の早期取り組みへの考えはないかうかがう。	
(1) 復興住宅を望む声により、どのくらいの戸数を考えているか。	
(2) そのための準備と時期について。	
3 今後のまちづくりにおいて、県道熊本高森線の4車線化については町としてどうとらえていくのかうかがう。	
散会	116

○10月14日（第4日）

出席議員	117
欠席議員	117
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	117
説明のため出席した者の職・氏名	117
開議	118
・黙禱	
日程第1 討論・採決	119
日程第2 議員派遣の件	121
日程第3 閉会中の継続調査の件	122
閉会	122

平成28年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年10月11日午前10時00分招集
2. 平成28年10月11日午前10時00分開会
3. 平成28年10月11日午前11時51分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 交流情報センター視聴覚室
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第4号 平成27年度健全化判断比率の報告について
 - 日程第4 報告第5号 平成27年度公営企業資金不足比率の報告について
 - 日程第5 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて
専決第18号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第6 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて
専決第19号 益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 日程第7 議案第56号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて
専決第20号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
 - 日程第8 議案第57号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第9 議案第58号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第59号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第60号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 議案第61号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第13 議案第62号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第14 議案第63号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第15 議案第64号 平成27年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第16 議案第65号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第66号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第18 議案第67号 平成27年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第19 議案第68号 平成27年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
 - 日程第20 議案第69号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 日程第21 議案第70号 平成27年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定につ
いて
 - 日程第22 議案第71号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について

7. 出席議員 (18名)

1番	上 村 幸 輝 君	2番	下 田 利久雄 君	3番	富 田 徳 弘 君
4番	松 本 昭 一 君	5番	榮 正 敏 君	6番	中 川 公 則 君
7番	吉 村 建 文 君	8番	野 田 祐 士 君	9番	宮 崎 金 次 君
10番	坂 本 貢 君	11番	寺 本 英 孝 君	12番	坂 田 みはる 君
13番	石 田 秀 敏 君	14番	中 村 健 二 君	15番	竹 上 公 也 君
16番	渡 辺 誠 男 君	17番	荒 牧 昭 博 君	18番	稻 田 忠 則 君

8. 欠席議員 (0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	政策審議監	門 崎 博 幸 君
教 育 長	森 永 好 誠 君	会計管理者	田 中 秀 一 君
総 務 課 長	森 田 茂 君	復 興 課 長	中 桐 智 昭 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	税 務 課 長	緒 方 潔 君
住民保険課住民係長	深 江 美 和 君	環境衛生課長	河 内 正 明 君
こども未来課長	坂 本 祐 二 君	健康づくり推進課長	安 田 弘 人 君
福祉課長	木 下 宗 徳 君	福祉課審議員	姫 野 幸 徳 君
いきいき長寿課長	後 藤 奈保子 君	農 政 課 長	森 本 光 博 君
建設課長	坂 本 忠 一 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
都市計画課審議員	西 口 博 文 君	学校教育課長	福 岡 廣 徳 君
生涯学習課長	高 森 修 自 君	下水道課長	水 上 真 一 君
水 道 課 長	荒 木 栄 一 君	代表監査委員	濱 田 義 紀 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稻田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には、大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名であります。

これより、平成28年第3回益城町議会定例会を開会いたします。

次に、会議規則第3条3項の規定により、議長において議席を変更いたします。

議場の変更に伴い、議員の議席は、ただいま着席のとおり変更いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。
それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稻田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、9番宮崎金次議員、17番荒牧昭博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稻田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から14日までの4日間としたいと思います。これに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（稻田忠則君） 異議なしと認めます。なお、日程について申し上げます。本定例会へ提案されました議案の説明と決算審査の報告を行います。あす12日は総括質疑、13日は一般質問、14日は討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第4号 平成27年度健全化判断比率の報告について

○議長（稻田忠則君） 日程第3、報告第4号「平成27年度健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成28年第3回益城町議会定例会開会に当たり一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、日夜地域のために活動されていることに対して、心からお礼を申し上げます。

また、傍聴席にはおかげましては早朝からわざわざお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

震災から半年を迎えようとしています。今まで復興できましたのは、議員の皆様をはじめ、区長、消防団の皆様、そして多くの町民の皆様の活動、さらに全国のボランティアやNPO、国、県、全国の市町村の皆様の支援のおかげであると心から感謝を申し上げます。

現在、広崎のふるさと復興夏まつり、津森の彼岸花まつり、幼稚園、保育所、小中学校の運動会など開催され、少しずつであります、日常を取り戻している状況です。特に益城中学校、木山中学校の運動会におきましては、練習に取り組む時間が少ない中、3年生の震災に負けないぞという強い決意が随所に見え、すばらしい運動会となりました。

また、仮設住宅につきましても、10月中旬頃までには1,556戸全ての仮設住宅への入居が完了します。今後は、社会福祉協議会に運営を委託しました地域支え合いセンターと行政が一緒にな

つてコミュニティーづくり、福祉、医療、介護、健康づくりなどに取り組んでまいります。

また、台風が立て続けに3回、熊本県付近を通るルートで発生しました。直ちに避難勧告などを発令し、いずれも空振りに終わりましたが、今後も空振りを恐れずに、町民の皆さん方の安心、安全をしっかりと守るために、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

復興計画につきましては、今年をめどに策定予定で、14回の町民の皆様との意見交換会、全世帯への住民アンケートを踏まえた骨子案ができ上りましたので、10月17日から町民の皆様との意見交換会を予定しております。

また、10月8日の土曜日には、15歳から30歳までの若い世代を中心としました益城町未来トークが、90名という多くの参加を得て開催され、益城町の現状、そして益城の未来づくりについて、多くの意見を出していただきました。今後も引き続き、今回の参加者を中心に、若い世代がまちづくりについて意見を提言し、実現できる仕組みをつくりたいと考えております。

また、復興計画で出されました町民の皆様の意見につきましては、9月の8日、9日に町が、9月29日、30日に議会が、国に対し要望活動を実施しております。今後も引き続きしっかりと国に対して要望をしてまいります。

さて、今回提案しております案件は、報告2件、予算関係7件、決算関係7件、条例など4件、合計20件となっております。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案させていただきます。

最初に報告第4号、平成27年度健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項によりまして、議会への報告等が義務化されています。よって、今回報告するものです。

健全化判断比率は、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の四つの判断比率があり、益城町の平成27年度決算における健全化判断比率はごらんのとおりで、早期健全化基準を大きく下回っている状況にあります。また、監査委員からも全ての項目において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないと審査意見書をいただいております。以上報告を終わります。

○議長（稻田忠則君） 報告第4号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第4号「平成27年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第4 報告第5号 平成27年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（稻田忠則君） 日程第4、報告第5号「平成27年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、報告第5号、平成27年度公営企業資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会への報告等が義務化されています。よって、報告第4号と同様、今回報告するものでございます。

公営企業に該当する1、水道事業会計、2、公共下水道特別会計、3、農業集落排水事業特別会計の三つの会計があり、いずれも資金不足比率なしとなっております。健全な経営の状態にあります。また監査委員からも報告第4号と同様、全ての会計において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないとの審査意見書をいただいています。以上、報告を終わります。

○議長（稻田忠則君） 報告第5号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第5号「平成27年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

日程第5 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて

専決第18号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）

○議長（稻田忠則君） 日程第5、議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第18号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に議案第54号、専決処分の報告並びにその承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第18号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年10月11日、益城町長西村博則。

1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ1億4,783万8,000円を追加し、総額を311億489万2,000円とする歳入歳出予算の補正を、平成28年8月25日に専決処分しています。

2、3ページが歳入歳出予算補正で、歳入が県支出金、地域支え合いセンター設置運営支援事業補助金。歳出が、地域支え合いセンター事業委託料。

被災者を支援していくためのセンターを設置し、事業を展開していくもので、財源が全額県補助となっています。

以上が議案第54号です。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稻田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第18号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 全員です。よって、議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第18号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第4号）」については承認することに決定しました。

日程第6 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて

専決第19号 益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稻田忠則君） 日程第6、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第19号「益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 続きまして、議案第55号、専決処分の報告並びにその承認を求めるについて。

専決第19号、益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、今回の平成28年熊本地震により、町全体が被害を受ける中で、平成28年度中に発送する後期高齢者医療保険料の督促状について、督促手数料を徴収しないこととするための条例改正です。この取り扱いは、軽自動車税をはじめとする町税について、益城町税条例第21条ただし書きの規定により、督促状1通につき、100円の督促手数料を徴収しないこととしたことを受けたものです。この町税の取り扱いを踏まえ、後期高齢者の負担軽減のため、後期高齢者医療保険料につきましても、督促手数料を徴収しないこととするのですが、現行の益城町後期高齢者医療に関する条例にはその規定がありません。よって、条例を改正する必要がありますが、議会定例会開催前に督促状の発送時期が到来することから専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づきまして、これを報告し承認を求めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第19号「益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行われます。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 起立全員です。よって、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第19号「益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は承認することに決定しました。

日程第7 議案第56号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて

専決第20号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稻田忠則君） 日程第7、議案第56号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第20号「益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 続きまして、議案第56号、専決処分の報告並びにその承認を求めるについて。

専決第20号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、益城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様、平成28年熊本地震に伴い、介護保険料に係る督促手数料について、災害などやむを得ない理由があると認める場合には、これを徴収しないこととするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第20号「益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行われます。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 起立全員です。よって、議案第56号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」、専決第20号「益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は承認することに決定しました。

お諮りいたします。日程第8、議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第22、議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」までの15議案を一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稻田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第22、議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」までの15議案を一括議題といたします。

-
- 日程第8 議案第57号 平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第9 議案第58号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第59号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第60号 平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 議案第61号 平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第13 議案第62号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第14 議案第63号 平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第15 議案第64号 平成27年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第16 議案第65号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第66号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第18 議案第67号 平成27年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第19 議案第68号 平成27年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
 - 日程第20 議案第69号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 日程第21 議案第70号 平成27年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について
 - 日程第22 議案第71号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について

○議長（稻田忠則君） 提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）から議案第63号、益城町水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案について御説明申し上げます。

まず、補正予算関係ですが、議案第57号、一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ29億1,842万4,000円増額しまして、歳入歳出総額340億2,331万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税の決定により、3億6,832万1,000円。災害廃棄物処理事業国庫補助金事業費増によりまして、6億6,895万5,000円。寄附金の増加で1億8,353万7,000円。仮

舎建設に伴う起債を4億8,390万円。学校給食センター建設のための用地購入費、設計に対する起債8,150万円。災害廃棄物処理事業に伴う起債38億170万円なども増額するとともに、災害廃棄物処理事業復興費に伴う特別交付税を31億3,273万4,000円減額しています。災害廃棄物処理事業は、町負担の全額を地方債の対象と変更されたことに伴い、特別交付税を減額し、町債を増額しているものです。

歳出の主なものは、グループホーム建設及び準備に対する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金など4,080万円。公費解体等、事業費の増加により、災害廃棄物処理業務委託料13億3,621万円。道路橋梁など災害復旧工事費1億560万4,000円。河川、崖地災害復旧事業費1億260万3,000円。保健福祉センター災害復旧費3,795万9,000円。小中学校災害復旧工事費5,696万円。学校給食センター建設に伴う用地購入費、設計費等1億2,408万3,000円。役場仮庁舎賃借料等5億1,756万8,000円などを計上しています。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第58号、国民健康保険特別会計補正予算では、1億2,680万1,000円の増額補正、保険税減免による保険税の減額、保険税減免を賄うための特別調整交付金を増額計上しています。

議案第59号、後期高齢者医療特別会計補正予算では、1,012万円の増額補正、議案第60号、介護保険特別会計補正予算では4,900万9,000円の増額補正、議案第61号、公共下水道特別会計補正予算では9億5,055万5,000円の減額補正、災害査定の終了に伴いまして、下水道処理場復旧工事委託の減額及び管渠応急工事の増額などを計上しています。

また、議案第62号、農業集落排水事業特別会計補正予算では、暗渠応急工事等で7,601万8,000円の増額補正を行っております。

さらには、議案第63号、水道事業会計補正予算では、収益的収入及び支出の補正。収入額2,800万円。支出額2,997万円。資本的収入及び支出の補正。収入の補正額は、5億9,003万2,000円。支出額5億4,620万円。いずれも災害復旧費関連が主で、増額補正するものでございます。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。

私のほうから、議案第57号から議案第63号までの補正予算7議案についての説明を申し上げます。

まず議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）でございます。

1ページをお開きください。

平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億1,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億2,331万6,000円とすると定めております。

第2条では、地方債の補正を記載しております。

続きまして5ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。

1、追加でございます。

はじめに、起債の目的。仮設庁舎建設災害復旧事業債は、役場仮設庁舎の60カ月リースに係るもので、100%の限度額の計上でございます。また47.5%から85.5%の交付税措置があるものでございます。

次の、交通安全施設等災害復旧事業債は、道路反射鏡、防犯灯及び防災無線の修繕に係るもので、100%の限度額の計上でございます。

次の保健福祉センター災害復旧事業債は、災害復旧に係る補助裏に対するもので、100%の限度額の計上でございます。

学校給食センター災害復旧事業債は、用地費の災害復旧分に対するものについては100%の限度額。用地費の災害復旧以外の部分及び設計に対するものについては、75%の限度額の計上でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

次に2の廃止でございます。

起債の目的。学校給食センター用地取得事業債でございます。これは当初予算に計上していたものでございますが、ただいま説明しました学校給食センター災害復旧事業債を利用することに伴い、廃止するものでございます。

次に6ページでございます。3、変更でございますが、いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

はじめに、起債の目的。消防施設災害復旧事業債は、1,800万円の増額で、益城西原消防署改修、防災防火水槽撤去、消防団積載車修繕に係るもので、100%の限度額の計上です。

次の幼稚園災害復旧事業債は110万円の増額で、第二幼稚園の災害復旧事業に係る補助裏に対するもので、100%の限度額計上でございます。

次の災害廃棄物処理事業債は、38億170万円の増額でございますが、これは当初、公費解体に係る事業費の10%が起債だったものが、町負担の全額を地方債の対象と変更されたことに伴い、事業費の50%を起債したもの、あわせて起債額の95%が交付税措置されるようになったことによるものでございます。

次の農林水産業施設災害復旧事業債は1,520万円の増額で、補助対象に係るものが補助裏の90%の限度額です。単独事業に係るものが65%の限度額の計上でございます。

次の道路等災害復旧事業債は1億5,130万円の増額で、道路橋梁及び河川に係る災害復旧事業で、補助裏の100%の限度額の計上でございます。

崖地災害復旧事業債は560万円の増額で、補助裏に係るもので100%の限度額の計上でございます。

公立学校施設災害復旧事業債は1,220万円の増額で、各小中学校被害に係る起債対象事業費に対する補助裏の100%を計上しております。

公立社会教育施設災害復旧事業債は2,520万円の増額で、文化会館、公民館分館及び交流情報

センターの修繕に係るもので、100%の限度額の計上でございます。

次に、9ページをお開きください。9ページからが歳入でございます。

まず、11款1項1目地方特例交付金につきましては、交付金額の確定による増額分の補正となつております。

12款1項1目地方交付税につきましては、普通交付税決定による増額、それから第2表の地方債補正のところでも申しましたが、公費解体に係る事業費の10%が起債だったものが、事業費の50%が起債となつたことに伴う特別交付税分の減額補正でございます。

16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節の社会福祉費負担金の災害弔慰金国庫負担金は、災害弔慰金の2分の1の計上でございます。

次の4目災害復旧費国庫負担金2節土木施設災害復旧費負担金は、道路橋梁及び河川に係る補助対象分の3分の2の計上でございます。

次の4節の文教施設災害復旧費負担金は、幼稚園分及び学校分ともに補助対象事業費の3分の2に対する増額分の計上でございます。

10ページでございます。16款2項国庫補助金1目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金は、臨時福祉費給付金の通信費に係る分の計上でございます。

次の3目衛生費国庫補助金2節の災害廃棄物処理補助金は、公費解体し尿処理事業費の2分の1に対する増額分を計上するものでございます。

次の10目の災害復旧費補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金は、補助対象事業費2,500万円の90%の計上でございます。

3節の厚生労働施設災害復旧費補助金は、保健福祉センターに係る災害復旧事業費の2分の1の計上でございます。

11ページでございます。17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の災害弔慰金県負担金は、災害弔慰金の4分の1の計上でございます。

次に、17款2項県補助金2目民生費県補助金2節の老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金は、いずれも認知症高齢者グループホーム整備に係る計上でございます。

次の5目農林水産業費県補助金の中山間地域担い手収益力向上支援事業補助金は、導入対策及び向上対策に係る507アールに係る分の計上でございます。

次の10目災害復旧費県補助金の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金は、事業の4分の3の計上でございます。

次の19款1項寄附金は、9月15日までの調定済み分の計上でございます。

1目1節一般寄附金は、企業等からの寄附金でございます。2節のふるさと納税は、鳥取県をはじめ、9自治体にふるさと納税代行を委ねておりますが、その部分を含めた分の計上でございます。

2目1節民生費寄附金は、保育所に係る寄附金でございます。

4目1節土木費寄附金は、企業等からの寄附金でございます。

12ページでございます。21款繰越金は、平成27年度から平成28年度への繰越金の決定によります増額の補正でございます。

次に、22款諸収入5項5目雑入でございます。説明欄の一番上の一般コミュニティ助成事業は、広崎五町内公民館の備品整理等に係る助成金でございます。

説明欄の2番目、後期高齢者医療特別会計事務費操出金返還金から、一番下から2番目の介護保険特別会計包括的支援事業返還金までは、一般会計から国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、それから介護保険特別会計への操出金の精算返還金を計上しているものでございます。

説明欄の最後、児童福祉施設等災害復旧支援金は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからの放課後児童クラブ等への支援金の計上でございます。

13ページでございます。23款の町債につきましては、5ページの地方債の補正で説明したとおりでございます。

14ページでございます。14ページからが歳出となっております。

まず、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の3節職員手当は、総務部関係職員の時間外勤務手当の計上でございます。

12節役務費は、みなしひ設住宅入居者への広報紙郵送料の計上でございます。

18節備品購入費は、7年を超過しております文書管理システムのサーバー入れかえに伴う計上でございます。

次の3目電子計算機運用費の13節委託料及び18節備品購入費は、社会保障税番号制度導入に伴う保育所、幼稚園等に係るシステム設定及び機器購入費の計上でございます。

次の4目企画費の8節報償費は、ふるさと納税に係る返礼品及び復興計画政策に係る謝礼金の計上でございます。

11節の需用費の消耗品費は印刷トナ一代印刷製本費は復興計画等の印刷、食料費は、復興計画ワークショップ等のお茶代の計上でございます。

12節の役務費は、ふるさと納税に係るお礼状郵送代の計上でございます。

19節のコミュニティ助成事業は、広崎五町内の公民館備品等に係る計上でございます。

次の5目交通安全対策費の11節需用費の消耗品費は、被災された交通指導員の制服代の計上でございます。

次の6目防災費の11節需用費の消耗品は、寄贈車両のステッカ一代等でございます。修繕料は、グラウンド設置に伴う計上でございます。

次の7目諸費の19節の防犯灯施設整備補助金は、100基分の計上でございます。

次に、2款総務費2項徴税費1目税務総務費の7節賃金は、固定資産税データ入力事務補助で、5,600円掛けるの20日掛ける6月掛ける2人分の計上でございます。

11節事業費は、震災に伴う税の減免関連消耗品の計上でございます。

次の2目賦課費の11節需用費は、震災に伴う納税通知書再印刷分の計上でございます。

13節委託料は、マイナンバーに係る入力項目分増加に伴う計上でございます。

16ページでございます。2款総務費5項2目統計調査費の11節需用費は、経済センサス活動調

査説明会のお茶代の計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の12節役務費は、臨時福祉給付金に係る通信運搬費の計上でございます。

次の4目老人福祉費総務費の19節は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、ともに認知症高齢者グループホーム整備に係る分の計上でございます。

次に17ページでございます。3款2項児童福祉費1目児童福祉総務費の3節職員手当は、児童福祉関係職員の時間外勤務手当の計上でございます。

次の3目児童福祉施設費の7節賃金は、産休代替保育士賃金でございます。7,200円掛ける20日掛ける5月分でございます。

次の18節備品購入費は、第三保育所及び第五保育所の施設器具費でございます。

次に、3款民生費3項1目災害救助費の3節職員手当は、災害救助関連の時間外勤務手当等の計上でございます。

8節の報償費の災害弔慰金は、39人分に対する増額分の計上でございます。

9節旅費は、災害派遣職員の赴任及び離任等に係る分の計上でございます。

次の2目仮設住宅運営費の11節需用費の消耗品費は、集会所設置用ラジオ等の備品、それから光熱水費は、共用部分の電気料金6月分、修繕費は集会所ラジオのアンテナ設置に伴うものでございます。

次に18ページでございます。13節委託料は、仮設団地時間外対応業務が、1,500戸掛けるの350円掛ける6月分掛けるの1.08消費税分の計上でございます。

次の行政文書等ポスティング業務は、毎月1日及び15日に1,500戸に回覧等を配布する業務11回分の計上でございます。

15節工事請負費は、仮設団地内の照明設置工事、階段設置工事及びスロープ、手すり設置工事に係る分の計上でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の13節子ども4種混合等定期予防接種委託料の対象者でございますが、平成28年4月以降生まれで1歳になるまでの子どもでございます。10月1日からB型肝炎予防接種が、定期予防接種となることに伴う計上でございます。

次の6目老人保健事務費の23節老人保健交付金返還金は、第3者納付金確定に伴い、返還金が確定した分の計上でございます。

次に19ページでございます。4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費の11節需用費は、公費解体関連の消耗品費。12節役務費も公費解体関連の通信運搬費、13節の災害廃棄物処理業務委託料は、一時仮置き場から処分場への処理委託に係る計上でございます。

次の2目し尿処理費の13節のし尿処理業務委託料は、避難所等仮設トイレのし尿処理委託に係る分の計上でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の3節職員手当は、農政関連職員の時間外勤務手当等の計上でございます。

次の3目農業振興費の19節の中山間地域等扱い手収益力向上支援事業補助金は、導入対策及び向上対策、507アールに係る分の計上でございます。

次に20ページでございます。8款土木費1項土木関連費1目土木総務費の3節職員手当は、土木関連職員の時間外勤務手当等の計上でございます。

次の8款土木費2項道路橋梁費2目の道路新設改良費の20万は、町道袴野福原線の立木補償に係る計上でございます。

次の8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の28節操出金は、公共下水道特別会計への一般会計からの操出金としての計上でございます。

21ページの9款1項消防費1目被常備消防費の11節需要費は、被災された消防団員の活動服分の計上でございます。

次の2目消防施設費の19節は、消防詰所5カ所分の計上でございます。

次に、10款教育費5項1目幼稚園費の7節賃金は、産休代替教諭分で7,200円掛ける22日掛ける5月分の計上でございます。

次の10款6項社会共有費1目社会教育総務費の12節役務費は、教育委員会電話代分の計上でございます。

次の19節のふるさとづくり施設整備費補助金は、被災した自治公民館改修10カ所分の計上でございます。

次の6目文化財保護対策費の12節役務費は、活断層保存地域の不動産関係2カ所分の計上でございます。

22ページでございます。14節の活断層保存地域借上料は、福原地内において専門調査機関の調査に伴い、居住できないための土地建物の借り上げ分の計上でございます。

次の10款7項保健体育費2目体育施設費の11節の需用費の光熱水費は、各グラウンドの電気料及び上下水道料金の6月分の計上でございます。12節の役務費は、黒石崎グラウンドへの仮設トイレ6基の移動手数料の計上でございます。13節委託料も黒石崎グラウンドの整備委託料の計上でございます。15節工事請負費も黒石崎グラウンドへの仮設給水管引き込み工事に伴う計上でございます。18節備品購入費も黒石崎グラウンドの消耗品の計上でございます。

次の3目学校給食費の17節は、災害復旧費への財源組換えの減額補正でございます。

23ページです。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費の3節及び9節は、災害派遣職員に係る分の計上でございます。

11節需用費の修繕料は、農道補修20カ所分の計上でございます。消耗品費は、災害査定用消耗品の計上でございます。

14節は災害復旧時の機械器具借り上げ料の計上でございます。

16節も災害復旧時の原材料費の計上でございます。

19節は、災害時応急対策事業補助金の町土地改良区への計上でございます。

次の3目林業施設災害復旧費の13節委託料は、豪雨の影響による測量設計見直しに伴う計上でございます。

24ページでございます。11款2項土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費の3節及び9節は、災害派遣職員に係る経費でございます。

14節は袴野福原線に係る借地料の計上でございます。

15節は補助事業及び単独事業に係る災害復旧工事分の計上でございます。

18節は側溝の機械器具購入に係る分の計上でございます。

22節は袴野福原線に係る立木補償分の計上でございます。

25ページでございます。2目の河川災害復旧費の13節委託料は、がれき処理設計業務に係る計上でございます。

15節は補助事業及び単独事業に係る河川災害復旧工事分の計上でございます。

22節は河川災害復旧工事に係る立木補償の計上でございます。

次の5目がけ地災害復旧費の13節委託料は、補助対象に係る設計調査21カ所分に対する増額分の計上でございます。

次に、11款3項厚生労働施設災害復旧費1目民生施設災害復旧費の13節は、健康福祉センターの災害復旧工事に係る設計業務委託及び監理委託分の計上でございます。15節は健康福祉センターの災害復旧工事分の計上でございます。

26ページです。11款4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費を、11節の需用費は、災害復旧工事に係る印紙、証紙代分の計上でございます。

12節役務費は、学校給食センターに係る開発許可関係の申請手数料分の計上でございます。

13節の小中学校設計等業務委託料は、各小中学校の設計委託に係る増額分の計上でございます。学校給食センター建設用地地質調査業務委託料は、建設予定地の調査委託分に係る計上でございます。学校給食センター設計業務委託料は、基本設計及び実施設計に係る分の計上でございます。学校給食センター開発許認可業務委託料は、造成設計及び仕様書の作成業務といったものでございます。

15節の幼稚園災害復旧工事事業費は、第二幼稚園に係る工事費の増額分の計上でございます。

27ページ、小中学校災害復旧工事事業費は、広安小学校及び広安西小学校に係る工事費の増額分の計上でございます。

17節は、学校給食センター建設用地購入費として、6,700円掛けるの1万231平方メートル分の計上でございます。

次の2目社会教育施設災害復旧費の11節需用費は、文化会館、公民館分館及び交流情報センターの修繕に係る分の計上でございます。

13節委託料は、文化会館ホワイエ天井復旧に伴う設計委託に係る計上でございます。

11款5項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費の11節の道路反射鏡修繕料は、建てかえ、補修及び調整期間分の計上でございます。防犯灯修繕料は、ポール、それから配線等に係る分の計上でございます。防災無線の修繕料は、屋外拡声局等に係る分の計上でございます。消防施設修繕料は、益城西原消防署防火水槽及び消防団積載車修繕に係る分の計上でございます。

13節委託料は、男女共同参画センターの被害調査業務委託分の計上でございます。

28ページでございます。14節のプレハブリース料は、仮設プレハブ庁舎の11月から3月までのリース料の計上でございます。

仮設庁舎委託料は、賃借代60月分の計上でございます。

15節は仮設庁舎用地の造成工事費分の計上でございます。

14款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上で議案57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページをお開きください。

平成28年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,680万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,612万6,000円とするとしております。

6ページをお開きください。6ページからが歳入でございます。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、医療給付費現年課税分、それから後期高齢者支援金現年課税分、介護納付金現年課税分、いずれも本算定による補正及び熊本地震による減免に伴う減額の補正の計上でございます。

同じく、2目の退職者被保険者等国民健康保険税も、医療給付費現年課税分、後期高齢者支援金現年課税分、介護納付金現年課税分、いずれも本算定による補正及び熊本地震による減免に伴う減額の補正でございます。

次に、5款の国庫支出金は、熊本地震による国保税費減免に伴う調整交付金増額の計上でございます。

7款の前期高齢者交付金は、前期高齢者交付金の確定による増額の補正でございます。

14款の繰越金は、平成27年度からの繰越額の確定による増額の補正でございます。

15款の諸収入は、退職者医療療養給付費等交付金の補正、平成27年度分確定に伴う増額の補正でございます。

8ページからが歳出でございます。

2款の保険給付費は、財源の組みかえでございます。

3款1項1目の後期高齢者支援金の19節でございます。これは後期高齢者支援金の確定による補正でございます。

4款1項1目の前期高齢者納付金の19節でございます。これも前期高齢者納付金の確定による補正でございます。

6款1項1目の介護納付金の19節でございます。これも介護納付金の確定による補正でございます。

11款1項3目の償還金でございます。これは、平成27年度の療養給付費国庫負担金等の確定による返還分の計上でございます。

12款の予備費は、歳入歳出の調整による分の計上でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第59号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。

こちらも1ページをお開きください。

平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,254万6,000円とするとしております。

こちらの6ページが歳入でございます。

5款繰越金でございます。これは平成27年度からの繰越額確定による増額補正でございます。

7ページは歳出でございます。4款1項3目の償還金でございます。これは平成26年度、平成27年度の事務費繰入金の実績額より返還分の計上でございます。

10款の予備費は、歳入歳出の調整の計上としております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、議案第60号、平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページをお開きください。平成28年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,900万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,121万6,000円とするとしております。

こちらも6ページが歳入でございます。5款1項1目の介護給付費交付金でございますが、これは平成27年度の介護給付費交付金の追加交付分でございます。

次に、10款2項1目の介護給付費準備金繰入金ですが、こちらは財源不足に伴う基金繰り入れでございます。

11款繰越金は、平成27年度からの繰越額の確定による補正でございます。

7ページからが歳出でございます。1款総務費1項1目の一般管理費です。こちらは介護保険利用料、減免利用料、免除証明発行に伴うシステム改修の委託料として計上しているものでございます。

9款1項2目の償還金でございます。これは27年度の介護給付費国庫負担金等、説明欄に記載していますそれぞれの実績額による返還金分の計上でございます。

10款予備費は歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第61号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）でございます。

こちらも1ページをお開きください。平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9億5,055万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億2,741万6,000円とするとしております。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を記載しております。

では4ページをお開きください。第2表、債務負担行為の補正でございます。1、追加でございます。事項としまして、益城町浄化センター長寿命化設備更新業務でございます。期間を平成29年度まで、限度額を1億9,651万円で計上しているところでございます。

次の5ページでございます。第3表、地方債の補正でございます。1、変更でございます。起債の目的、公共下水道事業でございます。限度額を2億2,610万円減額し、1億2,840万円とするものです。

次に、起債の目的。下水道災害復旧事業債でございます。限度額を1億8,500万円減額し、7億7,260万円とするものです。

起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

8ページをお願いします。8ページからが歳入でございます。

3款国庫補助金1項1目下水道費国庫補助金ですが、公共下水道事業費の内示額及び災害査定額による減額補正でございます。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金の計上でございます。

5款繰越金は、平成27年度からの繰越金額の確定による補正でございます。

8款町債の下水道事業債につきましては、先ほど地方債の補正で説明した分でございます。

10ページからが歳出でございます。

1款事業費1項1目公共下水道費の13節委託料は、補助内示額による減額補正でございます。

14節はコピー機借り上げ分の計上でございます。

15節も補助内示額による減額補正でございます。

22節は、平成27年度下水道管渠整備に伴う上水道補償費分の計上でございます。

3款予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

4款災害復旧費1項1目のその他公共施設・公共施設災害復旧費の3節職員手当は、工務係7名分の計上でございます。

11節の事業費は、発電機燃料分及び道路マンホール段差修繕分の計上でございます。

13節は災害査定額等による減額補正でございます。

14節は、管渠の整備調査、それからバキューム車分の計上でございます。

15節は管渠応急工事分の計上でございます。

17節は、マンホール設置用地分の計上でございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わります。

次に、議案第62号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。

こちらも1ページをお開きください。

平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,601万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,330万2,000円とするとしています。

第2条では、地方債の補正を記載しております。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。1、変更でございます。起債の目的。農業集落排水災害復旧事業債でございます。限度額を5,290万円増額し、6,300万円とするものです。起債の方法、利率償還の方法につきましては、起債前と同じでございます。

7ページが歳入でございます。3款国庫支出金、1項1目の農林水産業費国庫補助金ですが、農業集落排水事業災害復旧費の内示額による増額補正でございます。

6款繰越金は、平成27年度からの繰越額確定による補正でございます。

8款の町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

8ページが歳出でございます。3款予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

4款災害復旧費1項1目のその他公共施設・公用施設災害復旧費の9節には、災害復旧工事に伴う本省打合せのための計上でございます。

15節は、管渠応急工事分の計上でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第63号でございます。

1ページをお開きください。水道事業会計の補正でございます。

1ページ、第1条です。平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出でございます。第2条、平成28年度益城町水道事業会計補正予算（以下、予算という。）3条に定めた収益的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。11款益城町水道事業収益、補正予定額2,800万円。

次、支出でございます。21款益城町水道事業費用、補正予定額2,997万円。いずれも増額補正でございます。

次に、3条の資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億1,383万8,000円を2億7,000万6,000円に、当年度損益勘定留保資金3億1,383万8,000円を2億7,000万6,000円に改め、資本的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入、補正予定額5億9,003万2,000円。

支出でございます。41款益城町水道事業資本的支出、補正予定額5億4,620万の増額補正でございます。

次に、2ページをお開きください。地方債の補正でございます。1億9,340万円を追加するもので、起債の目的は水道整備事業債で、災害復旧に充てるものでございます。限度額、起債の方法、利率償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開きください。補正予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出でございます。11款益城町水道事業収益3項特別利益4目災害復旧補助金1節の水道施設災害復旧補助金1,860万円。これは8ページの支出で計上しております19節修繕費の水道管漏水修繕1,300万円、それから23節の材料費1,500万円の合計の2,800万円の3分の2を国庫補助金として計上しております。

また、2節の企業債940万円につきましては、国庫補助対象外の起債として計上しております。

8ページをお開きください。21款益城町水道事業費用 3節特別損失 6目水道施設災害復旧費19節の修繕費1,400万円、23節の材料費1,500万円。これは応援自治体分の応急復旧支給材料費としての計上でございます。

7目の総係費1節の手当97万円は、国の災害査定に向けて資料作成など時間外手当の計上でございます。

9ページをごらんください。31款益城町水道事業資本的収入 1項企業債 2目災害復旧事業債 1節企業債 1億8,400万円。これは災害復旧工事に充てるものでございます。

6項の補助金 1目補助金 1節の他会計補助金4,003万2,000円は、平成27年度小谷地区の下水道工事に伴います配水管布設がえ工事の補助金額が確定したことによるものです。公共下水道特別会計からの補助金を受け入れるための計上となっております。

2目の災害復旧補助金 1節の国庫補助金 3億6,600万円は、10ページ、5目災害復旧事業費の34節工事請負費 5億5,000万円の補助率3分の2を国庫補助金として計上しております。

10ページをお開きください。41款益城町水道事業資本的支出 1項建設改良費 3目改良事業費34節工事請負費、減額の5,500万円。これは当初、上陳地区の下水道工事に伴って、布設がえを予定しておりましたが、災害、豪雨により減額し、新たに5目災害復旧事業費34節工事請負費で記載しておりますとおり、上陳、下陳地区を一緒に整備するもので、9,000万円計上をしております。内訳は、上陳分5,500万円、下陳分3,500万円となっております。

5目の災害復旧事業費16節委託料5,120万円、これは34節工事請負費に対する実施設計委託料でございます。34節の工事請負費 5億5,000万円、内訳は上陳下陳災害復旧工事費9,000万円、上水道の第3・第4・第5水源地10億円、施設の地盤が下がったり、建屋が傾いたりしておりますので、復旧するための費用として計上しております。

また、国道・県道関係 3億6,000万円につきましては、国道、県道の道路改良等変更して、水管の布設を行いますので、今回計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（稻田忠則君） ここで暫時休憩します。11時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（稻田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは続きまして、議案第64号、平成27年度益城町一般会計決算認定についてから議案第71号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてまで御説明いたします。

それでは、議案第64号について。まず、平成27年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1

ページをお願いします。

議案第64号、平成27年度益城町一般会計決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により平成27年度益城町一般会計決算について認定を求める。

平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

2ページをお願いいたします。益城町一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、5ページから7ページにかけて記載をしてあるとおりでございます。6ページの歳入の合計、収入済額は112億659万8,246円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較ということで、一番下のほうに金額を記載してございますので御参考ください。

8ページをごらんください。8ページから11ページまでが歳出となっております。内容につきましてはここに記載をしているとおりでございます。

10ページの歳出の合計、支出済額は108億9,324万8,208円。以下、予算現額、翌年度繰り越し額、不用額、予算現額と支出済額との比較ということで、合計金額を列記しております。

12ページをお願いいたします。歳入歳出の差し引き残額は3億1,335万38円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思います。

次に、94ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額112億659万1,000円、歳出総額108億9,324万8,000円、歳入歳出差し引き額3億1,335万円、繰り越し明許費繰り越し額894万4,000円、実質収支額3億440万6,000円となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第65号について御説明申し上げます。119ページをお願いします。

議案第65号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度益城町国民健康保険特別会計決算について認定を求める。平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

120ページをお願いいたします。益城町国民健康保険特別会計決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

歳入につきましては、120ページから123ページにかけて記載をしているとおりでございます。歳入の合計につきましては、122ページをお願いいたします。歳入合計、収入済額49億1,599万833円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較となっております。

124ページをお願いします。歳出につきましてもここに記載をしているとおりでございます。歳出合計は126ページをお願いします。歳出の合計、支出済額47億4,096万2,091円、以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額との比較ということでここに記載してある金額になっています。

次のページをお願いします。歳入歳出差し引き残額1億7,502万8,742円となっております。歳

入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、146ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額49億1,599万1,000円、歳出総額47億4,096万2,000円、歳入歳出差し引き額1億7,502万9,000円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第66号について御説明申し上げます。153ページをお願いします。

議案第66号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計決算について認定を求める。平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。歳入につきましては、ここに記載しているとおりでございます。歳入合計、収入済額3億4,764万348円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということでここに金額を記載しているとおりでございます。

次のページをお願いします。歳出につきましてもここに記載しているとおりでございます。

歳出合計、収入済額3億3,471万9,517円、以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較ということでここに記載しているとおりでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出差し引き残額1,292万831円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思います。

166ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額3億4,764万円、歳出総額3億3,471万9,000円、歳入歳出差し引き額1,292万1,000円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第67号について御説明申し上げます。169ページをお願いします。

議案第67号、平成27年度益城町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度益城町介護保険特別会計決算について認定を求める。平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。歳入につきましては、ここに記載しているとおりでございます。下のほうをごらんください。歳入合計、収入済額27億8,008万9,153円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということでここに金額が記載してあるとおりでございます。

次のページをお願いいたします。歳出につきましてもここに記載しているとおりでございます。

172ページをお願いいたします。歳出の合計、支出済額27億3,111万2,727円、以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額との比較ということになっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差し引き残額4,897万6,426円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしてあるとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

190ページをお願いいたします。実質収支に関する調書について。歳入総額27億8,008万9,000円、歳出総額27億3,111万3,000円、歳入歳出差し引き額4,897万6,000円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

次に、議案第68号について御説明申し上げます。197ページをお願いします。

議案第68号、平成27年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度益城町公共下水道特別会計決算について認定を求める。平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町公共下水道特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。歳入について、歳入合計、収入済額が13億8,425万5,437円となっています。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということでここに数字を記載しております。

次のページをお願いします。歳入につきましては、歳出合計支出済額13億6,186万2,382円。以下、予算現額、翌年度繰り越し額、不用額そして予算現額と支出済額との比較でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差し引き残額2,239万3,055円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、212ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額13億8,425万5,000円、歳出総額13億6,186万2,000円、歳入歳出差し引き額2,239万3,000円、繰り越し明許費繰り越し額64万6,000円、実質収支額2,174万7,000円となっています。

以上でございます。

次に、議案第69号について御説明申し上げます。215ページをお願いします。

議案第69号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計決算について認定を求める。平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず歳入ですが、歳入の合計、収入済額が8,740万2,606円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較につきまして、ここに書いてあるとおりでございます。

次のページ、歳出でございます。歳出の合計、支出済額8,295万690円、以下、予算現額、不用額、予算現額と支出済額との比較となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差し引き残額445万1,916円となっています。歳入歳

出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますのでごらんいただきたいと思います。

228ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額8,740万3,000円、歳出総額8,295万1,000円、歳入歳出差し引き額445万2,000円、実質収支額も同額となっています。

以上でございます。

議案第70号について御説明申し上げます。水道事業会計の決算書をごらんください。

議案第70号、平成27年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について。地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成27年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算について認定を求める。平成28年10月11日提出、益城町長西村博則。

2ページをお開きください。平成27年度水道事業決算報告書収益的収入及び支出について決算額を申し上げます。収入の決算額は4億6,572万865円、支出の決算額4億3,530万2,943円となっております。内容はここに記載しているとおりでございます。

3ページをごらんください。資本的収入及び支出の決算額を申し上げます。収入の決算額は、3億2,161万3,887円、支出の決算額は5億3,545万1,768円、資本的収入額から資本的支出額に対して不足する額1億111万6,902円は過年度損益留保資金で補填いたしました。

4ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。

資金の流入出のこととで、一番下の資金期末残高6億9,788万7,214円となっており、年度末の返金預金でございます。

5ページをごらんください。損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益394万4,264円となっております。

7ページが剰余金処分決算計算書（案）でございます。損益計算書で当年度純利益394万4,264円を建設改良積立金に積み立てようとするもので、このところが別紙事項のところでございます。なお、各詳細につきましては、18ページ以降に記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

なお、計数等において言い間違いがあったかもしれません、各計数等は各予算書及び決算書に記載してあるとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それでは最後に、議案第71号、公の施設の他の団体の利用に関する規定について御説明申し上げます。

本案は、菊陽町から本町と境界を接する菊陽町曲手地内に進出する企業の排水処理について、勾配やマンホールまでの距離などの関係から、本町の下水道施設を利用させていただきたいとの依頼がありましたので、事前協議等を行い、妥当であると判断しました。つきましては、公の施設の他の団体の利用について、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を得る必要がありますので、議案を提出するものでございます。なお、この議案は同文議決であり、菊陽町議会では、9月定例会において議決済みであることを申し添えます。

以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 議案第57号から議案第71号までの15議案についての提案理由の説明が終わりました。

ここで濱田義紀代表監査委員に、平成27年度決算審査の報告を求めます。

濱田代表監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査委員の濱田でございます。監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。

平成27年度決算審査は、去る8月の12日から25日までの8日にわたり、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の状況について、関係各課に資料の提出と説明を求め、宮崎議員と私、濱田で慎重に審査をいたしました。その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令に準拠し、作成されており、それらを会計課所管の関係各帳簿、その他証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、正確であると認めました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理に、適法・適正かつ効率的に執行されており、財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況についても、良好な状態にあると認めましたので、ここに御報告を申し上げます。

なお、審査細部につきましては、決算審査意見書としてまとめ、お配りしておりますので、御高覧いただければと存じます。

以上、決算審査結果報告を終わります。

○議長（稻田忠則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時51分

平成28年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年10月11日午前10時00分招集
2. 平成28年10月12日午前10時00分開議
3. 平成28年10月12日午後3時40分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 交流情報センター視聴覚室
6. 議事日程

日程第1 総括質疑

7. 出席議員 (18名)

1番 上 村 幸 輝 君	2番 下 田 利久雄 君	3番 富 田 徳 弘 君
4番 松 本 昭 一 君	5番 榮 正 敏 君	6番 中 川 公 則 君
7番 吉 村 建 文 君	8番 野 田 祐 士 君	9番 宮 崎 金 次 君
10番 坂 本 貢 君	11番 寺 本 英 孝 君	12番 坂 田 みはる 君
13番 石 田 秀 敏 君	14番 中 村 健 二 君	15番 竹 上 公 也 君
16番 渡 辺 誠 男 君	17番 荒 牧 昭 博 君	18番 稲 田 忠 則 君

8. 欠席議員 (0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	政策審議監	門 崎 博 幸 君
教 育 長	森 永 好 誠 君	会計管理者	田 中 秀 一 君
総 務 課 長	森 田 茂 君	復 興 課 長	中 桐 智 昭 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	税 務 課 長	緒 方 潔 君
住民保険課住民係長	深 江 美 和 君	住民保険課保険年金係長	渡 邇 謙 悟 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	こども未来課長	坂 本 祐 二 君
健康づくり推進課長	安 田 弘 人 君	福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君
福祉課審議員	姫 野 幸 徳 君	いきいき長寿課長	後 藤 奈保子 君
農 政 課 長	森 本 光 博 君	建 設 課 長	坂 本 忠 一 君
都市計画課長	杉 浦 信 正 君	都市計画課審議員	西 口 博 文 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	高 森 修 自 君
下水道課長	水 上 真 一 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君

開議 午前10時00分

○議長（稻田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付しておりますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられるようにお願いいたします。

日程第1 総括質疑

○議長（稻田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第63「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの7議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。よろしくお願ひします。

私のほうからは2点お伺いいたしたいと思います。

まず、1点目が議案57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中の21ページ、10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金、この中のふるさとづくり施設整備費補助金として500万円が計上されております。前回の議会のときのですね、要望を酌んでいただけたものかと思っておりますが、きのうの議案説明ではですね、公民館の10カ所分とのことでしたが、この10カ所分というのはどこか。特定された場所の分ということでしょうか。もしどうね、特定場所、そういうものがあればですね、教えていただきたいと思います。

またですね、この補助金についてはですね、修理等については、従来どおりの2分の1の補助なんでしょうか。どうなんでしょうか。その辺のところを説明をお願いいたします。

それともう1点がですね、同じく議案第57号、22ページ、次のページになります。10款教育費7項保健体育費2目体育施設費のグラウンド整備費関係について、これでですね、説明においてですね、黒石崎のグラウンドのことということであったんですけど、この黒石崎のグラウンドっていうのはどこのことなのか、ちょっと場所の説明をお願いしたいと思います。以上です。お願ひします。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。1番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。

上村議員の質問は、ふるさとづくり施設整備費補助金関係で、20万掛ける10カ所上げているが、この位置はどこかという御質問でございました。

今回の地震によりまして、かなりの公民館のほうが被災しております。事前にアンケートをとりましたら、数十カ所ですね、補修をお願いしたいというような答えが返ってきました。その中で今回の予算としましては、少しずつ問い合わせがあっております10カ所を上げております、ただ、10カ所がどこであるかという明確な地域は指定しておりません。

それと、それに付随した問題であります、これまでどおりの補助金でいくのかという御質問でございますが、去年、ふるさとづくり施設整備費補助金という条例をつくっていただきました。それによってですね、補修の場合には2分の1を限度として、2分の1、200万円を限度とするということであっておりまして、これに従って行っていく予定でございます。

次の2番目の質問でございますが、10款の7項保健体育費、2目の体育施設費、13節の委託料の203万5,000円です。グラウンド整備委託料というふうに上げてますが、これがどこかという御質問でございました。これは、ちょっと場所的に説明しづらいんですが、黒石崎という地区がございます。その南側に農免道路が通っております。そこに附属した土地でございまして、そこは2.8ヘクタールほどあります、芝の畠になっておりますので、そのところを整備してグラウンドにしようかというところで、ここに上げておるものでございます。以上です。

○議長（稻田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

公民館の件についてはですね、恐らく工事費が安いものをとりあえずやるということで認識していいんでしょうか。地域のコミュニティーの大切さというのはですね、御存じのことと思います。その地域のコミュニティーづくりをですね、担う各団体の公民館、被災してからもう約半年がたってるんですが、いまだ手つかずであります、屋根を覆ったブルーシートも、もうぼろぼろ状態です。そのやっぱり一番の原因、要因というのはですね、修理費の工面が各団体においては難しいということにあります。

震災前であればですね、先ほど課長からの説明でありましたように、2分の1補助と合わせて最高限度額200万、これでですね、あわせて、あと、地区での寄附金や世帯戸数での負担割り当てにより修理費が賄われていましたけど、今回の現状を考えればですね、やっぱり各団体での寄附であったり、世帯戸数でのですね、負担割り当てというものが、恐らくもうちょっと無理だと思われます。

ですので、できればですね、町のほうとしてもですね、補助率2分の1、これをですね、緩和する措置であったり、新たな補助のですね、創設などですね、この町独自のやっぱり施策というものも必要になってくるんではなかろうかと思っておりますけど、これについてはいかがお考えでしょうか。

と、またですね、先ほど、あと黒石崎のグラウンドのことについては了解しました。恐らく、以前瓦れき置き場として整備するといった、この場所についてのことなんだと思います。この場所については、地元の反対というか、地元の井戸、こういった井戸関係の、井戸水の汚染とか、そういう関係で反対が出てですね、瓦れき置き場ではなくなつたと聞いておりましたが、このグラウンドについてですね、いつ誰が何の理由で、このグラウンドを整備することになったの

か、そのいきさつですね。

それとあわせて、グラウンド完成してからのグラウンドの使用の目的、これについてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君）　高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君）　上村議員の2回目の質問にお答えいたします。

公民館の整備につきまして、安いものからするんじやないかというふうな御指摘でしたけれども、実際のところですね、全面建てかえというのがもう2件ほど出ております。こちらは当初予算のほうで組んでおりましたので、そちらで対応しております。

それと、事前にとりましたアンケートによりますと、建てかえの部分でやりたいというところはですね、29年度とか30年度でやりたいというふうにですね、すぐにはできないというふうなお答えをいただいておりますので、今回はですね、この10月補正には上がっておりません。ただ、また要望があれば、よければまた12月補正でですね、上げさせていただいて、適応していきたいと思います。

それと、この町独自で補正的な施策はできないかという御質問でございますが、この町のほうもですね、例えば建てかえに関しましては4分の3の補助、限度額を750万としております。これに復興基金のほうが出てくるということを予想しておりますので、こちらのほうも利用できればですね。以前のところでは、残りの分の4分の3をまた補助できるというふうになっておりましたものですね、うちのほうもこれができればかなり地区の持ち出しができますので、新たな町のほうで独自の条例を改正して上げるという必要はないかというふうに考えておりますが、これも状況次第で考えなければならないというふうに思います。

それとあとですね、黒石崎のグラウンドの件でございますが、これは、いつ誰が計画したのかということでございますが、先ほど言わされましたとおり、以前、私が話を聞く前には瓦れき置き場としてですね、考えておられた場所でございましたが、ちょっと都合が悪かった、先ほど言わされましたとおりかと思いますが、それでグラウンドにしてはどうかという話が持ち上がりましたが、これがいつというのはですね、たしか8月ぐらいではなかったかというふうに思います。ただ、その時点でうちのほうが予算が全くありませんもので、何もすることができなかつたということで今回予算を上げさせてもらって、議会の判断を仰ぎたいというふうに思っております。

それと、何の目的かという御質問でございますが、御存じのとおり、熊本震災によりまして、この益城町のグラウンドはですね、多くのグラウンドが、飯野、広安、津森、こちらのほうが仮設住宅が今建っておりまして、グラウンドとしての機能をほとんど失っております。また、町民グラウンドのほうもかなりですね、液状化とかありまして、照明灯の電柱もかなり倒れてですね、危険な状態でしたので、整備を行いまして、どうにか使えるかなというには、草がぼうぼう生えておりますが、それを刈ってしまえればどうにか使えるんじやないかというふうに思いますが、何分、全体的にかなりいろんな運動できるような施設が減っておりますので、どこかですね、早急にグラウンドに転用できるところがないだろうかということで、ちょっと私たちも考えておりましたところ、瓦れき置き場がだめになったから、そこは体育施設として使うのはどうかという

ような意見がありましたのですね、予算はないですが、一応補正を上げてみて、判断を仰いでみて考えましょうということに今なっておりまます。

それと、目的というのはですね、現状を見ていただけると分かるかと思いますが、芝の畠になつております。普通の畠をグラウンドにするにはかなり時間がかかりますが、芝の畠というのはですね、すぐにというわけにはいきません、もう予算を上げておりますのですね、いろんな整備も必要になりますが、サッカーであるとか、グラウンドゴルフとかですね、ちょっとしたジョギングとかランニングとかですね、簡単な軽スポーツとかも行うことができますので、こういったことを目的としてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。グラウンドについてはですね、分かりました。

ただ、やっぱりちょっと私もですね、今、説明聞いて分かったんですけど、現在がやっぱり、先ほど話もしていただきましたように、町民グラウンドのほうがですね、もう荒れた状態でそのまんまほっぽらかされているっていうことですね、その状態でまた新たに別のグラウンドをつくるのはいかがなものなのかと、そういうふうにちょっと疑問に思つておりました。そういう主体でちょっと質問させていただきました。

またですね、公民館の件についてはですね、分かりました。地区の会合もそうなんんですけど、高齢者の方ですね、地域サロン、地域サロンというのもですね、これまで開催されていたんですけど、現在ですね、開催できないと、そういうことをよく耳にしております。楽しみにされている高齢者の方もですね、たくさんいらっしゃいますので、地域の方がですね、集うことのできる公民館としてですね、修復のほうが早くできるようにですね、よりよい施策の検討のほうをまたよろしくお願いしておきます。以上で質問を終わります。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

中川議員。

○6番（中川公則君） おはようございます。6番中川でございます。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算の第5号についてですね、3点お伺いをしたいと思います。

まず、15ページですね、歳出の中の2款、7目ですね、諸費、今回、防犯灯施設整備補助金という形で400万ほどの補助金を計上してございますけども、これは益城町の仮設団地に対する防犯灯の補助金なのかですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。きのうちょっととした説明では、100基ほど設置するというような形でございましたもんで、それについて、仮設団地を主体的に考えているのか、その分についてちょっと所見をいただきたいと思います。

それから、26ページ、11款ですね、災害復旧費、4項の文教施設災害復旧費の中ですね、1目の公立学校施設災害復旧費について、二、三、お伺いしたいと思います。

学校給食センター建設用地についてですね、地質調査とか620万、それから、学校給食センター設計業務委託料3,960万、それから、学校給食センター開発認可事業の891万とか、いろいろ給

食センター上がっておりますけども、その後のほうでですね、27年も一緒ですけども、17款公有財産購入費という形で、学校給食センターの建設用地の購入費という形で計上されておりますけども、話によりますと、面積的には約1万平米というような形で御説明いただいておりますけども、地権者とか、何筆ぐらいの土地に関係するのかとかですね、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、設計委託料につきましては、3,960万円ほどのセンターの業務委託関係で設計業務でございますけども、今から考えますと、11月、12月と、余りですね、3月までは期間がございませんけども、その中で設計して成果品が準備されるのかですね。そういうところの今後の計画についてですね、分かる範囲で結構ですけども御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。6番中川議員の御質問にお答えいたします。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）、15ページでございます。この諸費の中で、防犯灯の補助金がございます。このことについて、仮設の分ではないかという御質問でございますが、この分につきましては仮設の分ではなくて、従来の地域の集落内の防犯灯でございます。仮設の分につきましては、別途18ページのほうに予算を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） おはようございます。学校教育課長の福岡でございます。

6番中川議員の2番目の質問、学校給食センターの用地購入費につきまして、地権者は何人か、また、何筆かという御質問でございましたが、こちらにつきましては、現在、益城町学校給食センター建設検討委員会のほうで、まだ検討を行われているところでございまして、候補地としては7カ所ほど考えておりますが、現時点で何筆か、何人かということについては、まだ決定しておりません。

次に、業務委託料につきまして、設計が3月までに間に合うのかという御質問でございましたが、こちらにつきましては、非常にタイトな日程になるかとは思いますが、こちらのほう、通していただき次第ですね、急いで入りまして、できるだけ期間内に設計等が完了するよう詰めたいと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 6番中川議員。

○6番（中川公則君） 6番中川でございます。

先ほど総務課長のほうから説明いただきまして、私は400万という形で仮設団地の防犯灯だろうという形で考えておりましたら、3の民生費の災害復旧費の中の工事請負費という形で、15款でございますけども、560万、この中で、仮設団地内改修等工事請負費という形で500万ほど計上しておりますので、大体これでできるだろうと思っております。非常に団地内もですね、夜間に對して非常に暗いところが多いということで、再三いろいろ御意見が上がっておりますもんで、できるだけ早い期間にですね、整備をしていただけますようよろしくお願ひしたいと思います。

それから、給食センター関係につきましてもですね、一応まだはつきりした、土地関係がいろいろあるようでございますけども、そうした形で年度内にですね、できる形で、ひとつ努力をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。2番下田でございます。

私は、水道関係のことで1点だけお聞きしたいと思います。

平成28年度益城町水道事業補正予算書（第2号）というところで、ページとして10ページですね。41款益城町水道事業資本的支出から1項の建設改良費、5目の災害復旧事業費、34節の工事請負費となっておりますが、上陳下陳で9,000万ほど補正が組んであります。この水道の補正が組んであって、いつごろ工事が始まって、いつごろ完了するかということだけ聞きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 荒木水道課長。

○水道課長（荒木栄一君） おはようございます。水道課長の荒木でございます。2番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案63号、益城町水道会計補正予算（第2号）、予算書の10ページでございます。41款1項5目の34節上陣下陣災害復旧工事の件でございます。

この地区の被災延長が1,920メーターでございます。上陳地区が5,500万円、下陳地区が3,500万円の9,000万円の工事を計上させていただいております。

工事の終了期間は、24日に国の査定を受けさせていただきます。それから早急に実施設計を行いまして、一応3月までに完成させて竣工する予定で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。今から寒くなるのですね、ちょっと凍結の心配をしておりますが、早急な完成を望みます。ありがとうございました。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） おはようございます。11番寺本です。

議案第57号です。一般会計の補正予算書です。ページが22ページです。先ほど、同僚議員から質問がありました13節のグラウンド整備委託料ですか、203万5,000円ですか、これは、たしか場所は黒石崎の、当初は瓦れき置き場のところが、今回、グラウンドとして予算に計上されておりますけど、ただ、私が一番心配いたしますのは、瓦れき処理置き場も99%完成したのち、地元の方々の反対のもとでだめになりました。そして今回、グラウンドの整備ということで計上してありますけど、ただ、周りのハウス農家ですね、ハウス農家の人の同意、このあたりがですね、ま一度確認しないと、また瓦れき置き場あたりの問題もありますので、今度はハウスが東側、あるいは隣接地にありますから、ハウス農家の方々の同意はきちっととって進めてもらいたいと思い

ます。一応お願ひです。

それと、26ページです。先ほど同僚議員から質問がございました26ページの13節、委託料ですね、学校給食センター建設用地購入費に絡む、また建設に絡むものですね、これはですね、学校給食センター建設用地購入費が6,854万8,000円ですか。それとですね、このもろもろですね、学校給食センター開発許可関係申請手数料から開発許可業務委託料までですね、全部からするとですね、5,550万円以上かかるわけですよ。委託とかもろもろですね。用地ですね、6,800。これは私は何回かですね、こういう問題、委託料が高くはないかという質問、質疑をですね、何回かしたことがありますからですね。

これはあくまでもですね、予算ですから、執行されるのはどれくらいになるか分からんと思いますけど、余りにもですね。全体で5,553万5,000円ですか、ですね。用地購入費が6,800万ですから、このあたりはですね、もっと精査して、そしてですね、あくまでも見積もりですから、予算が通ってからしなさると思いますけど、このあたりは十分精査してですね、取り組んでもらいたいと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。11番寺本議員の御質問にお答えします。

10款教育費 7項保健体育費 2目体育施設費13節の委託料のほうで、グラウンド整備委託料に関する御質問でございましたが、議員がおっしゃられますとおり、グラウンドとかつくる前にはですね、必ず周辺地域の畠の持ち主の方の同意をとるというのが、これは当たり前のことですので、誠意を尽くしてこの辺の同意をとりに行きたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。ただいまの11番寺本議員の2番目の質問で、11款災害復旧費第4項文教施設災害復旧費の1、公立学校災害復旧費13委託料及び17節の公有財産購入費につきましては、本議員のおっしゃるとおり、予算でございますので、これを実際に執行する場合には精査して、できるだけ安い方法で入札できるように配慮したいと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）、最終のページ、28ページですけども、災害復旧費の中の仮設庁舎の件でちょっとお伺いしたいと思います。

前回、この件について提出されました4億9,032万の件で、私たち、こういった予算の修正案ということでお願いしましたところ、今回、大幅に削減していただき、執行部の努力に感謝申し上げたいと思います。しかしながら、この件について5点ほどお伺いしたいと思います。

まずは、前回、4億9,032万円、2年間という、2年間で24カ月ですね、の期間で提出された予算について、今回は4億8,391万2,000円、640万ほど安くなっていますが、これを期間を5

年間、いわゆる60カ月に延長されたわけでございます。

建物の総面積は、前回は3,090と聞いておりましたが、今回は3,110。10平米ぐらい多くなったのかなというふうな気がしております。これを坪数に直しますと、前回が936.6、今回が942.4という計算になりますけども、303で割ったらそうですね。これを坪単価に直していくと、月平均坪単価が前回は2万1,890円、今回については8,558円ということになりますと、どのくらい安くなったかというと、約、前回よりは坪単価も、月単価が61.8%減額されている、値引きされたというふうな気がしております。

そういう中で、何で61.8%、前回と今回と違うのかと。基本的に予算金額そのものは大して変わっておりませんけれども、執行期間が24カ月から60カ月に延びたというふうな、計算上になりますが、それでもやはり61.8%減額になったということでございまして、この主な理由、何だろうか。また、24カ月が60カ月に延びた理由は何なのかということをですね、お伺いしたいと思います。

それから2番目に、仮設庁舎の用地調整工事費ということで3,091万2,000円の予算が入っておりますけれども、駐車場の整備はどういうふうにされているのかなというふうな気がしております。表面のアスファルト工事、あるいは線引き、あるいはフェンスの工事など出てくるんじやなかろうかなと思いますが、そういう予算については、まだ検討していないと、まだ仮設庁舎のほうも計画しているわけではない、そういう段じやないということであれば、今後の検討になるかと思いますが、大体予算的には幾らぐらい見たらいいのかお伺いしたい。

また、そのほかのですね、引っ越しにかかる費用、幾らぐらい見てられるのか。事務用備品だとか、あるいは職員の運搬、そしてまた、コンピューター関係の移設費用、相当な費用がかかってくるんじやなかろうかというふうな気がいたしております。そういう費用は幾らぐらい計画しているのか。それから、庁舎内の電気給排水、空調設備。電気については室内の電気等はもうついているとは分かりませんが、室内の配線工事のぐあいだとか、あと、配線やら、防犯システム、そういうものが出てくるんではなかろうか。給排水については、町のほうで見られることでしょうけれども、流し台や湯沸かし器等がまた新たな設備工事で出てくるんじやなかろうか。その他ではエアコン、換気扇、喫煙所、煙の換気だとか、いろんなものがまた新たに出てくるんじやなかろうか。そういう費用はどのくらいかかると見込んであるかというふうな気がいたしております。

そしてもう一つは、5年間の間に町長によれば新たに本庁舎の新築を計画したいということです。言われておりますけれども、仮設庁舎がですね、賃貸契約期間がもし短縮された場合、その分の費用の払い戻しがされるのかどうかというふうに考えます。現状ではまだ計画できておりませんので、考え方としてはどのような考え方をお持ちなのか。その辺をお伺いしたい、そのように思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書、最後のページ、28ページでございます。この14節使用料及び賃借料の仮設庁舎賃借料についての御質問でございます。

まず、前回と違う点が幾つかございますので、その点につきまして御説明を申し上げます。前回の議会で、現庁舎は使用できるのではないかとか、賃借料が高過ぎるのではないかというふうな御意見をいただいております。そこで今回、予算でもいろいろ精査しまして、御提案をした次第でございます。

まず、期間でございますけれども、2年間を5年間としております。これにつきましては、前回の予算の計上費では、電算の都合上とかもございまして、12月、年内に竣工するところで考えておりました。着工しながら申請可能な建築基準法第85条の第2項及び第3項で対応するところで考えて計上したところなんですけども、前回、修正が出されましたので、今回は仮設の庁舎につきましては、少なくとも4年ないし5年はかかるんじゃないかと想定しております、今回は期間の制限のない第85条第5項で復旧を行うこととしまして、5年間の賃借料ということで予算を計上しております。

それから、金額の面で大分下がったんじゃないかというような御指摘を受けておりますが、予算面も精査をいたしまして、各課のニーズとかも精査して、不要な所は面積を落としたりとかしております。

それから、OAフロアと申しまして、床下に配線を計画していたんですけども、それも5年間の仮設であるというところで、もうOAフロアなしとしております。

それから、備品のカウンターもリースによるところで考えていましたが、現在の役場にある庁舎のカウンターを使って、足りないのは購入したほうがリースより安くなるというふうな情報もございましたので、この分も予算を落としております。

それから、面積でございますけども、今回は庁舎につきましては延べ面積が2,990平米というところで、残りの99平米が、駐輪場もですね、今回は計上しておりますので、庁舎の面積としましては2,990平米、駐輪場が99平米と。庁舎のほうが単価的には高くなりますけれども、駐輪場も必要というところで今回は上げております。

それから、備品関係ですけども、コンピューターの移設費とか庁舎内の文書とか配線の機器をどうするのかという御質問だったと思いますが、庁舎の中につきましては全部、仮設の庁舎の賃借料に含まれております。ただし、引き込み線とか外の部分につきましては、まだこの段階では金額がまだ明確ではございませんので、金額が今回承認いただければ、次回の会議でまた御提案をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁いろいろありがとうございました。

まだですね、金額がまだはっきり出てないんじゃないかと思います。今後のことなので、今後また、次の議会の折には、また新しい予算がね、組まれて出てくるんじやなかろうかという気がしておりますが、いずれにしましてもですね、仮設ハウスの賃貸料だけじゃなく、いろんな面でやはりお金がかかるということですね、やはり知っておくべきじやなかろうかと思いますんで、

今回これをしっかりと見ながらですね、金額がかなり大きくなっているということでございますんで、ある程度ですね、予算は提出する前に、業者が見積もりするのをうのみにするんじゃなくて、やはり審査し、検討し、そして議会のほうへ提出していただきたいというふうに考えます。

今後、いろいろな問題が出てくるでしょうけれども、その前にですね、やはり前もって精査するということがひとつ大切なことではなかろうかと思います。

そういうことで、今回、六十何%も値引きされたような気配がしておりますけれども、こういう問題はですね、やはり余りにも大き過ぎる。ですから、このまま、どういうふうな展開をしていくのか、厳しく、それでいいやということでやってるなとは、<聞き取り不能>、4億9,000万ほど、そのまま黙って払ってたという計算になりますので、計算上はですね。61%、いわゆる4億9,000万の61%、2億9,000万そんぐらい高く支払ったという計算になりますのでね。ですから、こういうことで、検討、審議して、そして、いろいろな面から見積もりを検討しながら、そして、議会には上がるようにしていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 竹上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

予算につきましては、前回計上しまして、今回、予算の精度を高めるといいますか、正確さを期すために、見積もり社3社お願いして、その平均で出しているところでございます。

それから、予算につきましても十分、議員おっしゃるとおり精査してもらいたいと思います。指名競争入札を予定しておりますので、県内でも今回の地震で被災された市町村がございますけども、その例でいいますと、実際、予算計上額から6割から7割減額された例がございますので、十分その点を考慮して、なるべく予算減はですね、精査してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

3番富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） おはようございます。3番富田でございます。

私は、議案第57号、一般会計補正予算案（第5号）のですね、19ページですね。4款2項1目13節です。災害廃棄物処理料の委託料ですね、の13億3,621万ですが、これはですね、仮置き場からの運搬処理費が含まれていると思いますが、公費先行解体の場合ですね、更地になるよう完全に処分されますが、中にはですね、被災を受けられた農家の方の納屋ですね、これ、ビニールとかほかにもいろいろあるわけなんですが、これがですね、仮置き場申し込み対象外のものがあり、処分に困っておられます。ということで、持ち込み対象外のものに対しては、現在、対処法はないのか、これをお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） おはようございます。環境衛生課長の河内です。3番富田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、19ページ、4款2項1目13節の委託料、災害廃棄物処理業務委託料を計上させていただいておる中で、確かに、農業用関係の

ビニール等についての処分ということでのお尋ねですけども、今回の災害廃棄物処理対策事業の主たる目的というのがですね、やはり住居の解体撤去、それに伴って出る瓦れきの処理というのが主たる目的になっております。

お尋ねの農業用のビニール等についてもですね、処分できないのかというお尋ねも幾つか実際あっておりますけども、先ほど申し上げましたように、震災による住宅の解体撤去処分というのが主たる目的ということになりますので、今回の地震による処分対象としては非常に難しいというふうに考えております。

郡内の各自治体を調べましたけども、調べた範囲内においても、農業用関係のそういうビニール関係を仮置き場で受け取っておるというような自治体はなかったというところでございます。

それからですね、そのほかにも、廃タイヤ等についてもですね、国からの災害査定が一部入ってきておりますけども、こういったものについても、今回の震災での処分対象ということからは削られておるというようなものがございますので、全てをほんとはですね、住民の方々の御要望にお応えして全て受け入れたいというのは本音でございますけども、やはり国からの補助をもらってやる事業ということで、何点か対象外になっているものがございますけども、その辺のところは御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。議案第57号に関しまして、何点かお尋ねをいたします。

まず1点目、11ページの基金歳入関係でございますが、1節の寄附金7,641万6,000円。先ほどの説明では、企業からの寄附金ということでございました。できれば、企業名と件数ですね。

次のその下の、ふるさと納税9,636万1,000円。これにつきましても、地方自治体からのふるさと納税ということだったと思います。地方自治体名とその内訳、できればお願ひします。

次に、18ページ、一番上の段の13節委託料451万8,000円。仮設団地時間外対応業務委託料。これにつきましてですね、委託先と委託業務の内容。

同じ13節の行政文書等ポスティング業務委託料110万円。これについては、委託先ですね、これを教えていただきたいと思います。

1枚めくりまして、21ページ。上から2番目の19節負担金補助及び交付金250万円。消防施設整備費補助金。説明では、消防詰所の5カ所ということでございましたが、5カ所のどこの分かですね、場所が分かればお願ひします。

次に、22ページ。教育費の体育関係でございますが、先ほどから黒石崎のグラウンドが何名の方から質問があつておりました。これは、土地はですね、町有じゃないと思います。個人所有か町有か。これが個人所有でございましたらですね、今後の借り上げ料ですね、はどのようになつておるのか。地権者との話し合いはもうできているのか、いないのか。それと今度、完成後ですね、完成後はどこが管理をするのか。オープンした場合、この使用料は有料になるのか、無料になるのか。そこら辺をお尋ねいたします。

次に26ページ、学校給食センター関係でございますが、その中の13節委託料、学校給食センタ

一設計業務委託料が3,960万円計上してありますが、この設計委託料が組んであるということはですね、建設の概算額から算出されたものと思いますが、その規模と概算額が分かれば教えていただきたいと思います。

次にですね、27ページの一番上の17節公有財産購入費、学校給食センター建設用地購入費6,854万8,000円。これにつきましてはですね、まだ場所は決まっていないということでございました。だけども、その金額が1,000円単位まで出ておりましたので、大体の場所が分かればですね、教えていただきたいと思います。

それと、最後のページのですね、一番上の仮設のプレハブのリース料関係でございますが、3社で見積もりを出したと。その平均を出したと。予算を計上したということでございますが、普通、予算を組むときはですね、やはり相見積もりを出していただいて、一番低かった見積もり額を予算計上するのが筋じやないかと思います。そこら辺、いかがなものでしょうか。これで1回目の質問といたします。

○議長（稻田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。13番石田議員の議案第57号の11ページでございます。寄附金についての御質問でございます。

ふるさと納税につきましては、私も全国から電話をいただいて、ふるさと納税をしたいんだがという電話対応もさせていただいておりますし、ふるさと納税の申込書というのがございまして、コメントの欄にいろいろ激励の言葉をいただいております。全国の皆様から多くの御厚意をいただいていることをここに感謝申し上げます。

そして、質問の件でございますが、1節の一般寄附金につきましては、9月15日までの調定分ということで、企業などから寄附がございました82件分7,641万6,000円分を計上させていただいております。82件分でございます。

それから、2節のふるさと納税につきましても、同じく9月15日までの調定分でございますが、これは個人の方から直接益城町へ寄附された部分が535件の4,777万6,000円。それから、昨日も申し上げましたが、全国の9自治体から、ふるさと納税代行というのを申し出を受けております。その名称をということでしたので自治体名について申し上げますと、兵庫県の朝来市、長崎県の平戸市、石川県の輪島市、それから、鳥取県でございます。それから、鹿児島県の薩摩川内市、兵庫県の淡路市、宮崎県の諸塙村、宮城県の岩沼市、鳥取県の琴浦町、以上9自治体からふるさと納税代行の申し出を受けております。その中から、9月15日までに送付があった部分が6自治体で4,858万5,000円となっております。その合計9,636万1,000円が11ページの2節で計上している部分でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 13番石田議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

議案57号、平成28年度一般会計補正予算の第5号中、18ページでございます。一番上でございます。委託料の仮設団地の時間外対応業務委託料についての御質問、まずそういったご質問がございます。

現在、仮設団地については、復興課のほうで管理の委託をほうを行っております。職員のほうがですね、平日も夜の勤務で対応している、あるいは土日についても待機しているという状況でございます。業務の中身につきましてはですね、大体今、1,556戸の仮設住宅軒数で今動いておりますけれども、仮設団地についてはさまざまな不具合等が出てきて、相当な数の電話等の問い合わせのほうが当課のほうに入っております。

それで、今回がですね、専門の業者、管理と時間外と平日の時間外及び土日祝日等の対応についてはですね、専門の業者に対応していただいて、要するに業務等の本来の業務、本来というか、通常の業務のほうにももうちょっと力を注ぎたいというふうなところで上げさせていただいております。

委託業者については、一応今、不動産会社のほうを検討してまして、まだ委託先のほうは、まだ決まっている業者はございません。

それと、二つ目の行政文書のポスティング業務委託料につきましては、これにつきましては仮設住宅に対する町の文書関係を全てポスティングのほうで、業務をお願いするというところでございます。一応、委託先につきましては、宅配便の業者等を今設定している、お願いしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。13番石田議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度益城町一般会計補正予算書の21ページでございます。9款1項の消防施設費の負担金補助及び交付金でございます。消防施設整備費補助金でございますけども、今回の熊本地震で、詰所が益城町で32カ所が被災を受けております。そのうち、どこの分かという御質問でございますけども、今回はどこの分という具体的な数字は、具体的な場所では把握しておりませんが、今年度これから行うに当たって、5カ所を3月ごろ行う見込みで計上しております。また、来年度以降も、その時期はちょっとばらばらでございますけども、年度途中でまた申請が上がってきた分についてはまた、補正なりでまた対応していきたいというふうに思っております。

それからもう1点、28ページでございます。11款5、1目14節の使用料及び賃借料、仮設庁舎の賃借料でございますけども、今回は業者3社から見積もりをいただいて提出をしておりますけども、その一番下の数字を予算計上するべきではないかというような御質問でございますけども、今回は平均を使わせていただいております。申しわけございません。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。13番石田議員の御質問にお答えします。

一般会計補正予算の22ページの10款教育費7項の保健体育費、2目の体育施設費、グラウンド整備用地に関するお尋ねでございますが、1番目の、土地は町所有か、それとも個人の所有かという問い合わせでございますが、これは1名の個人の所有でございます。今後の借地料についてどうするのかということを地権者と話をしているのかという質問でございますが、まだ現在のところ、

私たちは地権者とは話をしておりません。ただ、瓦れきのですね、関係で、前の担当者の方が地権者と和解の話をしております、無料でもいいというふうなですね、そういった、貸してくれるというような感触を得ておりますので、今後、来週からですね、今回予算を認めていただければ来週から交渉に入りたいと思います。

それと、どこが管理をしていくのかという問い合わせでございますが、これは生涯学習課が管理していくということになります。

また、オープンした場合の使用料はどうするのかという問い合わせでございますが、またこのほうもまだ決まっておりません。ただ、多くのグラウンドのほうがですね、無料で貸しておりますので、こちらのほうは町内は無料、町外から借りる場合は料金のほうを考えたいというふうにですね、思っておりますが、この辺のところも有識者の方と相談しながら決めていきたいと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。石田議員の一つ目の質問にお答えしたいと思います。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）の26ページ、11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費の中の委託料、学校給食センター設計業務委託料3,960万円の中で、概算額と規模ということの質問でございますが、御承知のとおり、学校給食センター建設検討委員会というのを何回か開催させていただいております。石田議員も委員に入つておられますが、その中で、まだ概算額については説明が終わつておりませんので、こちらのほうでまずは検討させていただいた後、公表させていただければと思います。

規模につきましては、一応近隣給食センターの規模及び配食数等を考慮しまして、施設面積2,400平米を検討しております。

次に、17節の公有財産購入費の中の大体の場所はということでございますが、こちらも検討委員会のほうで何カ所か上げさせていただいておりますので、まだこちらのほうで、どちらを候補地として決定するのかまだはっきりしておりませんので、こちらのほうも検討委員会の中のほうで検討させていただければと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 13番石田議員の御質問で1点補足をさせていただきます。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算中、ページ22ページのグラウンドの整備の件ですけども、地権者とのということでの御質問ですけども、これにつきましては御承知のとおり、災害仮置き場ということで地権者の方とは相談をしてですね、一応御了解をいたしましたところですけども、中途で予定が変わりまして、災害瓦れき置き場については、ちょっと今後予定がございましてということでお話をさせてですね、今後は町のほうとしても有効に使っていきたいというふうなことで、今後グラウンド用地での検討というのも入れたいと思いますのでよろしくお願いしますということで申し上げまして、先方さんはですね、こういった益城の状況というのを十分御理解いただいてですね、町のために有益であれば、もう何に使っていただいても自分は結

構だということで、内諾はいただいておるということです。もちろん正式な契約についてはですね、この議会が終わった後、また伺いますということで先方さんには申し上げているところになります。以上、補足説明でした。

○議長（稻田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） それぞれ答弁をいただきましたが、歳入につきましては詳しい御説明をいただきましてありがとうございます。やはりこういう寄附金、ふるさと納税、このあたりはですね、やはり区切りのいいところでですよ、ましき広報あたり、ホームページ、出されていいかどうか分かりませんが、町民の方は全く分からんわけですね。ですから、広報あたりを利用して、どういうふうに入ったぐらいは公表されたがいいんじゃないかと思います。ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

18ページのですね、委託料の中の行政文書等ポスティング業務委託料、町からの文書あたりを宅配業者あたりにお願いする予定ということでございました。各仮設団地には自治会が幾つかでできるとと思いますが、自治会長も決まるところがあるわけですね。当然、自治会の中には自分たちがせにやんいかんとかなという思いでおられる自治会もあろうかと思います。そういう自治会次第では、自治会に任せてもいいんじゃないかという気もいたします。自治会発足にまだ至っていないところもあると聞いておりますが、そこら辺ひとつ、できるだけ節約ができればいいなという思いであります。

次に、21ページの消防施設整備費補助金5カ所分ということで、まだ場所は決まっていないと。極端に言えばですな、いいかげんな予算の組み方という思いもするわけでございます。まあ、詰所ですね、消防詰所、これはもう、今回の地震で分かったようにですね、地域防災の一つの拠点でございます。これはもう、5カ所と限らずですね、また追加でするというような話もございましたけど、一気にやはり対応してやらにやいかんと思いますよ。できるだけ早くですね、要望があった場所については、また被害が確認できている部分についてはですね、もう早く対応をしていただきたい。

それと、先ほどのグラウンドですね、黒石崎のグラウンド、この地権者ですね、個人所有ですから、地権者との借地で、まだその地権者の方と、無料でもいいですよという気持ちもあられるというようなことを聞きました。いずれにしてもですね、どうするのかを先にもうこっちが決めとかにやいかんとじゃなかですかね。順序としてですよ。予算が通ったら相談に行きますということのようでしたけど、先に決まってから予算を計上すべき。まだ予算は上がっておりませんけれども。だけん、そこらあたりは早くはつきり話し合いが終わるように進めていただきたいと思います。

それと、仮設庁舎のリース料、3社で見積もりで平均を出しました。だから、何で3社で平均か、何で平均を出さにやんかということですよ。一番低かったところの予算でよくはなかったかということですね。総務課長のお話では、ただ3社の平均をとりました。だけん、その理由ですよ。3社の平均をとった理由。もう1回聞かせてください。

○議長（稻田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。13番石田議員の2回目の質問の中で、ふるさと納税での寄附金についての広報についての御質問でございますが、議員おっしゃるように、感謝の気持ちをどういう形というか、今ようやく広報のほうも通常の形に動き始めましたので、おっしゃるような、どういう形になるか検討して広報のほうはしっかりとやっていきたいと思います。

それから、関連でございますが、今回のふるさと納税の今後につきましてですね、今回の14ページのほうに謝礼金という形で計上させていただいておりますが、先日、10月の6日の新聞報道にもございましたけど、人気漫画の「ワンピース」というのがございますが、その作者の尾田栄一郎さんの御協力によりまして、尾田さん書きおろしのイラストを使ったお宝グッズを、益城町のふるさと納税の返礼品として贈る予定になっております。グッズの内容についてはまだ未定でございますが、12月から3月までの限定返礼品として、1万円以上のふるさと納税をいただいた方に贈る予定でしております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 復興課長の中桐でございます。13番石田議員の2回目の御質問にお答えしたいというふうに思います。

自治会のほうですかね、今、9団地の自治会のほうができるております。実質上、10月の頭にですね、そのときはまだ9団地ではなかったんですけど、できる団地の会長さんの方に集まつていただいて、情報共有というか、そういう形の連絡の懇談会を開いてます。今後、今おっしゃられました自治会のほうの会長さんも任せてもいいんじゃないかというお話でございますので、それも含めてですね、今後定期的に自治会の会長とのですね、情報共有の懇談会を開いていきたいというふうに思いますので、その中でやっていきたいというふうに思っております。

ただ、自治会を設立するときの説明会ではですね、やはり情報がなかなか流れでこないという仮設住宅の方のお話もございましたので、それを含めた形で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。13番石田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

益城町一般会計補正予算書21ページでございます。消防施設等整備補助金でございますけども、議員御指摘のとおり、要望があったところから順次、早目に対応していきたいというふうに思っております。これにつきましては、消防詰所でございます。これにつきましては、国、県に対しても要望活動を行っているところではございますけども、町内、被災しているところについては御指摘のとおり早く対応していきたいというふうに思っております。

それから、28ページ、14節の使用料及び賃借料の一番低い予算を予算計上すべきじゃないかと、なぜ平均をとったのかという御質問でございますが、あくまで予算計上用の見積もりというところで、その性格性から、今回、高過ぎても低過ぎてもいけないんじゃないかという思いがございまして平均を提出させていただきました。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長高森です。13番石田議員の2回目の御質問にお答えします。

地権者との交渉は先に決めておくべきではなかったかという御指摘でございましたが、先ほど河内課長のほうが御説明をしましたとおり、この土地に関しましては、地権者が町には貸すというふうなですね、答えを得ておりましたので、私たちのほうは議会で予算を認めていただいて、はつきりしたところで交渉のほうにいきたいというふうに答えてあります。

また、早く話し合いを終わらせねばならないというような御指摘ですが、頑張って早くしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） 総務課長にお尋ねしますが、リース料ですね。高くてもいかん、安くてもいかんから真ん中を、平均をとったと。建築ですね、建築の場合はですね、やはり建物の質の関係がありますから、それは高くてもいかん、安かつてもいかん。でも、リース料ですよ。借り上げ料ですよ。借り上げ料は安いにこしたことはなかつじやないですか。いかがですか。建築費なら違うですよ。建築の質が変わってきますから。借り上げ料って、借り上げ料が高くてもいかん安かつてもという考えはいかんと思いますよ。借り上げ料は安いことにこしたことはない。もう1回お尋ねします。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 13番石田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

リース料がいちばん安いリース料であるから建築費とは違うので、一番安いのでするべきではないかという御意見でございます。はい、その件、御意見重々参考にさせていただきたいと思います。ただし、今回につきましては、予算計上というところで、前回1社で上げてございますけども、なかなか前回高いという御指摘もございましたので、あくまで数社とらないと分からぬじやないかというところで、3社とったものでございます。

当然、実際、業者選定をして、入札の段階にしましたら、詳しい仕様書をもって、一番安いところで業者が決まるわけでございますけども、今回、予算計上段階というところでしましたが、今回は平均をとらせていただいた次第でございます。

○議長（稻田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時35分から会議を開きます。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時35分

○議長（稻田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） おはようございます。8番野田でございます。数点質問をさせていただ

きます。

まず、議案第71号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてですけども、我が町は震災以来、多くの県市町村の方にですね、御支援をいただいております。今回、菊陽町さんのはうで。

(自席より発言する者あり)

済みません、失礼いたしました。補正だけということなのでですね、議案第57号についてお尋ねいたします。

まず、ページ11ページ。先ほど来、質問をされてる方とダブる分がありますけれども、よろしくお願ひいたします。

19款寄附金の中の1項寄附金の中のですね、ふるさと納税でありますけれども、今、代行でやられているということでございますが、当町に関してですね、新設して行うという提案をしておりましたけれども、その後、新しくですね、開設してあるのか、ないのか。もし開設してないということであればですね、その理由をお聞かせください。

次が、12ページ、22款諸収入の件で、一般コミュニティ助成事業200万についての、広崎公民館備品ということでありましたけれども、ほかには、ここだけでいいのかということでお尋ねしたいと思います。

次が、21ページ、9款消防費の中の消防施設補助金250万。5カ所で250万ということですけども、残りについてどのような考え方でやっていくのかについてお尋ねいたします。

21ページ、社会教育費、19節ふるさとづくり整備補助金500万。これも公民館ということで、二つ新しくというお話だったんですけども、ほとんどの公民館がですね、被災を受けておりますので、それについてもどのような形であとはやっていくのかについてもですね、お話しいただければと思っております。

次が、次のページ、22ページですね、10款教育費。先ほどグラウンド整備について、黒石崎グラウンド整備についていろいろ質問、回答がございましたけれども、これについてはぜひですね、賃借料ですね、を早目に決めていただき、そして地元ですね、地元と地権者、そしてその場所の周りの畠の方々ですね、についてもきちんと説明を早目にしていただかなければ、交通量とかもですね、増えたりとかすると、多分、今、瓦れきの、第2テクノ仮置き場、テクノ第2仮置き場ですかね、が本開設すればですね、交通量もだいぶん増えると思いますので、その辺の安全管理等も出ると思いますので、その辺についてもですね、きちんと地元のほうにも説明をしていただきたいと思っております。

次、25ページ。2目の河川災害復旧費の中の15節工事請負費、河川災害復旧工事請負費5,950万3,000円とありますけれども、この河川については、どこの河川をどのような形でやっていくかについてお尋ねしたいと思います。

次が、28ページですね。28ページにつきまして、先ほど来、御質問があつておりますプレハブ使用料及びリース料についてですけども、当初、前議会のときに、3億1,000万の修繕費が必要ですよと、建物、上屋についてですね、いうお答えがありました。3億1,000万であれば2年契

約、2年リースで5億より安いからそっちがいいんじゃないだろうかということで白紙になったわけですけれども、その後、基礎費、今回、基礎杭費ですかね、基礎杭費がほとんどやられてるんじやなかろうかということで、考察された上、数十億かかるんじやなかろうかという説明を受けておりますが、その数十億のですね、根拠についてですね、少しお聞かせください。

それとですね、先ほど来、3社による見積もりをいただいているということだったんですけども、中間、平均ということなので、必ずですね、そういう場合は資料としてですね、いただきたいたいと。要するに、上限が幾ら、まあ3社なんで中間はないんですけども、上中下で幾らだったかの資料を提出いただきたいということあります。

それと、一つですね、法的なことをお尋ねしたいんですけども、災害復旧でやるというふうになってると思うんですけども、5年間、60カ月のリース料というふうになっておりますけども、60カ月というのがですね、災害復旧費にですね、抵触しないのかという部分について、それにもし抵触すればですね、補助金の47.5から87.5がですね、どのように変わるのかについてお尋ねいたしました。

それとですね、先ほど3社見積もりということだったんですけども、多分、プレハブ協会は全国12社あると思います。できればですね、入札もですね、12社全てとは申しませんけども、指名競争か一般競争か私は分かりませんけれども、できればですね、入札の数は増やしたほうが、よりよい成果が上がるんじゃないだろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それとですね、このプレハブについてなんんですけども、場所については前回とこれは変わらないわけですよね、総務課長。変わらないですね、はい。前回と変わらないということですので、地域再生道路沿線に建てられるということなんですけれども、今、各部会があり、復興計画の骨子案が出ております。もしですね、骨子案で、今度12月に復興計画が出来ますけれども、その復興計画のときにですね、本庁舎の移設等が出たらですね、おんなじ場所になる可能性もあると思うんですけども、その辺はですね、どのようにお考えかをですね、ぜひ町長のほうにお答えいただければと思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。8番野田議員の議案第57号の11ページのところでございます。ふるさと納税の件でございますが、議員御質問のように、今回、先ほど申しましたように、お宝グッズを12月から3月までの限定という形で予定しております。それにあわせましてですね、インターネットの利用ができるようなシステムづくりも今あわせて検討しているところでございます。

それからもう1点が、12ページのコミュニティですね。12ページの22款の5項5目の雑入の一般コミュニティ事業の件でございますが、広崎5町内の公民館の部分でございますが、これは宝くじ振興関係で助成があるものでございます。昨年は紅太鼓というところが対象となっております。広崎5町内の公民館につきましては、新しくできたところですが、いろいろ御相談、復興環境整備の助成とかの該当がないかとか、いろいろ御相談を受けて、なかなか該当する状況になかったわけですが、今回このところが該当したということで、今回計上させていただいているもの

でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書の21ページでございます。この消防施設整備費補助金でございますが、今回、5カ所というところで予算を計上させていただいております。今後につきましては、消防団あたり、地域との連携をとって、意見をお伺いしまして、どの時期にどれくらいの整備が必要なのかというのを十分把握して、優先順位をつけて早急に対応していきたいというふうに思っております。

それから、28ページでございます。仮庁舎の賃借料でございますけども、前回の議会では、上物といいますか、建物の被害の金額を発災当初すぐに調査をいたしまして、そのときが3億1,000万程度で大体出ておりました。これはエレベーターとかですね、設置とか、議会棟の渡り廊下の部分は除いた部分でございますけども、3億1,000万と出ておりました。

その後、前回の議会の後でございますけども、8月に被災度区分調査と、それから、庁舎の傾きがあると、それから、柱が傾斜しているという事実がございましたので、杭の建設等調査を行っております。その調査の結果、杭の、実際は4隅4カ所するところで考えていたんですけども、1カ所が段差があってできなかつたもんですから、3カ所行いました。杭等につきましては2カ所問題があって、亀裂があると。それから、杭の本体につきましては、一つが損傷していて、あと2カ所が損傷の疑いがあると。これは、軽くたたいてするIT検査という検査で行ったわけでございますけども、わずか3分の検査で、実際の杭は70本ぐらいありますが、大体ほとんどの杭が被災をしているというふうに観察されるというふうな結果となっております。

それを受けまして、その調査結果を受けまして、熊大工学会のスタッフ等、先生の皆さん等、それから、建築設計事務所と総務課で10月3日に実際どうなのかということを先生方にお伺いしたところでございますけども、復旧は可能なのかどうかとかを含めて御意見をいただきました。その中で、もしも、復旧する手法としては、役場の下全体をですね、二、三メーター掘削して、杭を突ける状態にして、一つ一つ被災があったかどうか確認しながら復旧をしていく方法がありますと。ただし、その方法によると、少なくとも20億、もしくはそれ以上かかると思われますと。期間につきましても、2年ぐらいかかるというふうに先生がおっしゃいました。

そういうわけで、大体復旧全体を含めますと、杭プラス上部を含めますと大体20億プラス3億1,000万プラスエレベーターとか、その他もろもろでかかるかなというふうに思っております。

それからもう1点、上中下、幾らだったのかということでございますので、ここで金額を申し上げたいというふうに思っております。3社見積もりとりまして、益城町に指名願が出されている方から一応3社お願ひしております。1社がですね、5億9,400万でございます。2社目がですね、4億5,360万でございます。3社目が4億413万6,000円。この3社の数字の平均を今回計上させていただいた次第でございます。

それから、60カ月のリース料でございますけども、災害復旧費との関連がどうなのかという御

質問でございますが、これは町の財政係、それから、県の財政担当者と十分連携をとってですね、災害復旧に沿うような形で、町持ち出しが極力ないような形で進めていきたいと思っております。

それから、3社でございますが、実際、指名願が出ているところはですね、ほかにございますので、実際の指名の仕方に当たっては、おっしゃるとおり、なるべく多くの業者が応札できるようですね、していきたいと思っております。

それから、場所につきましては。

以上です。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

10款教育費 6項社会教育費、ページでいきますと21ページのふるさとづくり施設整備費補助金の件でございますが、ほとんどの公民館が被災を受けており、どのようにするかという御質問でございますが、私たちも各区長さん方にですね、しっかりと広報をしまして、この申請をしていただきまして、全箇所もれなく補助金を交付できるようにしたいというふうに思っております。

次に、22ページの黒石崎のグラウンドの件で、賃借料を早目に決め、また、地元と地権者の話をですね、説明を早目にやれということでございます。これはもう御指摘のとおりでございまして、早目に賃借料を決めるために、地元の地権者ですね、の方と来週会うように、もうアポをとっておりますので、そこで丁寧な説明をしたいと思います。また、地元の方にもですね、交通量が増えて、交通事故が起きないようなですね、この辺をまた交通の担当者、総務課あたりとも相談しながら、十分標識を立てるとかですね、いろんなことをやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。8番野田議員の6項目めの御質問にお答えいたします。

議案57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、ページが25ページの上段の河川災害復旧工事の15節工事請負費5,950万3,000円、この災害復旧工事のですね、内訳ということでございます。

現在、査定作業を行っておりますが、査定が終わったものからですね、河川においては非常に、早目に復旧しないと、いろいろ二次災害が起きるというところがございますので、今回ですね、補助を受けました、査定を受けました箇所、飯野校区1カ所、福田校区1カ所、それから、広安校区ですね、1カ所、補助災害については3カ所。それから、単独工事のほうなんんですけど、河川のですね、惣領、広安地区で3カ所、宮園地区で1カ所、合計4カ所、合わせて7カ所を年度内にですね、工事を施工しようということで予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。

ふるさと納税に関しましては、代行でやられた分についてですけども、益城町が今こういう状

況ですので、何もですね、極端に言えば、何もあげられませんでも悪くはないと、しばらくはですね、思っております。それは十分御検討されて、早目にですね、別に代行でなくてもですね、自分で開設すればそれですぐやれることですので。今、システム検討中ということありますけども、早急に行っていただきたいと、御要望をしたいと思っております。

次の12ページのですね、一般コミュニティ助成事業については、これについては確認できましたので結構です。ありがとうございました。

あと、消防施設補助金についてですね、財源が気になるところでありますので、県のほうともですね、十分検討していただきなければならないと思いますけども、交付金等もですね、あるやということになっておりますので、県のほうにもお願いいいたしましてですね。

ちなみに、復興基金の使い道についてはですね、以前の中越であったりではですね、半分は県、半分は市町村だったそうでございます。できればですね、益城町も被災の大きいところでありますので、早目にですね、項目と概算の提出をですね、行っていただき、我々もですね、一緒になってですね、県のほうにお願いしたいと思いますので、ぜひですね、その辺のですね、資料もですね、いただければと思っております。よろしくお願いいいたします。

ふるさとづくり整備補助金、済みません、10款の分ですけども、21ページ。これについても同じだと思いますので、財源のほうが気になる部分についてはですね、まずそこの確認を早急にしていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

黒石崎グラウンドにつきましては、もう早急にしていただければそれで結構でございます。

次は25ページのですね、河川災害復旧費についてですけども、今、災害査定を受けている分で工事に出すということありますけれども、それはもちろん、復旧ということで早急にやっていただくことがありますけども、高森線以南、宮園からですね、寺迫から宮園、安永、惣領、福富にかけてですね、の内水対策がですね、必要になってくると思いますので、県の秋津川等も、県管理、県所管の秋津川等もありますけれども、ぜひですね、益城町としてもですね、その辺の事業もですね、県と対応しながらでも結構ですけども、ぜひ上げていただきたいと。これは御要望をさせていただきます。

あとは、最後になりましたけれども、プレハブリース料等につきましては、済みません、3社見積もりについてはですね、言っていただいてありがとうございました。基礎ぐいの修復については、もちろん全部をですね、するというのは、全部を見積もりに計上するというのは不可能だと思いますので、経緯がそういうことであるということであればですね、それで私のほうは結構でございます。

あとですね、最後に言ったですね、復興計画の関係についてですね、町長のほうからですね、まだ回答が出とらんだったと思うんで、できればよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の質問にお答えします。

場所はということでお話しいただきましたが、その前にですね、今の庁舎の問題ですね。ここが非常に大きく影響しておるということで、先ほど総務課長のほうからお話がありましたように、

基礎、今の庁舎は非常に杭がやられるとということで、まずこれを補修すると。基礎をむき出した状態にして掘り下げて、そこに破損した杭が170本程度ありますと。そこあたりに基礎を強化する杭を打ってということで、そこの強化する方法に20億円かかるということで、沈下した部分も、今、下がっておりますので、これもジャッキアップができるということで工事はできます。耐震も大丈夫ということなんですが、ただ、上物と合わせて大体25億近くになるんじやないかということで、それともう一つ問題点は、スペースがそのままということで、今の広さということになります。

それから、交付税措置も新庁舎の建設に関して、今回限り最大85.5%の交付税措置があるということで、通常は交付されない状況ということで、築37年が経過し、多額の費用をかけて、現在の補修も85.5%は出ます。補修して10年、20年使い、その後は単独予算で建設するのか、新築して、町単費の14.5%でやるのかというのが選択が必要になってきます。

ただ、それと、住民説明会の中でも非常に多くの町民の皆さんから、仮設庁舎をつくりたいという意見がたくさん出ております。今、皆さん方も御存じと思いますが、町民の皆さん方に非常に迷惑をかけているところでありますので、理想はワンストップで物事が終わるような庁舎が理想であり、非常に町民の皆さん方に大変な迷惑をかけているということで、町民の方へのサービスが一番かなということで考えております。

それと、公民館です。公民館が今現在全く利用できていないということで、地域の祭りとか、幼稚園、保育園の運動会、そして、小中学校の運動会はあって、少しずつではありますが、日常をとり戻しつつあります。ただ、保健福祉センターあたりにおいても、健診がなくなつたということで、今回の地震により、非常に建物のダメージも物すごく大きいんですが、心のダメージが非常に大きいということで、現在、中央公民館、それから講堂を仮設庁舎として使用しており、公民館活動もできない状況ということで、心を癒す意味でもカルチャー活動は非常に重要ということで考えております。一日も早く公民館においての活動の場を提供することが大事ということで考えております。

また、きのうですね、実は、福岡県の市長会の総会がありまして、お礼とさらなる職員の派遣をお願いしてきております。実は地震が発生以来、福岡市長会から短期派遣で1,000名の方が派遣されて、避難所の運営、窓口支援、それから、被害建物状況調査などを実施していただいております。益城が復興、半年を迎えることができたのも、そういった支援のおかげということで考えております。現在は、中長期にわたって福岡の市長会から25人の職員の派遣をいただいております。

復興計画においても、3年を復旧期、4年を再生期、そして、3年を発展期として、10年をめどにしておるということで、今後も多くの自治体の職員の支援が必要になるということで、同じ場所にですね、東北などの震災県もまた多くの職員派遣の支援を求められております。今、そんな状況の中で、建設課、農政課関係の職員、応援職員の方も含めてですね、耐震性が今保証されていない状況の中で、旧庁舎で遅くまで益城町のために仕事をやっていただいておるということで、これが今の現状でございます。

そういうことで、非常に防災拠点としての役場庁舎の復旧には多くの問題点と多額の復旧費用が必要とされているということで、被災した庁舎の取り扱いについて、役場内の政策調整会議で協議した結果、建てかえが妥当であるということで考えているところでございます。

それから、今、道の問題が非常に問題になってくるかなと思います。益城町の中心も変わらるようなやつでありますので、これはですね、復興計画の中に、今度骨子案の中には、現在の建てかえを一番基本としてやりますが、今後、住民の皆様や復興まちづくり計画との整合性、そして、地質調査を今やっております。国のはうからやってもらっております。これをしまして、これは議会の皆さん方と一緒にになって、相談しながら検討して決めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の答弁ありがとうございました。

最後の質問になります。復旧期、復興期、再生期というお話が出ましたけれども、社会資本整備においてですね、復旧の後の復興というのがかなり困難になります。これは補助を使えないということですね、多分。復旧した後に、復興にですね、かぶせていけないという部分がありますので、復旧なのか復興なのか、特に社会資本整備についてはですね、復旧であるのか復興であるのか。復興に回すのかですかね、言い方的には。それについてはですね、よく御検討をしていただきたいと思っております。

それと、住民説明会、十数回開いていただいてですね、1,100人だったですかね、来ていただいたということで、大変有意義ではあったと思うんですけども、益城町は2万6,000の有権者がおられますので、まあ1,100人、いろんな、今、時期的にはですね、大変な時期でありますので、1,100人でも来ていただいたのかなという思いはありますけれども、何せ4%強でありますので、その辺だけですね、決めていくというのもどうなのかなと。その分、骨子案が出て、これについてまた御検討されるということでありましょうから。

ただ、今、町長が言われたですね、都市拠点についての建てかえということになればですね、骨子案に出ている都市拠点については変わらないというふうな、今の位置で変わらないというふうな考えをもとにやっていくということでいいのかだけをですね、最後にお尋ねしてですね、質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員の3回目の質問にお答えします。

やはり、今、10年スパンということで、かかるということでお話しさせていただいたんですが、これは中期、長期にやはり復旧、復興とかかかってきますので、まず予算面についてはですね、これはもう議会の皆さん方と一緒にになって国のはうにも要望をしたとおりですね。これはもう、長い時間がかかると思いますので、区画整理の問題であったりとかですね、道路の拡幅の問題であったりとか、たくさんかかると思いますので、一緒になってまた取り組んでまいりたいと思います。

ただ、1,100名ということで多いか少ないかというのがあるんですが、10月の17日から、また

骨子案について、またいろいろ意見交換会をやっていきたいと思いますが、アンケートもとっています。全ての世帯ですね。それと、小学校5年生、6年生、それから、中学校1年生、2年生についても、アンケートという形でやっております。それから、この間、15歳から30歳まで、自称30歳の方もいらっしゃったんですが、90名程度の方とワークショップをやってですね、本当に自分が考えてきたところもあるし、思いつきもしないようなところの意見も出ております。こういった若い方たちですね、意見も取り入れながらのまちづくり、イベントあたりもやっていけたらということで考えております。全力で取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（稻田忠則君） 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時30分

○議長（稻田忠則君） 午前中に引き続き午後の会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。私は議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）で3件及び議案第61号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について1件、合計4件、質問をさせていただきます。

まず、議案第57号の平成28年度益城町一般会計補正予算のほうからですが、19ページの4款衛生費のところ、2項の1目の塵芥の処理費のことですけれども、この件について、これまで、地方交付税から金の充当は、これを予定をされておりましたけれども、今回、地方債に修正をされました。この件について、まず1点目は、なぜ今回地方債に修正されることになったのか、その理由についてお伺いをしたいと。

それから、同じくこの件の2点目は、一般会計では今回の地方債の増加により、その額はこれまで大体100億でした。今回、今年度で100億。合計、町の負債が大体200億、大体一般会計であります。その地方債の中で来年度以降、国や県から交付税等で確実にいただける金額、これはどのくらいなものなのか。どれくらい見積もられるのか。これについて教えていただきたいと思います。要は、200億のうち、幾らぐらいは大体ひもつきで、金が交付税として来れそうだ、もらえそうだ、こういう点であります。

次に質問の2番目は、28ページの11款災害復旧費5項その他の公共施設・公用施設災害復旧費の中の仮設庁舎賃借料であります、この件で2点質問があります。

まず1点目は、現庁舎の修理費で、先ほど午前中に総務課長のほうから御説明が大体あったので、どういうふうな形ですね、その修理費が見積もられたかということについては大体理解できました。ただ、理解はできましたけども、この修理費によって、事後庁舎を建てかえたり、庁舎を取り崩したり、そういう金が30億から40億円ぐらいが走ることになります。ですから、これ

は明確にですね、根拠と言いますか、具体的な中身、つまり見積書、もしくはですね、議事録、こういうのが絶対必要だろうと思うんですが、それについての提示をお願いしたいと思います。1点目。

それから2点目は、まず本庁舎が使えず、仮設庁舎を建てております八代市、宇土市、大津町、この3カ所の仮庁舎を先般見てまいりました。これが大津町の仮庁舎のプレハブです。それから、これが八代市です。これ、八代市、ちょっと遠くて見えづらいかもしませんが、これ、八代市。それから、これが宇土市の仮の庁舎です。仮設庁舎です。ちなみに大津町は、これは1,600平米で2億7,000万円。これ、2年間のリースであります。それから、八代市の場合は4,500平米、これで3億6,000万円のリース料。これ、5年間であります。それから、宇土市のほうは2,827平米で、3億7,000万ぐらいのリース料であります。これは、それぞれの担当者に電話で聞き取り調査をした結果で、ホームページと少し値段が違ってますけども、大体それぐらいの金額であります。

我が町は、先ほどからいろいろ言われておりますように、随分検討していただいて、5年間で大体4億8,300万円までに落ちました。非常にこれはありがたいことだと思います。それから、いろいろな仮設庁舎を見て回りましたけれども、やはりそれぞれの地区はですね、それぞれの事情で建てておられます。本庁舎のですね、すぐ近辺に市有地、もしくは市有地と言いますか、公有地があった関係ですね、そこにお建てになつたってほうが多かったです。これ3カ所とも全部そうです。我が町みたいに、我が本庁舎の周りがですね、地積が狭くて、別のところに移らなきやいかんということで、若干条件等が違いますけれどもですね、そういう状況でした。

その前提に立って申し上げますならば、やはり仮設の庁舎はあくまでも仮設物であって、5年、数年たてばですね、全部何にもなくなるわけです。これでほかの市町村は、これを建てるに当たって、やはり実務本位ですね、やっぱり建てております。

確かに、今町長が推奨されるようにワンフロア・ワンストップですね、ワンストップ・ワンフロア。これは非常にいいことかもしれませんけど、やはりですね、あとは値段との勝負と、こういう話にもなろうかと思います。ですから、仮設庁舎はあくまでもなるべく安く、そのかわり本庁舎へその資金をつぎ込むと。こういう流れが必要じゃないかと思いますので、このリースを低くするということについて、もう少しできないのかということで、2点目の質問とします。

それから、3番目の質問なんですが、21ページの9款消防費1項消防費2目消防施設費の消防施設整備費補助金の話でございます。これで、その下のページも同じように、ふるさとづくり施設整備補助金がございます。で、ここでもう一回お伺いしたいのは、部落公民館で今損傷を受けているのは何戸あるのか。つまり、建てかえ、町が今把握をしておられる部落公民館で、何戸が壊れてるという話なのか。先般、国に行ったときには15戸と。17戸だったですかね。公民館は17戸ということで報告したんですが、どうも数字がまちまちで、もう一回確認したいと思います。

それから、消防詰所も、先般国に行ったときには15戸ということで報告を受けて、そういう報告をしてきてるんですが、今建てかえも必要なのは幾つあるのか。町はどういうふうに把握をされてるのか、この点について質問をしたいと思います。

それから最後にですね、4番目、議案第61号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、10ページの、今回歳出で公共下水道費で約3億9,000万、その他公共施設・公用施設災害復旧費で5億6,000万円、合わせて9億5,000万円減額補正されます。減額補正された理由と、今後町へ及ぼす影響があれば、影響について教えていただきたいと思います。

以上4点について、1回目の質問をしますので、よろしくお願いします。

○議長（稻田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。9番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、ページ19ページ、4款2項1目の部分の塵芥処理費についてのお尋ねですけども、なぜ今回地方債への変更がなされたのかと、で、交付税措置はどうなってるのかというような御質問ですけども、まず、この地方債への変更というのはですね、これは単純に国の制度の変更ということで、従来まで専決処分によって予算化されていた部分につきましては、災害廃棄物処理事業について2分の1の国庫補助と、残りの補助残の80%は特別交付税で措置しますよ、残りの20%、全体事業の10%についてが市町村の負担ですよというような制度だったんですけども、今回熊本地震につきましては、災害対策債の発行を満たす市町村については、その災害対策債で対応するということで、国庫補助については従来までの2分の1ということで変わりはございません。補助残の95%、これを災害対策債で起債という形で、これについては全額普通交付税で交付がされるということになっております。で、残りの全体事業費の2.5%については、国の財政基金でありますグリーンニューディール基金、初めて聞くような名前なんですけども、正式名称でいきますと、再生可能エネルギー等導入推進基金事業というような、この基金の持ちでですね、残りの2.5%の一部を負担しますと、国のはうから助成していただくということで、最終的には分かりやすく言いますと、災害廃棄物処理事業の99.7%は国からの補助なり、普通交付税の措置、それから基金からの財政支援ということで、99.7%が国のはうからいただけると。残りの0.3%についてが、本町の場合は町が負担ということの財政措置がなされております。

これに基づいて、既に8月の末には、益城においては既に補助金の交付申請ということで概算払いの申請を行いまして、もう8月末にはですね、既に事業費の半分の約45億円ほどの交付金を、補助金をですね、現在いただいているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、質問順に申しますが、平成28年度益城町一般会計補正予算書の28ページから御説明申し上げます。14節使用料及び賃借料の中で、仮設庁舎の賃借料、現庁舎の建てかえに伴いまして、今からもうもうの予算が出てくるという中で、見積書、それから議事録を整備しておく必要があるんじゃないかという御質問だったと思います。

もちろん、今からさまざまなお算計をしてまいりますので、見積書につきましては適正に、

るべきはとつていただきたいと思っております。今回の議事録の、杭の部分につきましては、まだ先生方のお話の段階でございまして、見積書はまだ準備しておりませんので、これを実際修復するかどうかというのも、多額な予算に關係してまいります。方向性としましては建てかえの方向でおりますので、修理して使う、もしくは建てかえる、両方の部分につきましても、予算につきましては、見積書ですか、当然整備してまいりたいと思います。それから、議事録につきましては、議事録というものは当然話し合いで残っておりませんが、話した内容の要点は文書でいただいております。これは、杭の部分、それから、建物本体の部分はどうかと、それから修復する場合の手法とか、そもそも文書ではいただいておりますが、議事録ではございませんので。ただ、こういったものは残ってはおります。文書で残っております。

それから、あくまで仮設は5年間ということで、そんなにお金を費やす、なるべく安くしなくてはいけないということでございます。全くそのとおりだというふうに思ってます。前回はOA、床下の配線ですかね、OAのラインですか、あれを計上していたんですけども、今回は取りやめしております。それから、備品関係につきましても、今役場にある机、椅子とかキャビネットとか、使えるものは全部使って、なるべくリースしたり購入しなくてもいいようにですね、していただきたいというふうに思ってます。また、実際、また入札の段階で、より詳細な仕様書をつくりますので、その中でまた削って、極力安くできるようにしていただきたいというふうに思っております。

それから、21ページでございますけども、消防施設整備費補助金でございます。震災当初の数字ではございますが、すぐ消防団のほうにお願いしまして、被災状況を調べております。町内で32カ所が被災しております、そのうち全壊に近いと申しますか、使用できないところが15カ所あっております。ほかの箇所、17カ所につきましては、修理すれば使えるというところで考えております。また、これ、震災当初の数字でございますので、また現時点での数字はまた詳しく調査したいというふうに思っております。以上です。

○議長（稻田忠則君）　高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君）　生涯学習課長の高森です。9番宮崎議員の御質問にお答えします。

10款教育費6の社会教育費1の社会教育総務費の19節負担金補助及び交付金のふるさとづくり整備補助金に関しまして、建てかえが必要な公民館の数は幾つかという御質問だったと思います。うちが取りましたアンケート調査によりますと、17。17館において建てかえが必要というふうに把握しております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君）　水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君）　下水道課長の水上でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第61号、平成28年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）中の1ページですが、9億5,055万5,000円の減額ということで、減額の理由をお尋ねでございます。まず、公共下水道費としまして、約3億8,800万減額させていただいております。それから、災害復旧費、こちら

が5億6,500万減額をさせていただいているところでございます。

まず、公共下水道費の減額でございます。こちらにつきましては、処理場の長寿命化実施工事の委託料というのが、国の内示により減額された分が9,800万ございます。それから、工事請負費でございます。これがちょっと大きいんですが、今年度予定しておりました津森地区の整備を、管渠、それから処理場の復旧を急ぎたいもんですから、29年度にスライドさせていただくということで、この分の工事費の減額でございます。

それから、災害復旧費でございますが、こちらは管渠、それから処理場の国の災害査定を終えまして、査定額の確定による減額でございます。当初被害総額を大きく見積もっていたっていうところもございますが、それにより減額をさせていただくということでございます。

それから、どのような影響が出るかということでございますが、一番大きいのは今年度津森地区の皆様方、整備する予定の皆様方には、本当に大変御迷惑をかけますが、1年間スライドをさせていただいて、来年度以降に整備をさせていただくことが一番大きな影響かと思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の一番最初の1番目の御質問で、19ページというお話をしたので、ちょっと私のほうもちょっと確認。

今、質問の内容をお聞きしておりますと、歳入の部分でですね、6ページの起債の部分の6ページのところで、災害廃棄物処理事業債というのを今回38億ほど増額しております。それと、9ページ、済いません、歳入の9ページのところで、12款1項1目の地方交付税の特別交付税で、31億だったですかね、31億ほどの減額をしているというところで、その関係についての根拠は何かというような観点でお答えをさせていただきたいと思います。

今申しました今回の起債の増額、それから地方交付税の特別交付税に関する減額についてでございますが、今、環境衛生課長が申しとおりでございますが、財政のほうにもですね、平成28年の7月26日付で、総務省の自治財政局財政課から熊本県を通じて、平成28年度補正第1号、これは国ですね、28年度補正予算第1号により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に伴う地方負担への対応についてという事務連絡が来ております。

今回はこの事務連絡に基づいて行っているということになりますが、この文書の根拠となる該当する部分をちょっと読み上げさせていただきますと、1ということで、一般会計熊本地震復旧等予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度において、その元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとすると通知があつております。その下のほうに（1）災害復旧事業債、で、（2）の災害対策債の項目の中で、災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により、基準財政需要額に算入することとあります。

つまり、今回の国の補正予算第1号による地方財政措置の拡充によりまして、災害廃棄物処理事業の地方負担の全額を起債に充当でき、元利償還金に対する後年度の交付税措置が57%から

95%に引き上げられたことに伴うものでございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。1回目の答弁ありがとうございます。

1問目の1点目、地方債に修正されることになったのはなぜかということについては、よく理解できました。答弁でよく分かりました。ただ、企画財政課長に確認をしたかったのは、次のようなことで、次のとき答弁お願いします。今回の地方債の増加により、これまで、大体去年度までに100億、町の町債がございました、一般会計で。それが今年度、現時点の補正予算で、さらに100億積み重ねられます。合計200億になります、金額的には。そのうち国から交付税として確実にひもつきで来るという金額はどれくらい含んでいるのか、200億のうち。こういう質問でございますので、次の答弁のときにはそれに対してお答えをいただきたいと思います。

続いて、2番目に質問しました仮設庁舎の件に関してでございますが、これについてはですね、るる総務課長のほうから、なるべくリース代を安くするようにという方向でですね、午前中にも説明がありましたし、また今回繰り返して説明されました。それで、ほかの庁舎、ほかの市町等を見てですね、特に感じるのは、先ほど言いましたように、実務本位ということと、なるべく安くするために、今までに生き残っている既存の施設、これをですね、有効に活用して、リースで建てる分、使う分はなるべく最小限にして、ここらあたりがですね、どうしてもやっぱりそういう観点でうちの町は見てるのかなというのがちょっと心配だったもんですから、再度確認をします。

例えば今、現状ですね、教育委員会はこちらのほうに移ってるし、それから、保健福祉センターのほうにですね、健康推進課等いろいろ行っております。水道と下水道はもちろんもとからおりました。そういうことですね、非常に町としては不便なんんですけど、このリースをですね、なるべく安く抑えるという観点で、そういう着眼ですね、検討されたのかなというのを2回目の質問にいたします。

それから、3番目に質問しました件についてはですね、公民館が大体17カ所、それから、消防詰所、これが32カ所のうち15カ所ぐらいが多分もう完全にだめなんだよということで、先般我々もですね、国に行って、特にこの消防詰所ですね、消防詰所でこういう状態で壊れないと消防車がですね、みんな露天に入らなきや、みんな露天でですね、今待機をしてると。で、車も損傷するし、また消防団の士氣にもですね、大きく影響を及ぼすので、こういうのはなるべく早く何とか処置をしていただきたいということで、国のほうにお願いをしました。

そのときですね、総務省の行政、何ですかね、局長の黒田局長が言われたのは、こういうのはですね、なるべく早く、今回の、きのう国の予算が通過をしました、補正予算。それで、その中に熊本県に復興基金ということで400億積んでございます。そこに、なるべくそこから金をもらうようにしたがいいよと、こういう示唆をいただきました。ですから、公民館が修理見積もり、それから、こういう、何ですかね、消防団の詰所、こういうやつについてもですね、なるべく早く見積もりを出して、県と調整していく。全部町ですね、何とかしようと思ったって、とてもじゃないけど物理的に無理な話ですね。ですから、なるべく県に対して、そういう基金があるん

だからですね。ただ、その基金も各市町村の奪い合いになると思います。ですから、なるべく早く県と調整していく、県に申し出るというのが必要だろうと思うんですが、今、その件についてどこまで進んでんのか、これが第2問目の質問にいたします。総務課長と、それから生涯学習課長、よろしく御回答お願ひしたいと思います。

それから3点目の、これにつきましては、最後に質問しました公共下水道につきましては、よく分かりました。そういうことでお願ひします。

では、2回目の質問は終わります。

○議長（稻田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。

9番宮崎議員の2回目の御質問でございますが、起債額が大きくなっているけれど、そのうち国が措置できる額はという御質問かと思いますが、それぞれの起債についてですね、充当率、それから償還期間、それから交付税の措置率等はそれぞれ異なっておりますので、すっきりした形で表現するのはなかなかちょっと難しい状況ではございます。ただ、今回のように災害関係で、補助裏に対する充当率100%の災害復旧事業債等につきましては、ほとんどが95%の交付税措置となっております。

分かりやすく説明するために、ちょっと誤解を恐れずにちょっと説明をさせていただきますと、事業費が1億円という場合を想定して、そのうち国庫補助が50%、2分の1国庫補助というのはよくありますが、そして起債の充当率がその100%、で、償還率が10年で95%の交付税措置の場合を例に考えて御説明させていただきますと、事業費1億円のうち、国庫補助が50%で5,000万円、起債額がその補助裏の100%でございますので、起債が5,000万円、この起債の5,000万円を10年償還でしますと、元利償還金の95%が交付税措置とされますので、1年目で500万の95%、475万掛けるの10年間で、4,750万が交付税措置とされる。これには、今の説明はもう分かりやすくするために利子の部分は除外した説明になっておりますけど、そういう形になります。

で、今回、9ページで先ほど説明しました特別交付税を減額しておりますが、それは環境衛生課長も申しましたように、80%の補助裏という形で上げさせていただく部分を減額して、今回95%という形で上げさせていただいたというところでございます。

現在の起債の残高が一番私も気になるところでございます。宮崎議員が言われましたように、今回の地震の前の当初予算の中で、予算書の177ページでございますので後ほど確認していただきたいと思いますが、これまでの町の起債の残高として残つたる部分が98億7,416万円となっておりました。今回の補正予算第5号の13ページをごらんいただきますと、23款の町債のところでは、補正前が51億8,750万円、これが今回46億560万円、計の97億9,310万円となっております。これを合計いたしますと196億6,726万円ということになります。これは本当に厳しい状況だと認識しております。

ただ、公費解体の瓦れき処理事業は当然必要でございますし、住民税の減税に伴います歳入欠陥に対しても、また公共施設の災害復旧事業にしましても、実施していくにはもう起債をするしか手立てがないという状況でございます。もう何度も申し上げておりますが、今後は国の負

担のかさ上げや起債に対する交付税措置の上乗せ、国への要望をいろいろなところで働きかけていかなければならない、また、町のほうでも節約にしっかり努めていかなければならぬと考えております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。9番宮崎議員、2回目の御質問にお答えいたします。

まず初めに、益城町一般会計補正予算書の28ページの分でございます。2回目の御質問でリースで使う分はなるべく最小限にと、リースを安く抑える観点でという御質問でございます。当然私たちもその観点で臨みたいと思っております。水俣市とか、ほかの市町村、八代市とか、大津町、参考にして、できれば視察もしてからですね、安くする観点とか学んで参考にしていきたいというふうに思っています。

それから、その市町村につきましては、指名競争入札、それから随意契約というところで行っているところがありますけども、指名競争の場合、6割から7割減額された事例もございます。今この金額よりも相当な部分安くなるとは思っておりますけども、もちろん指名の段階で仕様書あたりは十分詰めていきたいと思っております。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。9番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

宮崎議員は早く見積書を出して、県と交渉をしなさいということと、今どこまで進んでいるのかという御質問だったと思います。益城町では、ふるさとづくり施設整備補助金というのがありまして、今条例というものをつくっていただきましたので、こちらが補修の場合は2分の1の補助で限度額200万円、建て直しの場合が4分の3の補助で限度額が750万円。これは大体、先日取りましたアンケートにあわせて計算をしました。で、ある程度の金額を出しましたところをですね、ある担当課を通じまして県のほうにお願いをしております。その中で残りの4分の3を復興基金で出してほしいというふうな内容を書いております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 復興課長の中桐でございます。9番宮崎議員の復興基金関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。

消防の詰所及び公民館について、復興基金の活用をしたらどうか、あるいは県にどれだけ今対応してなのかというような御質問だと思います。県のほうから調査が来ておりまして、その中に当然特別調査という形で、特に公民館と消防詰所の特別的な調査が入っています。それに対して一応回答して、メニューのほうに入れていただくような形で今、県のほうに申請をしているところでございます。最終的にはですね、恐らく510億円、国のほうが補正予算のほうが通っておりますので、これは恐らく12月に、恐らく特別交付税の新たな形で県のほうに入ってくると思いますので、先ほど野田議員のほうから使い道等の御指南もございましたけども、どういう形になるか、まだ全く見えておりません。県のほうから何らまだ回答があつておりませんので。うつとし

ては今、そういう形で要望をかけながら、県のほうにまた強く、その支援についてですね、お願ひしていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 3回目、最後の質問になります。

まず1番目ですね、質問しました地方債に関するやつなんですねけども、これについてはですね、きょうの熊日新聞にも載っておりましたように、熊本市がですね、10年間、最大139億円が、負債が見積もられると。市長のコメントとしては、これだったら何とかいけるんじゃないかと、こういうことでございました。我が町もですね、先ほど言いましたように、200億弱、一般会計で、これに特別会計も入れると、まだもっと上がるんですけども、そのうち、どうしても益城独自ですね、支払わなきやいかんというやつがどれくらいあるのか。これは当然今後ですね、行政がやる上で一番必要になると思いますので、できるだけ早く、そういうのを把握をしていただきたいなと思います。で、これはもう、そういうふうにしていただきたいということあります。

それから2番目のやつですね、確かに仮設庁舎、先般の議会で我々は、本庁舎をどうするのかというのが決まってないんじやないかという話と、それから仮設庁舎、これが非常に値段が高いと、もう少し安くならないかということで、提案された議案に対して反対をしました。しかし、今回の議会ではですね、非常にそういう点は考慮をされているような感じはいたしますけども、まだまだですね、リース代、これをですね、安くするっていうのは努力する価値があるのかなというの、ちょっとそういうふうに私は感じております。

それから、あと一番問題なのは、本庁舎をですね、どうするかという話で、これを最後の質問にしたいと思います。ぜひ町長にお伺いしたいんですが、午前中もこの件で同僚議員がお尋ねしましたが、我が新しい庁舎をですね、どこに、いつ決めるのかというの一番我々最大の関心事であります。で、なぜ、今、町の復興計画がどんどん進んでるのに、何で決められないのか。決められない理由は何なんだと。これだけちょっと最後にお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の3回目の質問にお答えをします。

午前中ですね、るる今の庁舎の問題とかお話をさせていただいております。その中でもお話ししましたように、こここの庁舎の位置というのは、非常にまちづくりに大いに関連してくるということで考えております。現在、復興計画の中で、庁舎の位置というのも、基本的には今の現在地で建て直すということで計画は進んでおりますが、またこれは地盤の調査とかですね、進めなければなりません。それと道路、例えば熊本高森の拡幅であったりとか、区画整理であったりとか、さまざまな問題が絡みます。そこあたりも踏まえて、位置については確認して決定をしていきたいと思います。それから、地盤の問題もあります。今の地盤が、今、調査をしておりますが、防災拠点として可能なのかどうか、そこあたりもしっかり踏まえて、そして町民の皆さん方の意見も踏まえながら。ただ、庁舎の場所については、復興計画の中でももちろんなんですが、これは個別にまたしっかりとそこあたりは検討委員会などを開いて、またつくって。

そもそもほかにもいろいろありますが、復興計画の中に入っている中でも、また、これはそれぞれ個別の問題がいろいろ出てきますので、それについては個別にまたやって検討して決めていきたいと考えておりますので、今現在のところですね、庁舎の位置ということでは、まず今の現在のほうの建てかえを考えて、そしてまた議論して、またいろいろ調査をしてやっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

平成28年度益城町一般会計補正予算書（第5号）から質問させていただきます。ページ数は11ページでございます。寄附金1項寄附金、ここに土木費寄附金ってあるんですけども、1,000万寄附金があります。この内訳を教えていただければと思います。

それから、18ページになります。民生費災害救助費で、仮設団地内改修等工事請負費で560万計上してありますけども、昨日の説明では、外灯、スロープ等を改修するっていうふうに言ってらっしゃったんですけど、それ、もう少しちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、23ページになりますけども、災害復旧費で町土地改良区応急対策事業補助金で2,500万計上されてますけども、これも具体的にどこなのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、24ページの災害復旧費で、災害復旧工事請負費で1億568万4,000円ということで、これも大体どこから手をつけていくのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

それから、25ページの災害復旧費の工事請負費で、保健福祉センター災害復旧工事請負費で、3,479万9,000円とあります。これは今回の震災で、保健福祉センターが対策本部になって非常に機能してくれたと思うんですけども、それにまつわる復旧工事だと思うんですけども、これも内訳等分かりましたら教えていただきたいと思います。

それから、27ページの災害復旧費で、需用費で4,180万、道路反射鏡修繕費、これは多分カーブミラーのことだと思うんですけども、これが850万計上されますけども、これは具体的に何カ所ぐらいカーブミラーをつくるようにしていらっしゃるのか。それをお聞きしたいと思います。

で、ここでも消防施設修繕費で1,800万計上されますけども、これも具体的に、どこをどうされようと。いろいろ先ほど詰所とかどうのこうのありましたけども、これはまた別に1,800万計上してありますので、どうなのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

7番吉村議員の議案第57号の11ページの19款の寄附金の4目の土木費寄附金でございます。内訳をという御質問ですが、件数とかそこらだろうと思います。申しわけありません。ここを私が確認しておりませんでした。ただ、企業さんからの寄附金等で道路等に使ってほしいとか、そういう指定された寄附金について、土木寄附金という形に割り振っております。恐らく金額が大きい、1件のケースが多いように記憶しております。件数的にはそんなにならないかもしれません

が、再度確認したいと思います。申しわけございません。

○議長（稻田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 復興課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

議案57号、一般会計補正予算の第5号という、18ページの一番上、民生費災害救助費の工事請負費560万円の内訳ということでございました。まずですね、仮設団地内の照明設備工事費、これ13基を予定しております。大体これで230万と、馬水仮設団地内に階段設置の要望がございまして、これ、子どもたちが下のほうに、通学路におりるところの階段でございますけど、そちらの階段の工事費が一応30万と、あと仮設団地のスロープ関係の要望が相当上がってきてますので、そちらのほうに一応300万ということで、合計の560万という内訳でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

11款災害復旧費1項農林水産業費災害復旧費の1目農業用施設災害復旧費の中の19節負担金補助及び交付金の2,500万円、町土地改良区応急対策事業補助金についての内訳ということでございますけども、これはですね、益城町の土地改良区においてですね、土地改良区管内の町内全域ですね、の幹線用排水路のですね、応急対策工事をしていただいた分に対しての町からの補助金でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

ページは24ページの11款の災害復旧費の中で、15節の工事請負費ということで、まずどこから始めるのかというような御質問だったかと思います。災害の箇所におきまして、全体で200カ所を超えております。これは補助災害と言いまして、国のですね、補助金をいただいてできる分がそのぐらいありまして、あと里道、それから小さい排水路を含めますと、これ以上の箇所になるということで、総数的にはまだ把握しておりませんが、査定を受けた分からは工事が施工可能な箇所から発注するということで、河川にしても同じでございますが、こちらの道路、橋梁におきましては、まず下水道、それから上水道、そこの復旧が終わらないとできませんので、そういうものに地中のですね、埋設物に影響のないところから工事をですね、始めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。

補正予算の25ページ、11款3項1目15節の工事請負費の中の保健福祉センター災害復旧工事請負費の内訳ということでございますが、保健福祉センターにつきましては、大分被災されておりますので、工事につきましては建築工事費、これは多目的室のサッシの取りかえ、機械設備工事、

これは排水の修復でございます。あと電気設備工事、ハンドホールのかさ上げ、あと外灯工事、大分駐車場が被災しておりますので透水性のアスファルト、そういうふた舗装を考えております。こうした中で、直接工事費が約2,700万、そのほかに現場管理費、一般管理費等々含めまして3,479万9,000円になっております。よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。

平成28年度一般会計補正予算書（第5号）、27ページでございます。11款5項1目の需用費でございます。この道路反射鏡修繕代の内訳でございます。これはカーブミラーの修繕代でございまして、建てかえが30基、補修が30面、それから調整が100面を見込んでおります。

それから、一番下の消防施設の修繕料でございますが、これ、消防団の積載車の修理代が10台分、ポンプ車が10台分でございます。そのほかに、防火水槽の撤去が5カ所ございます。それのほかに一番大きな部分が、益城西原消防署の被災を受けた庁舎と申しますか、消防署の改修費でございます。以上、合計が1,800万でございます。以上です。

○議長（稻田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） どうもありがとうございました。土木費寄附金の内訳については後で、委員会が今回ありませんので、個別に教えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、仮設団地の改修の工事費なんすけども、外灯13基、それと馬水の仮設の階段で30万と。で、スロープの300万というのは、これは基本的には仮設団地っていうのは県が建てたもんですから、スロープをつけなくちゃいけないっていうことになると、それは責任がどこにあるのかっていうですね、その辺を明確にしないと、うちで、町でまた追加して建てるようなことになると、それは県の不備なわけですから、それはちょっと合点がいきません。

あと、この仮設団地の改修についても、先般テクノの仮設団地に行ったときに、8月の6日の大雨のときに水たまりができる、それも住民から苦情が出て、それがまた県の建設課が来て、工事が間違ってたということで、それは10月中、今月中に補修をするということになって。で、そのときに県会議員等来て、視察に来られたわけですけども、そのときに住民の方から、外灯が暗いから外灯をもっとつけてくれという要望があったときに、県の担当者の方は、じゃ、分かりましたと、このテクノの外灯については、町から要望があれば、県のほうでつけ加えますということを回答されたということを聞いたもんですから、それもちょっと確認したら、県のほうで必ずやるということで、それはまた別の何か資金を使ってするということだったんですけど、その辺の具体的なことをちょっとど忘れしましたので、その辺のこととも多分、復興課もしくは都市計画課のほうが分かってると思いますので、もう一回質問させていただきます。

○議長（稻田忠則君） 中桐復興課長。

○復興課長（中桐智昭君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、スロープあるいは手すりの件でございますけれども、確かに今、県のほうにこちらのほうから、住民の方からスロープ等、何らかの障害をお持ちの方、あるいは等々の方々から要望が

あった場合は、うちのほうから県に対して設置の要望を行っております。これが一応10月末日をもって終了するということで、県のほうから通知が来ております。予算の関係かいろいろ、分かりませんけれども。となると、その後の対応については一応町が対応して、あるいは応急仮設住宅の対応の補助金という制度もございますので、もしかしたらそちらのほうに乗るかもしれません。それについてはまた県のほうに確かめたいというふうに思っております。

外灯についても同じようなことだと思います。県は恐らく設置ということはしません。しないというふうに承っております。補助金のほうで対処するというような話でございますので、そちらのほうで、こちらのほうが要望していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） いいですか。次に質疑はありますか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。多分、質問最後になるかなと思っておりますが。もういろいろ質問するところがあったんですが、同僚議員の方々、それぞれ質問されておりますんで、ちょっとダブるところもあるかと思いますが、二、三、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

まず、ページ16ページ、社会福祉のところですけども、3款の民生費1項社会福祉費4目の老人福祉費の中の介護基盤緊急整備特別対策事業費3,000万と、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の1,080万。これ、グループホームとお伺いしたんですが、このグループホームについてはですね、今度の震災でいろいろ被害を受けて、そこに入っておられた方たちが町外の施設とかですね、遠いところに入れられて、非常に、その保護者っていうとおかしいんですけど、家族の方々が苦労されておりました。そういうのもあって、これ、グループホームの新設なのかどうかですね、多分これを見ると新設だと思うんですが、どこに建設予定なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、先ほどから何人も伺っているページ21ページの被災公民館に対するふるさとづくり施設整備補助金についてですが、この公民館というのは本当、やっぱり地域のですね、皆さん方が集まられて、そこで和を保っていく場所として非常に大事な場所です。これがもう17が全壊ということで、建て直しをですね。そのほかの公民館も相当被害が大きいんです。そんな中で、どういうことなのか、500万という補正を組んであります。最初の説明では10カ所ということだったんで、ああ、どつか申請があった分の見積もりが出た分の金額の安いところだけからでもするのかなと、早急に使えるようにするのかなと思ったら、場所は指定していませんというようなことだったもんですから、ほんならどういうことでこれ、500万組んだのかなと。実際、この公民館を修繕するのに500万なんかあったって、本当一つの公民館で終わるような金額なんですよ。ですね、ちょっと被害がひどいところは、補修で済むところでも、大概屋根が、ほとんど瓦が落ちたりとかしてて、屋根だけで200万かかるわ、300万かかるわってなところが結構あるんじゃないかなと思うんですが。

この件については、中桐課長のほうからいろいろ説明があったんで、その辺をしっかりとやってもらいたいと思うんですが、ただ、この辺、だから、予算を組むときにですね、やっぱりちょっと

とその辺の復興課あたりとしっかり綿密に打ち合わせてやってもらわないと、何かこう、ただこんなことしますよというような予算ではどうしようもないと思うんですよ。その辺、ちゃんとしたものとあって、この500万組まれたのか、お答え願いたいと思います。

それからですね、ページ22ページですね。先ほどから何人も聞かれてるけど黒石崎グラウンドのことですが、これ結局、廃棄物の処理施設ということで整備して、その後、地元の反対があつてできなかつたということで、町のグラウンドがどこも使えないんで、それがまだあつたからいいと、これはもう非常にいいことだと思います。ただ、これ、先ほど環境衛生課長のほうからもいろいろ説明があつてたんで、何でも使っていいですよというようなことだったということですけども、地権者のほうにはグラウンドの用途変更というのは伝えてあるんですかね。伝えてありますか。ああ、だつたらいいですけど、その辺がどうかなと思って。今からその辺を行つて説明に行くのかなと思ったもんですから、ちょっとお伺いしたいと。

それからですね、次に、ページ28ページ、これはもう何人の方が今質問されたんですが、仮設庁舎、これはもうですね、早くつくつて、当然もう復興がスムーズにいくようにやってもらいたいと。ただですね、仮設庁舎をつくるという目的、これはもう今の庁舎を改修するのか、建て直すのか、その辺は建て直すなら建て直すということを先に決めて、じゃあ仮設をつくつて、そこで業務しようということなら分かるけども、大体その市とか町はみんなそうなんですね。もう建て直さないかんと、建て直すということで、じゃあ仮設をということに。で、場所もどこかと決めてやつてあるんで、うちの町だけは仮設、仮設、仮設で、そういう建て直すか改修かというのが、やつときよう建て直さないかんと、その辺を建て直すと、庁舎はここに建てる。やっぱり復興の拠点であつて、そして、そこをもとにいろいろ復興をやっていくわけですから。だけん、拠点でもあり、起点でもあるわけですね。ですから、そこをまず。

この仮設庁舎をもちろん早くつくつてやいかんけど、そういうふうに庁舎の場所、そうでないとやっぱ復旧・復興もなかなか。復旧はあっても復興が進まないとなると、同僚議員のほうからもあつたように、もう復旧終わつて、そこから復興に金くださいと言つても金が出らんと、復旧・復興、あわせながら進めていくという感じをとるならばですね、やっぱりそういう場所の設定というのか、これは早急にやつてもうたいと思うわけですね。ですから、もう建て直すかというのは、それは、もうきようはつきり建て直すということで御返事をいただきたいと思っております。そうしないことにはですね、いつまでもどうするんだ、こうするんだと言いよつても、場所あたりも早く決めないと、なかなか前に進まんと思うんですよ。

だけん、そこの辺をしっかりやってもらいたいということと、これが先ほど3社見積もりの金額も言わされました。できれば下のほうの、先ほども話があつたように、予算というのは最低価格で組むと、ひよつとしたら高うなるならいかんからということかもしれんけど、これはもうやっぱりできるだけ安くあがつたほうがみんないいわけですし、町のほうもそうだし。ですから、当然最低価格のほうを採用してもよかつたんじゃなかろうかと思うんですがね。

それから、この5年契約ですけども、この支払方法というのはどぎやんなつとつかな。支払

方法っていうのは、一括ということはない。1年1年払っていくのか、その辺ですね、どうなってるのか。というのは、庁舎を建設にかかって、庁舎が4年ぐらいで終わったと、一括で払つときやあ、その残り、同僚議員もその話を聞いたかな。その辺ですね、どうなってるのか。どういう支払方法になっているのかですね。

それから、もう一つは、あとは指名競争入札でいくと言われたんだが、指名競争入札、この前の説明では3社ぐらいが加わるんじやなかろうかって話だったかな。それは言わんだったかな。うん。少なくとも6社か、7社ぐらいは指名をしていただきたいと、ですね。そうしないと本当の価格というのは出てこないと思うんで、その辺は検討願いたいと思っております。

以上、1回目の質問とします。

○議長（稻田忠則君） 後藤いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） 14番中村議員の質問にお答えしたいと思います。

16ページ、3款1項4目の19節負担金補助及び交付金、こちらは、グループホームに対します介護基盤緊急整備特別対策事業補助金と施設開設準備経費助成特別対策事業補助金となっております。これは新設でございます。場所は飯野校区の土山になります。御船にありますグリーンヒルみふねを経営しております社会福祉法人恵寿会が新設をいたします。それに対しましての熊本県からの補助金になりますので、町に一旦入れて、町から社会福祉法人に補助を出すという形になっております。

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金に関しては、補助金の制度がありまして、グループホームの上限額3,000万を出しております。それから、施設開設準備経費助成特別対策事業助成金に関しては、一床60万の単価で、18床で出しております。9床のツーユニットで計画してございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。14番中村議員の御質問にお答えをいたします。

ページ21ページのところのふるさとづくり施設整備補助金、公民館の補助で、たったの500万しか出てないんじやないかという御指摘でございます。この件に関しては、7月議会で1番の上村議員のほうからもですね、予算が上がってないというふうな御指摘がありました。次回は、私が、上げさせてもらいますというような返答をしておりました。今回、査定の段階ですね、各地区の区長さんたちにアンケートをとりまして、おたくの公民館の被害額と見積もりは幾らですかというアンケートをとりました。それにつれてきた見積もりをもとに詳細な計算をやって、1億数千万という金額を出しました。

一旦それを上げたわけでございますけれども、最近どうも、公民館の修理のほうまで手が回らないのか、申請されるところが今わずかに五つぐらいになっております。ちょっとこのペースでいくと、たくさんの予算を上げても仕方がないなという、財政当局との話になりまして、今回はわずかではございますが、50万の10カ所の500万という大ざっぱな金額に見えるかもしれませんのが、かなり言いわけに聞こえるかと思いますが、そういう金額を出させてもらいました。じゃ

あ、この足らない分はどうするかということに関してはですね、財政のほうが言い出した件でございますので、財政とまた相談をして、どうにかやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

益城町一般会計補正予算書の28ページでございます。仮設庁舎の賃借料についての御質問でございます。まず、建て直すという回答をということなんですけども、先ほど申し上げましたけども、調査の結果を受けまして、庁内でも庁議を行いまして、防災拠点として災害に強い庁舎にしなければいけないという観点から、改修よりも建て直すというところで、今検討しているところでございます。

それから、価格の面で3社見積もりをとって一番下の金額を予算計上というところでいただきましたけれども、今回予算の、予算計上というところで真ん中の金額を、真ん中ではなくて平均を出させていただきました。当然これから先、仕様書の段階、それから予定価格の段階で十分また切り詰めて、高くならないようにしていきたいと思っております。

それから、リースの支払方法はもう一括じゃなくて、1年1年の単年度というところで考えております。

それから、指名競争入札に関しましては、5社以上という規定がございますが、信用のある、実績のあるところはそれ以上、6社、7社、8社というところで、多くの業者に入札をしていたくように考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 1回目の回答いただきました。グループホームは土山で、これはいつかもう、3月議会かなんか、いつか出ましたね、この話は。で、まだでき上がっているわけじゃないのかな。でき上がった後に、このいろいろな補助金が出るんじゃなくて、ここ、後で答えてもらうとよかったです。この施設開設準備経費助成特別対策事業補助金というのがついてるんですね、まだ今からだと思うんですが。土山というのは以前、御船の方ということでお聞きはしました、今聞いて思い出しました。これはもうやっぱり、こういう施設はですね、不足しているのは事実ですから、しっかりと援助を、補助をしてやっていただきたいと思っております。またいろんな施設の運営についても御指導をよろしくお願ひいたします。

それから、21ページのふるさとづくりの、まあ何か、一応50万円掛ける10カ所というような形でということだったんですが、いろんな地区から公民館については、見積もりまでは出さないが、こういうところが傷んでると、もう建て直さないかんとか、全部アンケートというか、あれをとつてですね、されてると思います。そん中で、差し当たって何かちょっとしとかにやいかんかなというような予算ですが、もうちょっとしっかりと、これはもう対応していただかんとですね、相当どこでも困っております。何とかブルーシートかぶせて使えるところもありますが、もうそれでも中のほうがぐちゃぐちゃで、ブルーシートはかぶせとるけど、これまでの雨漏りとかで天井

がだめ、床がだめとかですね、そういうところもたくさんありますんで、もうちょっとしっかりとしっかりした対応をしていただきたいと思っております。

それから、これについては、見積もりのほうは8社から10社ぐらい入れてしっかりとやっていきたいということですので、それはぜひお願ひしたいと思っております。

それから、これは同僚議員からもちょっとお話をあったんですが、このリース料については、1年1年こうやっていくということだったんですけど、この災害復旧事業債が充てられるのは、5年間充てられるんですかね、これ。3年が限度ぐらいって聞いたような気もするんですが、その辺はどうぎやんかな。その辺がどうぎやんなのかちょっと。ちゃんと5年間これが充てられるのかどうかですね。

それから、この補助率のですよ、47.5から85.5。補助率というか、これは交付税措置だったですけども、これが何と言うか、もうちょっとちゃんと、80なら80というふうに出ないんですかね。ほかのはみんな全部出てるのに、これだけが交付税措置、大体95とか、75とかいうようなのが出てるのに、これだけは、最初は45と言われてたけど、きのうの説明では47.5から85.5っていう説明だったけど。まあ、それはどっちでもいいんですけど。これ、非常に不安ですね、最低がつくかもしれんし、一番上になるかもしれんし。この辺ちょっと、ある程度はっきりと言うか、見通しと言うか、ないのかな。あやふやで。町長はいつも85.5って、最高って。最高と言わるるけど、それ言われるけど、実際にそこまでとれるのかどうか。いつもその47.5から85.5というような回答だもんだから、不安なんですよね。結局50しかなかったとかなると相当大変なことになるからですね。その辺ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（稻田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

災害復旧事業債の年月でございますが、実際早急にということであるのが災害復旧事業債というふうに言われております。これは県の担当者の方と協議をいたしまして、熊本地震の被害の甚大さ等々も考慮に入れて、十分年数とかも対応していただくように連携をとっていきたいというふうに思っております。ただ、これは3年か4年、今ここで何年とは申し上げられませんけども、被害の程度に応じてお互いに、連絡と言いますか、連携をとっていくということでございます。

それから、もう一点でございますけども、この補助率につきましては、47.5から85.5の交付税措置があるというところでございますが、これは単年度の元利償還金の関係で、償還金の額によって幅があるというふうに聞いております。最高、単年度の場合、2億円を超えた場合が85.5になるというところで、県の担当者と1回打ち合わせをしたところでは、益城町は被害が甚大であるというところから、85.5の可能性はあるというふうに伺っております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） どうも何かはっきりしなかったけど、はっきりされん部分があるのか、はっきりしてないのか。でも、これは大事なことなんですよね。やっぱり復旧事業債がどこまで認められるかというのは、はっきりしとかないと、後になって、2年たって、もうここから先は

出らんと、つかないということもある、事業債は使えないということになればですよ、住宅ローンじゃないけど、借りかえればせにやいかんとなるというようなことも起きらんでもないわけですから、そこ辺ははつきりしといてください。でないと、これは本当、後でばたばたせんといかんしですね。

で、早く庁舎の建てる場所ですね、それを確定して、庁舎の建設に早く入ってですね、このリースが早く、一日でも早く済むように努力をしてもらいたいというふうに思っております。2億円超えれば最高がつくだろうというふうな、これもだろうだから、どうもはつきりしないんですけど、やっぱりこの辺、ちょっといろんな予算を組むとき、さつきの公民館のあれですけども、もう少しこうちゃんとしたですね、基本というか、その辺をしっかり踏まえて予算を組んでいただくようお願いして質問を終わります。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

渡辺議員、ちょっとと済いません。渡辺議員、もう時間もだいぶん過ぎましたのでですね、ここで暫時休憩いたします。午後3時からですね、3時5分から会議を開きます。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

○議長（稻田忠則君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議員さん、静粛に。始めます。

森田総務課長より訂正の答弁がございます。

森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。

先ほどの中村議員の御質問の中で、リース料の支払いの件で御質問がありました中で、1年1年払っていくというふうな答弁をいたしましたが、申しわけございません。確認しまして、単年度、今年で一括で払うというのが正解でございました。本当に申しわけございませんでした。

○議長（稻田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。もうだいぶん皆さんお疲れのことだろうと思いますが、しばらくの間、御辛抱願います。

2点ほどちょっとお尋ねいたします。まず1点目は、平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）の6ページ。がけ地災害復旧事業債、これに直接関連してちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

今、非常に各家庭、益城町に何千戸という全壊の方々がいらっしゃいます。そういう中で特に私が住む地区、小谷、杉堂は、擁壁等々がございまして、非常にどうやつたらいいんだろうと、非常に苦痛をしているところでございますが、まずは全壊した土地に擁壁があれば、その5メーターなら7メーター50という1.5倍の引いたところに家が建つということで、どうしても我が土

地に家を建てられないという状況の場合、どこにか直らなくてはなりません、移転しなくてはなりません。その移転をするのに、ほかの土地を買うとき、行政としても何かお考えがございますか。そのお考えがございましたら、ぜひともお聞きいたしたいと。皆さんどうしたらいいんだろうかと非常に悩んでいらっしゃいます。それまず第1点にお聞きしたいと思います。

2点目は27ページ。27ページの災害復旧費の社会教育施設災害復旧費の、いや済みません。災害復旧費の15節の27ページの小中学校災害復旧工事請負費でございますが、この5,696万、これはどこですかね、大体。この点を何カ所にわたっているのかを教えていただきたいと思います。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（稻田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。

16番渡辺議員の御質問に、お答えになるかどうかは分かりませんが、まず6ページの、これに関連したことということで、起債の変更ですか、6ページのですね。がけ地災害復旧事業債ということで増額をされております。これと関連いたしまして、今回がけ災については、委託料をですね、増額させていただいております。前回6月でですね、上程させていただいたときに、規制緩和3メーター以上の崖、本当は5メーターなんですが、3メーターという基準が緩和されまして、その折には8カ所と。

それから、調査を。もちろん住民の方からもいろいろ通報がございますが、うちのほうからも調査をかけまして、さらに14カ所ほど基準を満たす箇所が出てまいりましたので、その辺のところをあわせた場所の箇所の測量設計を今後実施して、うちのほうで発注をしていくということになります。

3メーター以上、これはあくまでも道路際で、あと受益者戸数がですね、被災した家屋が2戸とかいろいろ条件がございます。これにかかるない箇所というのがたくさんございます。民地と民地の間の擁壁であるとか、陥没しているとか、地滑り的に宅地が崩壊しているとか、こういう箇所がございます。実はこういう箇所も今、箇所数を把握をしております。これは物すごい数になると思いますが、まだ現在も調査をして、調査途中経過も全て県のほうに報告しております、この補助と言いますか、何らかの形ですね、救済ができないかということで、まず今、箇所の把握をしておりまして、まだ現段階でどうなるということは言えませんけど、県、国にですね、今後も要望を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。16番渡辺議員の二つ目の質問にお答えさせていただきます。

議案第57号、益城町一般会計補正予算書の第5号、27ページの11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費の中の15節工事請負費の中の小中学校の災害復旧工事請負費の5,696万円の内訳と言いますか、という質問かと思いますが、これにつきましては、各小中学校全てにおいて被害を受けておりまして、既に1号補正等で予算化をしていただいているところでございますが、国の災害復旧査定等を受けまして、その中で広安小学校と広安西小学校の災

害復旧費の査定が終わりましたので、その関係で増額をさせていただいております。広安小学校が4,626万円、広安西小学校が1,070万円の増額でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問をいたします。1回目の御答弁ありがとうございました。建設課においては、今、建設課長から述べられましたが、官民あたりは割とそのようにいくだろうと思いますが、やっぱ民民の場合ですね、非常にそういうとこがたくさんあるわけですよ。だから、そういうところをぜひ何とかしてくださいという要望で、ちょっと県のほうにお聞きしましたところ、どうしても家が建てられない場合、やはり土地を購入しなくてはなりません。そのとき、購入する場合ですね、やはり利子を無利子ということで、ちょっとお聞きしております。本当にそういうことがあれば、町からもぜひ県あたりに要望していただきたい、やっぱそういう方向づけで思っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それから、小中学校の補修は修復分でございますが、津森小学校の体育館は入っていますか。津森小学校、体育館。

（「今回の補正では入ってない」と呼ぶ者あり）

まだ入って。

（「以前予算化してます」と呼ぶ者あり）

ああ、前。ところが、なかなかいつまでもできないということで、剣道、空手のクラブが非常に、外で、今は余り夜は遅くもされません。すぐ日が暮れます。そういうことで非常に困っていますので、ぜひとも早目に執行お願いしますということでございましたので、重ねてその点もお聞きしたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 渡辺議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

津森小学校におきましても、国の災害査定のほうは終了しておりますので、現在、入札に向けて準備中でございます。整い次第、津森小に限らず、ほかの施設についてもできるだけ速やかに執行したいと考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） ないようですから、これで議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第63号「平成28年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの7議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第64号「平成27年度益城町一般会計決算認定について」から議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」までの8議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

まず、議案第71号についてお尋ねいたします。公の施設の他の団体の利用に関する協定につい

てでございますけれども、ここに資料はつけてありますけれども、今回の経費の負担等についてですね、経費の負担やその他のことについて協議のもとに定めると書いてありますけれども、今の段階での打ち合わせ内容について、もしされているのであればですね、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

次がですね、平成27年度益城町一般特別会計歳入歳出決算書についてお尋ねいたします。ページ147ページ、国保財政、財政に関する調書の中で、国保財政基金が底をついておりますが、今後の考え方、見通しについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、平成27年度の益城町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書についてでございます。意見書の全体としてのですね、考察について特別監査委員にお答えいただきたいと、全体的なものを一度直接お尋ねしたいということですね、ページ11ページ、国民健康保険の特別会計になりますけれども、基金が底をついてるわけですけれども、0円ということになっておりますが、15表、歳入決算の状況の中でですね、不納欠損1,892万9,000円、収入未済額3億3,780万円というのが上がっております。それについてですね、ぜひ御意見をお伺いしたいと思っております。

また、今回、監査におきましては、熊本地震が発生して大変な被害の中ですね、大変御苦労された中での監査になりましたことを感謝申し上げます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上真一君） 下水道課長の水上でございます。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

今般、菊陽町より、国道443号線沿いの益城町と菊陽町の境にあります菊陽町大字曲手地内に医療機器製造会社である株式会社アイディアスの進出に伴い、同工場から排出される汚水の本町下水道施設への接続及び放流の依頼がされております。企業概要及び土地利用計画図、それから位置図、下水道計画図は別添のとおりでございます。

まず、経費の負担でございますが、工事に伴う経費につきましては、菊陽町側に御負担をお願いいたします。使用料につきましては益城町に入ることになっております。予定では、1立米当たり223円の使用料をいただくことになっております。

それから、これは補足でございますが、菊陽町では、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づきですね、さきの9月議会に本件を付され、9月の2日に議決をされておりますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。8番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成27年度の歳入歳出決算書の中の147ページの基金がなくなったが今後の見通しについてはということでございますが、昨年の9月、基金の取り崩しの提案をさせていただき、承認をしていただきました。今後の見通しにつきましては、今回の国保の補正予算の中で、予備費を9,350万6,000円増額の計上をさせていただいており、予備費が1億2,322万3,000円となる予定でございます。

昨年度、特に11月ぐらいから、今まで余り力を入れていませんでしたが、65歳以上の一定の障害を持つての方につきましては、国保のほうから後期高齢のほうに移動していただく、当然その方につきましては負担金を、国保のときよりも安くなりますので、そういう方々につきましては移動していただくっていうことで相当成果があつております。恐らく金額にしましては1億円ぐらい上がつております。と申しますのは、毎年度、単年度で歳入歳出の計算をしております。この歳入につきましては、当然、繰越金とか昨年度の9,000万の取り崩しを抜かした純粋な歳入歳出で計算しております、平成27年度は赤字ですけども、赤字は1,700万、平成26年度は1億2,600万、平成25年度は8,100万と、昨年度につきましては相当下がつてきておりますので、予備費が1億2,000万以上ありますので、このような状況でありますので、現段階の見通しは簡単に申し上げられませんが、昨年と同じような状況であれば、今年度も持ちこたえることができると思つています。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 濱田代表監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査の濱田です。ただいま御質問いただきましたけど、この不納損失額っていうのはあくまでも、時効が来ました分については、死亡の場合もあれば、移転先不明ということなどがありまして、どうしてもこのあたりは各担当課のほうでは努力されてらっしゃいますけど、どうしても探しつけないというようなことで、これは不納欠損ということで、ここに数字が出ております。ただし、平成26年度の額からしますと、少し減つてるとかなどと思っております。

それから、収入未済額についてもですね、これについてはこのほかに、歳入で入らなければならぬ税率についても非常に未済額というのがだんだんだんだん心配になっております、多くなつて。だから、今後やはり今回のこの国民健康保険については、住民の方が健康に留意すると同時に、脇の方が健康のためにやはりアドバイスしていただくことが、最大のこの不納欠損並びに収入未済額を減らす唯一の方法ではなかろうかと思っております。

どこの町村におきましても、国民健康保険関係の決算についてはですね、非常に今、混迷しておられるのが、これは日本全国各市町村については全て悩んでおられるところであります。よつて、我々この益城町だけは皆さんの努力ですね、これをできるだけ完納していただくと同時に、皆さんが病院に、病気にかからないように、またそれに対する医療費がかさまないようですね、努力していかなければならぬかと思います。以上です。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

益城町の一般会計決算書について、ちょっとお伺いするというかですね、確認したいことがございますので。この決算書見てみるとですね、歳入関係で非常に自主財源というのが減つてきております、27年度。ページ数はどこで見ても。これ、いつも説明のとき、自主財源が何%とかいろいろあるけど、今度は何もなかったもんですからね。ちょっと自分で計算せざるを得んだつたですけど。財政収支比率なども本当はいつも説明があるんだけど、今度は何だか説明がなかつた

んで、ちょっと計算してみると、自主財源は40.36%です。45%を下がったのは初めてじゃないかなと思うんですけど。結局、26年度と比べてみると繰越金が減ってると、自主財源ではですね。そんなもんで、あとは大体おんなじようなもんなんですが。依存財源のほうが、町債の発行が2億ぐらい増えてるとかですね、そういうようなもんで、これについてもうちょっと。やっぱ財政運営っていうのはしっかりやってもらわないと、だんだんだんだん自主財源がこのように落ち込んでくると大変なことになってきますんで、頑張らにやいかんけど、今度の震災でそれどころじゃない、今度はもうとてもじゃないけどなことになります。ですね、その辺をどのように捉えてられるのか。町長でも、企画財政課長でもいいですから、お答えできればと思っております。やっぱりそれだけ深刻に捉えていただきたいということです。以上です。

○議長（稻田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

14番中村議員の議案第64号の平成27年度一般会計決算認定についてでございますが、ページでいきますと111ページに、自主財源と依存財源の表を掲載させていただいております。自主財源と依存財源については、今、代表監査のほうからありましたけど、監査の報告でも意見書は読ませていただいておりますが、議員御指摘のように、なかなか通常でも厳しい状況にだんだん毎年なっているという状況で、今回こういう状況になっております。なかなかうまく言えませんが、もう本当に切り詰めるところは切り詰めるというか、そういう形で、あとはもう収入の部分をですね、やっぱりしっかり頭を使いながらやっていかないかんなと思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 非常に厳しい状況であることに間違いないく、どんどんどんどん自主財源が少なくなってきたいるということは、少なくなってきたいると言うよりも、予算を組むときに無駄な予算を組んでないかというのをしっかり精査していかないと、それで、町債の発行あたりもせざるを得なくなる部分がありますので、今回の補正予算なんかでも、公民館のあたりももつとしっかり状況を精査してやるというような感じでですね、これから予算編成にしっかり注意をしていただきたいということでございます。以上です。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。

決算関係ですね、一般会計決算書、議案第64号、21ページ。先ほどの中村議員の質問で、自主財源の収入がなかなか厳しくなっているという中で、町営住宅の使用料、これが収入未済額が今年も9,111万円ほど上がっておりますが、今年の当初予算を組むとき、今、担当課長の話では明け渡し訴訟、昨年は明け渡し訴訟を考えとったけど、とうとうやれなかつたって。28年度分については3件ほど予定しとるというふうなことでしたが、町自主財源確保のために予定しておる3件、これに対して、訴訟に対しての進捗状況をお尋ねします。

○議長（稻田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 13番石田議員の御質問にお答えします。都市計画課長杉浦です。

議案第64号、ページでいきますと21ページの上の段のほうでですね、町営住宅の使用料についてに関連して、28年の当初予算のほうで3名の方に対してのを考えているということで、考えておりました。今の段階ではですね、申しわけございませんが、震災の復旧・復興のほうでですね、今やっておりますので、本年度でできるだけ早い時期にですね、やりたいとは思っておりますけども、今の段階でこういうふうにすぐ進みますという状況ではありませんので、申しわけございませんが、もうしばらくかかるということになります。

○議長（稻田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 座ってよかですか。ここでよかですか。

まだ進んでないというようなことでございますが、前年度も予定してあったんですね。それも全くできなかつたということでございます。かけ声だけで終わらんごとですね。やはり、はじめはつけていただきたいと。滞納者に対してですね、未払い者に対して、やはりそういう姿勢は示していただき必要があると思いますので。ぜひ28年度においては実行ができるように、よろしく頑張っていただきたいと思います。

○議長（稻田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） ないようですから、これで議案第64号「平成27年度益城町一般会計決算認定について」から議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」までの8議案に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時40分

平成28年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年10月11日午前10時00分招集
2. 平成28年10月13日午前10時00分開議
3. 平成28年10月13日午後3時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 交流情報センター視聴覚室
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
13番 石田秀敏議員
8番 野田祐士議員
12番 坂田みはる議員

7. 出席議員 (18名)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 上 村 幸 輝 君 | 2番 下 田 利久雄 君 | 3番 富 田 徳 弘 君 |
| 4番 松 本 昭 一 君 | 5番 榮 正 敏 君 | 6番 中 川 公 則 君 |
| 7番 吉 村 建 文 君 | 8番 野 田 祐 士 君 | 9番 宮 崎 金 次 君 |
| 10番 坂 本 貢 君 | 11番 寺 本 英 孝 君 | 12番 坂 田 みはる 君 |
| 13番 石 田 秀 敏 君 | 14番 中 村 健 二 君 | 15番 竹 上 公 也 君 |
| 16番 渡 辺 誠 男 君 | 17番 荒 牧 昭 博 君 | 18番 稲 田 忠 則 君 |

8. 欠席議員 (0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長 | 西 村 博 則 君 | 政策審議監 | 門 崎 博 幸 君 |
| 教 育 長 | 森 永 好 誠 君 | 会計管理者 | 田 中 秀 一 君 |
| 総 務 課 長 | 森 田 茂 君 | 復 興 課 長 | 中 桐 智 昭 君 |
| 企画財政課長 | 藤 岡 卓 雄 君 | 税 務 課 長 | 緒 方 潔 君 |
| 住民保険課長 | 森 部 博 美 君 | 環境衛生課長 | 河 内 正 明 君 |
| こども未来課長 | 坂 本 祐 二 君 | 健康づくり推進課長 | 安 田 弘 人 君 |
| 福 祉 課 長 | 木 下 宗 徳 君 | 福祉課審議員 | 姫 野 幸 徳 君 |
| いきいき長寿課長 | 後 藤 奈保子 君 | 農 政 課 長 | 森 本 光 博 君 |

建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
都市計画課審議員	西口博文君	学校教育課長	福岡廣徳君
生涯学習課長	高森修自君	下水道課長	水上眞一君
水道課長	荒木栄一君		

開議 午前10時00分

○議長（稻田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般通告者は4名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に吉村建文議員、2番目に石田秀敏議員、3番目に野田祐士議員、4番目に坂田みはる議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稻田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本会議におきまして質問の機会を与えていただきまして、感謝いたします。本日も朝早くから傍聴者にたくさんの町民の方々に来ていただき、本当にありがとうございます。

3月議会に質問させていただき、7カ月ぶりの質問になります。

4月14日の前震、16日の本震と、震度7の直撃を受け、死者20名、家屋の全壊2,714棟、半壊2,897棟、多くの道路や橋梁、上下水道や電気などのインフラに大きな被害を受けました。改めて熊本地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

震災から既に半年を迎えようとしています。まず今回の震災に対する町長の総括を伺いたいと思います。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成28年第3回益城町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、7番吉村議員の熊本地震のこれまでの総括について、お答えをさせていただきます。吉村議員におかれましては、震災直後から益城町の復旧・復興のため、さまざまな機会に精力的

に活動していただいており、心から感謝を申し上げます。

さて、4月14日夜の前震後すぐに役場に駆けつけましたが、役場庁舎は物が散乱し、停電により電源や通信機器が使えない状態でしたので、役場駐車場にホワイトボードや長机、投光器などを運び込み、災害対策本部を設置しました。駐車場に多くの人たちが避難してくる中、被害状況の把握や自衛隊・消防・警察と連携しまして、人命救助や捜査活動の支援を行いました。

本震後は、役場庁舎も被災し通常の役場機能は停止したため、道路や上下水などライフラインの復旧を担当する職員以外は災害対策本部業務と避難所対応しかできない状況でした。避難者数は本震翌日の朝には1万6,000人以上に達し、食料・水・生活物資の受け入れや配布など24時間体制で避難所対応に当たりました。震災後10日を過ぎたころから震災直後の混乱期から復旧・復興に向けた準備を進める段階に移行してまいりました。

4月25日に、直面する緊急課題に対応するため避難所対策チーム・住まい支援チーム・罹災証明チーム・役場機能再建チームと四つのプロジェクトチームを設置し、国・県・他自治体の応援職員とともに災害応急対応に取り組んでまいりました。7月6日には復興計画の基本方針を策定し、益城町復興計画を年内に策定する予定ですが、住民意見交換会や住民アンケートにより、住民の思いや願いを復興計画の中に取り入れていきたいと考えております。10月に入り熊本地震から半年を迎えるとしていますが、仮設住宅の建設にめどがつき、今月中には避難所も閉鎖する予定で、災害応急対応はおおむね完了しつつあります。

今回の地震を振り返って、一番大変だったのは役場庁舎が被災し使用不能になったことです。防災拠点となるべき庁舎が損壊し、行政サービスの低下や混乱を招きました。今後、大規模災害にあっても通常業務が継続してできるような体制を整えてまいりたいと思います。また、避難所運営や被害家屋の調査、応急仮設住宅の建設など膨大な災害関連業務が通常業務と重なり、職員数が圧倒的に足りなかつたことなどが上げられます。しかし、国・県・市町村職員など多くの自治体職員の応援、そして全国からの医療チーム・ボランティア・NPOなどの支援により乗り切ることができました。また、議員・区長・消防団、そして多くの町民の皆様が、自分自身が被災されているにもかかわらず救助活動や避難所の運営に携わっていただき、心から感謝しているところです。

次に、今考えれば早目にやっておけばよかったことは、他自治体や関係機関との災害協定の締結、公共施設・避難所の耐震化、避難所運営マニュアル策定、そして自主防災組織の育成、役場防災組織の強化などが上げられます。

次に、本町における今後の災害への備えや心構えとしましては、実践的な防災計画の策定と防災訓練の実施、ハザードマップなど住民への防災情報の提供、職員の災害に対する危機管理意識などが考えられます。今後、熊本地震をしっかりと検証しまして、そして、その教訓を生かしまして、災害に強い町にしていきたいと思います。

○議長（稻田忠則君）　吉村議員。

○7番（吉村建文君）　それでは2回目の質問に移らせていただきます。

今回私七つの質問をさせていただくようにしております。で、この2回目の質問が非常に長く

なると思いますけども、よろしくお願ひいたします。

学校給食センターについて、質問させていただきます。

私は本年3月の議会において、学校給食センターは町の小中学校の給食をつくるだけの機能ではなく、防災の面でも今後その役割は非常に大事になっていくものと思われますと質問し、教育長より、益城町学校給食センター建設検討委員会を設置し、第1回の会合を3月1日に実施したところですとの回答をいただき、施設の延べ床面積が2,400平方メートル程度、敷地面積についても5,000平方メートル程度が必要になるとの説明を受けました。

ところが、今回の震災で学校給食センターが被災し、その機能を停止し、現在では3業者による弁当給食が実施されています。私も中学2年生の息子を持つ保護者であります。先月開催された体育大会で、益城町学校給食センター復興に向けた署名活動についての書面をいただき、益城町の小中学校の保護者の方々が、一日も早く安心安全な学校給食センターが復興することを望む声を知ることができました。これまでに4,850名の署名が集まっているそうです。

また、ほかの保護者の方々より、最近弁当給食について残飯している子どもたちも多数いるという声も上がり、実際のところどうなのかという疑問も湧き、益城町の全小中学校の校長先生や教頭先生にお願いをして、9月下旬から1週間残飯調査をいたしました。手元に、議員の皆様方にはその調査票が上っていると思います。小学校5、6年生と中学校1、2、3年生を対象に実施させていただきました。結果は、御飯の残飯が約15%、おかずが約20%程度でした。正確な数字は今回の調査では明らかではありませんが、各学年、クラスによってばらつきがあるようでしたが、各業者とも工夫をしていることが分かりました。

また、校長先生や教頭先生と懇談した際、今年3月までに完了していた空調設備が今回の震災で大変役立ったことを、町長や町議の皆さんに伝えてほしいとのことでした。震災で休校した分、子どもたちには夏休みを短縮し授業時間を確保するため、特に今年の夏は暑かったため、空調設備は非常に助かりましたということでした。ある小学校では、避難された人たちにも空調設備があったことで大変喜ばれていたとのことでした。

学校給食センター復興に向けて、その道筋を伺いたいと思います。

次に、今回の震災に対する防災面での検証及び防災計画の見直しについて、どのような検討がなされているのかを伺いたいと思います。現在、私も益城町復興計画策定委員会のくらし復興専門部会の委員をしております。その討議の中で、ハード面・ソフト面双方において地震や大雨といった自然災害への対策を進めるという一分野があります。具体的に本町が防災計画の見直しを現在進めているのか、町民の皆さんに分かりやすく説明をお願いいたします。

震災当初、職員の皆さん方の献身的な働きには感謝しております。しかしながら、震災から半年が過ぎ検証及び防災計画の見直しは、もうやらなくてはならないと思います。思い返せば、発災当初、町の職員が誰なのか分からずに大変困ったものでした。私たち町議には、このように防災服が支給はされておりますけども、一般の職員には防災服の支給はなかったと思います。あのときは全国から応援の方々が来ており、町民の皆さんもどの人人が町の職員なのか見分けがつかず、大変困られたのではないでしょうか。予算の関係もあるでしょうが、他の自治体の職員が着

ていたビブスを応急の処置として準備すべきではないでしょうか。

先月末に、町議会議員は県庁の危機管理室に研修に行ってきました。そこでの研修は、大変勉強になるものでした。ぜひ町の職員の方たちにも研修に行かれることをお勧めいたします。危機管理室の方も、熊本県内の自治体の方たちがほとんど来られていないと嘆いておられました。本町としての取り組みもお伺いいたします。

次に、今回の震災において福祉避難所が町内5カ所指定されていましたが、機能不全に陥ったという現実がありました。今回避難所において、ほかの避難所の方たちに迷惑がかかるということで、避難所におられない方がたくさんおられました。そこで全国初となるトレーラーハウス設置という形で緊急避難的福祉避難所をグランメッセ、またその他の避難所に配置をいたしました。その効果についても伺いたいと思います。また、今後の福祉避難所のあり方についても伺います。

次に、復興基金に対する本町の取り組みはどうなっているのかを伺いたいと思います。復興基金は、被災者からのニーズは高いものの公的資金では対応することは難しい復旧・復興への取り組みに柔軟な対応が図られる点にあります。また、個人資産には直接支援をしないという国の原則を踏まえつつも、知恵を絞り一歩踏み込めるような支援の役割を果たすことも復興基金の存在価値であると考えます。国内で最初に復興基金が設立されたのは、雲仙普賢岳噴火災害であり、その後、北海道南西沖地震災害・阪神淡路大地震・新潟県中越地震災害・能登半島地震災害・東日本大震災と、それぞれ復興基金が創設されています。

今回の熊本地震においては、熊本県が7月31日付で復興基金について発表いたしました。その内容を少し紹介しますと、1、復興基金とはと題して、震災から復興に向けて被災自治体が地域の実情に応じて住民生活の安定、生活再建支援、産業や教育文化の振興等のさまざまな事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として創設。低金利状況を踏まえ、利子の運用型基金ではなく、取り崩し型基金により対応。被災県が取り崩し型の復興基金を設置する場合に、国が特別交付税により財政措置を講じることとされている。

2、復興基金の使途などと題して、復興基金は国や県、市町村が実施する事業では対応できない被災者等のきめ細やかなニーズに対応するもので、原則として県や市町村が直接実施する事業に充当するものではない。被災された個人や団体などの早期復興のために行う事業に活用するもので、補助事業の裏負担軽減や本来補助事業により実施すべき事業に充てるものではない。

このように書かれています。要するに、復興基金は被災者等のきめ細やかなニーズに対応し、早期復興のために活用できる、より自由で使い勝手のよいものです。既に行った住民説明会でも、神社・仏閣の補修や公民館の再建などさまざまな声が上がっていましたが、そういうことの復興基金の利用が考えられます。復興基金の活用に当たっては、本町にどれくらいの被害があるのか、また被害総額は幾らになるのかなどを把握する必要があります。9月県議会においても、各自治体からの要請により復興基金の配分が決まりそうであります。510億円の復興基金の分捕り合戦が始まろうとしているのです。

そこで、本町における復興基金に対する取り組みをお伺いいたします。

次に、仮設住宅について質問させていただきます。

現在仮設住宅も17カ所、1,556戸が完成し、あと1カ所福祉避難所が福富に建設される予定になっています。もう少しで入居も完了するところまで来ました。仮設住宅を回ってみて、住民の方々からさまざまな意見を聞いているところですが、その中で9月の9日の熊日新聞にも、テクノ団地で9月6日の大雨で床下浸水していることが報道されました。これは県の事業であり、その対応は県のほうでちゃんとされることは分かりましたが、その際住民の方たちから外灯不足が指摘されていました。テクノ団地だけでなく、ほかの仮設団地からも外灯が不足しているとの声を耳にしました。

この点について、町のほうで対応はされるのでしょうか、お伺いします。

また、仮設住宅が一応2年。東日本大震災も5年たっていますが、まだ仮設住宅におられる方も1万6,000人程度おられます。益城町もそうならないようにしなければなりませんが、次に来るのが災害公営住宅の建設であります。28年度補正予算に98億円が計上されています。対象地域にももちろん益城町も入っています。この災害公営住宅整備事業は、平成28年度熊本地震で住宅を滅失した者が入居するための、地方公共団体による災害公営住宅の整備を支援、そして被災者に対する災害公営住宅の整備を迅速に行うことで、熊本地震からの復旧・復興に寄与するとうたつてあります。

この事業に対する本町の取り組みを伺います。また、この事業主体は県がやつても構わないわけですが、県にも協力をしていただきて、益城町に建設をお願いするのも今後の本町の復興を考える上でも有効だと思われますが、県との連携についても伺いたいと思います。

以上、6点にわたって質問させていただきましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（稻田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） おはようございます。教育長の森永でございます。

7番吉村議員の熊本地震についての御質問のうち二つ目の、保護者から給食センター復興に向けて多くの声が上がっているが、その道筋を伺いたいということについて、お答えさせていただきます。

今回の地震によりまして、給食センターの機能が失われ、児童生徒そして保護者の皆様に大変御迷惑をおかけしております。現在、弁当給食を実施しておりますが、議員の御指摘のとおり課題も生じております。できるだけ早く完全給食ができるよう精いっぱい努力しているところでございます。

ところで、本町の学校給食センターにつきましては、移転をして現在のニーズに応じた施設を建設する方向で昨年度より建設検討委員会を立ち上げまして、基本理念や基本方針を検討いただいているところでございます。今年度になりまして、まず候補地の検討をいただく予定でございましたが、熊本地震により中断してしまいました。8月9日に再開をし、今回の地震の影響もいろいろ考慮しながら、候補地の検討をいただいているところでございます。

次に、建設に係る費用につきましては、できるだけ町の持ち出し分を少なくする方向で検討が必要かと思います。今回の給食センターにつきましては、補助金を申請する場合に、災害復旧の部分と増築部分に分けて申請する必要がございます。災害復旧については、現在県や文部科学省

と協議中でございます。また、増築部分については平成29年度事業として事業を申請する予定でございます。また、今議会で用地取得費の増額及び基本設計や実施設計などの予算を計上させていただいております。議会御承認後は、早急に設計等に取りかかる予定でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、今回の震災に対する検証及び防災計画の見直しについて、どのような検討がなされているかとの御質問でございますが、応急仮設住宅や避難所対応などの災害応急対応が現在進行形でありますので、今回の熊本地震における事後検証にはいまだ着手していない状況であります。しかしながら、発災から半年が過ぎようとしていますので、避難所の閉鎖や応急仮設住宅の建設完了を一つの区切りとしまして、事後検証に取り組みたいと考えております。検証方法につきましては、町担当者が職員一人一人に聞き取り調査を行うやり方、調査票を配付し集計するやり方、また外部機関に委託するやり方など、さまざまな方法があるかと思いますが、今後どのようなやり方が最善か早急に検討し、事後検証を行いたいと考えております。

地域防災計画の見直しにつきましては、先ほど申し上げました震災の検証を踏まえ、うまくいったこと、対応が遅れたことなどが見直しの第一歩になります。私自身も発災直後の混乱期におきまして、地域防災計画を改めて読み返しましたが、今回のような大規模災害に対応できるような計画ではなかったことは承知しております。今後実施します事後検証を踏まえ、また熊本県地域防災計画との整合性を図りながら、大規模災害にも対応可能な益城町地域防災計画の見直しに着手したいと考えております。

次に、ビブスの問題ですが、他の自治体の職員が着ていたビブスを応急の処置として準備すべきではないかということで、お答えをします。益城町でも震災前にビブスを購入し備蓄しており、避難所の対応職員などに配付し活用しました。しかし、不足していたことは確かで、布のガムテープを利用し、町役場職員、あるいは名札と書いて腕や胸に張りつけ、緊急的に、応急的に対応していました。予算の関係もありますが、誰が町の職員か分かるように、今年度中に必要な数のビブスをそろえていきたいと思います。

また、県庁危機管理室での研修につきましては、今回は業務の都合により参加できなかったようですが、このような防災研修には私を含め町職員の防災意識を高め、防災に携わる人材育成のためにもぜひ参加するよう周知していきたいと考えております。

続きまして、四つ目の福祉避難所として指定がなされた今回の地震での実情について、また今後の福祉避難所のあり方について、お答えをさせていただきます。福祉避難所の利用の対象となる方は、災害救助法運用と実務の中で、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは短期入所施設などへ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者であること、具体的には高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・病弱者など、避難所での生活に支障を来すため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及び家族とあります。

本町では、益城町地域防災計画の中で益城町保健福祉センター・障害者支援施設熊東園・特別養護老人ホーム花へんろ・特別養護老人ホームひろやす荘・特別養護老人ホームいこいの里の5

施設を福祉避難所としています。この五つの福祉避難所のうち、熊東園は施設が被災し施設内に特別な配慮を要する者の受け入れができず、花へんろ・ひろやす荘・いこいの里の三つの施設につきましては、地元の方などが避難し福祉避難所として受け入れ人数が制限され、また保健福祉センターにつきましては、二次避難所として児童館に特別な配慮を要する方の避難場所を確保しましたが、福祉避難所としての位置づけができませんでした。

本町の福祉避難所がこのような状況にあり、また、震災により特別な配慮を要する方の増加で福祉避難所が不足したため、町内外の施設、日本で初めてとなるトレーラーハウス、ホテルを福祉避難所として設置し、特別な配慮を要する方の避難場所を確保したところでございます。

トレーラーハウスにつきましては、全国初の福祉避難所としてグランメッセの駐車場に25台、その他避難所に5台、保健福祉センター・広安小学校・総合運動公園・益城中央小学校・広安愛児園、合計30台で設置しました。グランメッセの25台で延べ8,700名受け入れ、また避難所の5台は感染症対策として感染症に罹患した場合の保健室として活用しました。トレーラーハウスを福祉避難所として活用することによりまして、福祉避難所不足の解消、また避難所の中に水ぼうそうや感染症の胃腸炎を発症された方がいましたが、蔓延しなかったなど、大きな効果があったと思っております。

次に、今後の福祉避難所のあり方についてですが、今回の震災は、何分予想をはるかに超えたため、現場が混乱したのは事実でございます。しかし、福祉避難所において特別な配慮を要する方以外を排除するというのは極めて難しいと思っております。今後の災害に備え、福祉避難所としての位置づけを広く町民の皆様に周知しますとともに、特別な配慮を要する方の避難場所を確保するため、近隣市町村をはじめ広域的な施設への呼びかけや協定などを検討していきたいと考えております。

次に、五つ目の復興基金に対する本町の取り組みはどうなっているかということで、お答えさせていただきます。熊本地震の復興基金につきましては、熊本県に特別交付税として510億円が交付されることが決定されております。その交付時期につきましては、本年12月の特別交付税の配分時期に合わせて交付される予定です。現在熊本県が示しています復興基金で対応できる事業の方針は、先ほどお話がありましたように一定の公共性・公益性はあるが、国・県・市町村などによる措置が十分できないもので、さらに踏み込んだ支援が必要になるものに活用することを基本に、その取得分につきましては被災者や被災団体への復旧支援、被災地の住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興、雇用の確保、熊本地震を踏まえた住民生活の防災機能強化のいずれかに該当するものとなっております。この復興基金を活用することで、単年度の予算枠に縛られず、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興など、さまざまな事業が実施できます。

そのような状況を踏まえ、本町では取り急ぎ熊本県に対し自治公民館、消防詰所の建てかえ・修繕費、神社・仏閣などの地域コミュニティ拠点施設等の修繕費、被災宅地の復旧工事補助事業、自主防災組織育成促進事業、仮設住宅等生活交通確保事業や被災児童生徒通学支援事業などの28の復興基金事業、概算額約76億円の要望を行っております。しかし、被災者支援のニーズは

復旧・復興が進むにつれて変わってくることが考えられます。今後、県に対しましては被災者支援ニーズに即した復興基金事業メニューの追加や増額、また国に対しては復興基金の増額を要望していきたいと考えております。

次に、六つ目の仮設住宅の課題とその対応について、お答えをさせていただきます。

本町の仮設住宅の団地数は18団地、建設戸数は福祉避難所あわせて1,562戸となっております。建設に当たっては、地権者はもとより借地権者、近隣住民及び地元議員の皆様方の御協力によりできたもので、町も深く感謝をしております。現在集会所ができ、ある程度入居が進んでいる団地から自治会設立に向けた説明会を開催し、現在9団地において自治会が設立され、自治会組織による運営がなされております。また、10月1日には仮設団地の自治会長や役員に集まっていたとき、各仮設団地の情報共有を目的としました自治会長連絡会議を開催したところでございます。

議員御質問のとおり、仮設住宅の自治会設立の説明会時に入居の方から、また自治会長などから外灯設置の要望が上がっておりました。町としましては要望を受け現地確認を行い、今回の補正予算に仮設団地内の外灯設置工事費として230万円を計上しており、議会御承認後は随時外灯設置を進めていきたいと考えております。

次に、災害公営住宅についてでございますが、災害公営住宅とは災害により住宅を失い、自力で住宅を確保することが困難な被災者に対しまして、地方公共団体が国の補助を受けて整備する公営住宅です。一般の公営住宅の整備であれば、建設費などに要する費用の国庫補助率はおおむね45%、一般災害の場合は3分の2補助であります。今回の熊本地震は激甚災害に指定されておりますので、4分の3の補助率に引き上げられておりますが、用地取得費につきましては補助はありません。しかし、東日本大震災において補助率が8分の7補助され、さらに引き上げられ、かつ用地取得費についても補助対象となっていますことから、先月町及び町議会より国に対しまして東日本大震災並みの財政措置を行っていただくよう要望しております。

次に、災害公営住宅の整備の進め方についてでございますが、災害公営住宅の整備手法については主に次の三つの方法が上げられます。一つ目は町が直接建設する方法、二つ目は民間事業者が建設しました住宅を町が災害公営住宅として買い取る方法、三つ目は民間事業者が建設した住宅を町が災害公営住宅として一定期間借り上げる方法。また、災害公営住宅を整備するに当たっては、まず必要戸数の算定を行う必要がありますが、激甚災害の場合の上限戸数は、滅失個数、すなわち災害により住宅を失った全壊戸数の5割とされておりまして、現在当町では全壊世帯が3,300世帯でありますので、1,650世帯分の建設に対し補助を受けられることになります。

入居対象者としましては、災害により住宅を失った方とされており、全壊に加え大規模半壊や、半壊であっても通常の修繕では居住することができないなどの理由により、解体を余儀なくされた方も入居可能とされています。ちなみに災害公営住宅の家賃につきましては、通常の公営住宅と同様に入居者の収入・世帯構成と、住宅の規模・立地等により設定することになり、基本的には近傍民間賃貸住宅家賃より定額の家賃となります。なお、低所得者の方への家賃補助としまして、家賃低廉化制度により入居当初から5年間は4分の3、6年から20年目は3分の2の補助がありますので、この制度を活用しながら被災者の負担軽減を図る予定としております。

しかし、これらの住宅を失った方全てが災害公営住宅に入居するわけではないため、必要な十分な住宅の供給に当たっては、災害公営住宅への入居を希望する方がどの地区にどのくらいいるかなど、被災者の入居に関する意向調査が必要不可欠でありますので、応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅等に入居されている方、該当者全員に対し、この調査ができるだけ早く実施する予定としております。

これらの調査結果を踏まえ、災害公営住宅の早期整備に向け、財政支出、マンパワー及び期間の短縮等に考慮しながらも地域別の供給戸数、供給主体、整備方法、そして建設時期などを示していきたいと考えています。その後の流れとしましては、建設基本設計、実施設計、建設の各段階に移行していく、入居希望、受付、入居管理を行うということになります。

○議長（稻田忠則君）　吉村議員。

○7番（吉村建文君）　大変ありがとうございました。

先月末、議会の代表と町長と9名で、陳情に上京してまいりました。県選出の代議士の方々、また国土交通大臣・石井大臣とも直接要望・陳情することができました。また、政権与党である公明党本部へも訪問し、山口代表以下井上幹事長等に要望を聞いていただきました。そこで陳情・要望を受けて、今回またあす、あさって山口代表が熊本に来られテクノ仮設団地、旧中央小学校跡地である一時仮置き場等を視察に来られます。これも私たちが上京して陳情の結果、山口代表もまた熊本地震において益城町がどれほどひどい状況であったのかということを実感され、ぜひ、その復興について現地に赴いてその状況を改めて確認したいとのことありました。

最後に、復興計画について現在検討がなされていますが、町長として何を最優先課題として考えておられるのかをお伺いいたします。私は、先ほども質問しましたが、町の学校給食センターを一日も早く復興していただきたいと思っております。今回の震災を受け、本町が子どもたちの教育環境を整えるために最優先して取り組んだのが学校給食センター建設であった。この事実が、「子育てするなら益城町で」とのスローガンを町内、町外に発信することになるのではないかでしょうか。教育に取り組む姿勢が10年後、20年後に評価されるのではないかと思います。町長の見解をお伺いします。

○議長（稻田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　7番吉村議員の熊本地震についての御質問のうち、七つ目の復興計画の最優先課題についてお答えさせていただきます。

復興計画につきましては、7月6日に熊本地震からの復興に向けて、今後のまちづくりの基本的な姿勢や取り組みの方向性を示す益城町震災復興基本方針を策定しました。この方針では、基本理念として「住民生活の再建と安定」「災害に強いまちづくりの推進」「産業・経済の再生」の三つを掲げ、それに関連する「くらし」「まちづくり」「産業」の三つの専門部会を設置し、本年12月策定を目標に、現在、復興計画策定作業に取り組んでいるところでございます。

さて、議員御指摘の学校給食センターにつきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、熊本地震により学校給食センターの機能が失われ、児童生徒や保護者の皆様に大変ご迷惑をおかけしております。先の復興計画策定に向けての住民意見交換会や全世帯に対するアンケー

ト調査などでも、学校給食センターの早期復旧に対する多くの要望が上がっておりまます。それを受け、町は国に対し学校給食センター建設に向けての財政支援の要望を行っております。まずは、町民の皆様の生活再建が一番の課題とは考えておりますが、今後は、町としましても、学校給食センターの建設を復興計画の優先課題として位置づけ、教育委員会と連携を図りながら学校給食センターの早期再開に向け、積極的に取り組んでいく所存でございます。

同時に、道路などのインフラ整備、復興住宅整備、庁舎・文教施設などの整備など多くの課題があり、これについても全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御協力のほどをよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君）　吉村建文議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時から会議を開きます。

休憩　午前10時47分

再開　午前11時00分

○議長（稻田忠則君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石田秀敏議員の質問を許します。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君）　議長の許可を得ておりますので、着座で失礼いたします。

今議会で一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

震災から半年になりますが、私は熊本震災について4点と学校給食センター建設についてお尋ねをいたします。先ほどの吉村議員の質問とダブるところがあろうかと思いますが、よろしくお願ひをいたします。

まず、熊本地震についての1点目は、公費解体の現状と今後の見通しについてであります。この公費解体について、町は当初2年をめどに完了を目指すとのことでした。そして、県も建設中の空港近くの二次仮置き場一部完成に伴い、9月30日から7市町村のうち、当面被害の大きかった益城、西原、南阿蘇村の三町村分の木くずを受け入れ、2018年春までに解体処理を終える方針と発表しました。しかし、特に農村部では住家だけでなく、小屋あり、倉庫あり、1件の解体に二十日から1カ月以上かかるところも多く、仮置き場不足と10品目に及ぶ細かな分別作業が問題となっている中、二次仮置き場搬入は、公費解体分だけであり自費解体分と合わせると現状では非常に厳しく、2年どころか3年で終わればいいほうではと思われます。

そしてまた、仮設住宅の入居期間は原則2年であります。最初にできた赤井団地、広崎団地は入居開始日が6月14日で、すでに4カ月が過ぎ、残り1年と8カ月であります。被災者の方は、解体が終わらなければ復興へのスタートは切れません。また、被災者の復興なくして町の早期復興はありません。そこで現時点、直近のですね、校区別公費解体の申込件数、公費解体の終わった件数、それに自費解体の終わった件数を教えていただきたいと思います。また、それに対する今後の解体の見通しをお尋ねいたします。

熊本地震についての2点目。2点目は、中央小跡地の仮置き場の運営についてであります。四つほどお尋ねをいたします。あそこへは、私も今までに3回利用させていただきました。ボランティアの方をはじめ、現場で働く人々は、あの暑かった真夏も汗と泥まみれになり本当に頭が下がる想いでいた。まだまだ当分は続くと思われますが、一つ目は現在搬入日が日曜日と水曜日を除く日となっております。そこで、サラリーマン、勤めの方々はですね、の場合、平日は搬入がなかなかできません。平日に休みを取り搬入を予定しても天候に左右されたり、再度休みをとらなければならなかつたりで、大変不便との声を多く聞きます。そこで、日曜日の搬入ができるよう閉鎖日の変更はできないかということであります。

2点目は、災害ごみ個人搬入許可証の期間が個人の場合7日間となっておりますが、7日間の場合は日曜日が1回しかありません。これを8日間にすることで日曜日から日曜日までとなり日曜日が2回、サラリーマン家庭にとっては計画どおり搬入しやすくなるわけであります。ぜひ、搬入側に立った想いやりで対応をしていただけたらと思っております。

3つ目は、空港近くの二次仮置き場の稼働で熊本新港への搬入は中止と聞いておりますが、中央小跡地仮置き場への搬入制限等は生じないのかでございます。

4つ目は、そもそも益城は解体対象家屋が多い上、罹災証明書発行の遅れ等で解体のスタートが遅れた感じがいたします。たとえ、二次仮置き場が稼働したにせよ、解体が早く進むほど復興も早く進むわけですから、さらにスピードアップを図るため、現在使用不能となっている町民グラウンドを仮置き場として利用することはできないかお尋ねをいたします。

次に、熊本地震についての大きい3つ目は、災害公営住宅、復興住宅建設についてお尋ねをいたします。先ほど町長からも説明がありましたが、再度お尋ねを申し上げます。現在、多くの被災者の方ですね、原則2年間の入居期限という条件で、仮設住宅に入居し生活をされておりますが、日本財団が8月24日現在で調査した結果によると、益城町の仮設住宅に入居予定者のうち、4分の1に当たる42%が65歳以上の高齢者のみ世帯と熊日紙上で報じられました。また、65歳以上になると銀行ローンが組めなかつたり、自力での家の再建めどが立たず、2年後に大きな不安を抱えた方たちが多くおられると思います。

そこで、災害復興住宅の建設は避けて通れない問題であります。先ほど町長が建設に三通りの建設の方法があるとおっしゃられました。近隣の甲佐町、嘉島町は仮設住宅・みなし仮設住宅入居者、公費解体申請者等へのアンケート調査が終わり、着々と準備が進んでいると聞いておりますが、益城の場合、仮設住宅・みなし仮設住宅の入居者で高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみの二人暮らし世帯が校区別で何世帯ずつぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。そしてアンケート調査がですね、一日にも早く終わり、前に進めばと思っております。

次に、建設場所についてであります。場所の選定につきましても、このアンケートの結果を十分踏まえましてですね、町内二、三カ所の集中型ではなく、ぜひ校区ごとに三、四カ所の分散型か集落ごとの分散型にしていただきたいと思います。

次に、熊本地震についての4点目、義援金についてお尋ねをいたします。

今回の熊本地震災害に対して、町は全国から心温まる義援金を受け取っているが、町民にはな

かなか知らされておりません。そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、町が受け取った善意の義援金、寄附金やふるさと納税の件数と金額について、町民に知らせていただきたい。これは御船町、甲佐町、西原村等は、広報紙やホームページでお知らせしているとのことでございました。

2点目、このありがたく受け取った義援金等をですね、今後、益城町はどのように活用していくのか、具体的に教えていただきたい。また、活用の一つとして、先日の配分委員会で罹災証明書一部損壊罹災者に対して、義援金を原資として支援することになったと聞いておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

義援金についての3点目、義援金を送っていただいた人へのお礼状は出しておられるのか。益城町は出していないとも聞きますが、御船町・甲佐町・西原村については、金融機関で振込で送金いただいた分についてはですね、住所の確認がしにくい。しかし、住所・氏名・団体等が分かった方々には、金額の多少にかかわらず出しているとのことでしたが、益城町はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上、熊本地震について、まず1回目の質問を終わります。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、石田議員におかれましては震災直後から活動していただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、まず公費解体の現状と今後の見通しについてということで、本町では平成28年の7月7日から公費解体に着手しております、10月7日現在では182件着手し、うち110件が完了をしております。当初は11班体制でスタートしましたが、班体制を増強しまして、現在は約60班体制で解体を実施しているところです。今後はさらに班体制を強化して、来年1月以降は100班体制で進めていく予定です。発災後2年以内の解体完了という目標を可能な限り前倒しで達成できるよう、進めていきたいと考えております。

ただ、1件の解体に要する期間を、当初は10日から2週間程度を見込んでおりましたが、本町の場合は倒壊した家屋が多く、思い出の品の取り出し、分別作業等に時間を要し、長い場合は約1カ月を要するような家屋も出ており、解体作業が進まない要因となっております。なお、現時点での公費解体の申請件数は約2,245件ですが、日々まだ申請に来られる方がおられますので、2,300から2,400件程度になるのではないかと思われます。校区別での申請件数は、飯野312件、広安911件、木山601件、福田180件、津森241件となっております。終了した校区ごとの件数等は後ほど担当のほうからお知らせをさせていただきます。一方解体作業を終えてからの申請となる、自費解体の申請件数は現時点では400件となっておりまして、公費・自費あわせての申請件数に対する進捗率は19.28%となっております。

続きまして、仮置き場の運営についてお答えさせていただきます。

発災後、大量の片づけごみが一度に発生し、その仮置き場を設けることが急務となり、益城中央小学校跡地を一時仮置き場として位置づけたところであります。仮置き場の管理運営につきま

しては、一般社団法人熊本県産業廃棄物分協会との間で締結しております、災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書に基づいて選定された嶋本建設株式会社リサイクルセンターに委託しております。

仮置き場の状況につきましては、解体実施件数が増加しました8月中旬以降、仮置き場に搬入する車両による渋滞が発生し、近隣住民の皆さん、搬入される業者及び住民の方々に御迷惑をおかけしました。しかし、9月上旬に仮置き場のレイアウトを解消しまして、重機並びにオペレーターの数を増やしたことによりまして渋滞は解消し、搬入はスムーズとなっております。また、9月30日からは、県が工事を進めてきました小谷の災害廃棄物二次仮置き場も一般搬入を開始し、本町からは解体現場から出る木くずを、おおむね1日に100台分を直接搬入できるようになっております。今後も工事の進捗に合わせてコンクリート、瓦、混合廃棄物を搬入していく予定となっており、仮置き場が増えることにより解体作業もよりスムーズに進んでいくと考えております。

一方、解体作業が遅れる要因と一部報道がなされている分別につきましては、熊本県災害廃棄物処理実行計画では、災害廃棄物の再生利用及び減量化のために破碎・選別を徹底し、再利用においては再生利用率をおおむね70%以上を目指すとされておりまして、処理実行計画に沿った分別をお願いしているところでございます。一次仮置き場から各処分場などへ廃棄物を持ち込むにも、それぞれ品目ごとに基準があり、仮置き場でもそれに基づいた搬入をお願いしているところでございます。

お尋ねの中で、搬入ですね、日曜日の搬入ということで、これは8月末までは一般家庭からの片づけごみが多くあったため、日曜日の搬入を実施しておりましたが、9月からは一般家庭からの片づけごみも一段落し、解体工事で出る災害瓦れきが主となるため、近隣自治体の状況も踏まえて日曜日は閉鎖日としましたところです。また、日曜日は搬出先の中間処理施設などが閉鎖しているため、搬出ができないことも日曜日閉鎖の理由の一つです。日曜日しか片づけごみを搬入することができない方におかれましては、ボランティアセンターなどの活用をお願いできればと考えております。御理解のほどをよろしくお願いします。

それから、個人搬入の期間についてでございますが、これは個人搬入の許可期間は、例えば土曜日に許可証を発行した場合は、次の土曜日までの8日間で許可をしております。それでも期間が不足した場合は、再交付の手続もできるようにしております。

3点目の益城中央小学校跡地への仮置き場への搬入の制限なんですが、これは小谷地区の二次仮置き場が9月30日から一部稼働しまして、本町の解体現場から出る木くずですね、ここ的一般搬入を開始したところということで、このことにより9月上旬から開始した熊本新港にある処分場への搬出は9月いっぱい中止しているところです。これにより益城中央小学校の跡地への仮置き場への搬入制限などはありません。そして、従来どおりの運営で実施しているところでございます。

4点目ですね、益城町民グラウンドについてということで、まず解体のスタートが遅れた感があるとのことですが、本町は県内では甲佐町に続き、実は2番目に公費解体をスタートしておりますし、本格的な開始としましては、一番に開始したと思っているところです。

さて、お尋ねの町民グラウンドの件ですが、これまで何度か仮置き場としての検討をしてきた経緯はあります。ただ、現在では益城中央小跡地一時仮置き場も9月上旬のヤード改修後は比較的スムーズな搬入が行われておりますし、現在は県の二次仮置き場も稼働開始となっております。こういったことによりまして、益城町民グラウンドの仮置き場としての利用は現在は考えておりませんが、今後状況の変化などによって再度検討することも可能性としてはあり得るかと考えております。

三つ目の復興住宅建設についてお答えをします。先ほど吉村議員に説明しました答弁と重複しますが、御了承願います。

災害公営住宅とは、災害により住宅を失い自力で住宅を確保することが困難な被災者に対して、地方公共団体が国の補助を受けて整備する公営住宅です。一般の公営住宅の整備であれば建設費などに要する費用の国庫補助率はおおむね45%、一般災害の場合は3分の2補助ですが、今回の熊本震災は激甚災害に指定されておりままで補助率4分の3に引き上げられておりますが、用地取得費については補助はありません。しかし、東日本大震災においては、補助率が8分の7補助とさらに引き上げられ、かつ用地取得費につきましても補助対象となっていますことから、先月、町議会並びに町により国に対して東日本大震災並みの財政措置を行ってもらうよう要望しております。

次に、災害公営住宅の整備の進め方について説明します。災害公営住宅の整備手法につきましては、主に三つの方法が挙げられます。一つ目は町が直接建設する方法。二つ目は民間事業者が建設した住宅を町が災害公営住宅として買い取る方法。そして、三つ目は民間事業者が建設した住宅を町が災害公営住宅として一定期間借上げる方法。また、災害公営住宅を整備するに当たりましては、まず、必要戸数の算定を行う必要がありますが、激甚災害の場合の上限戸数は、滅失戸数、すなわち災害により住宅を失った全壊戸数の5割とされておりまして、現在、当町では全壊世帯が約3,300世帯でありますので、約1,650世帯分の建設に対し補助を受けられることになります。

入居対象者としましては、災害により住宅を失った方とされており、全壊に加え大規模半壊や半壊であっても通常の修繕では居住することができない等の理由により、解体を余儀なくされた方も入居可能とされています。ちなみに、災害公営住宅の家賃につきましては、通常の公営住宅と同様に入居者の収入・世帯構成と。

（「それ、さっき聞いたけん」と呼ぶ者あり）

住宅の規模・立地などにより設定することとなり、基本的には、近傍民間賃貸住宅家賃より低額の家賃となります。なお、低所得者の方への家賃補助として、家賃低廉化制度により、入居当初から5年間は4分の3、6年から20年目は3分の2の補助がありますので、この制度を活用しながら被災者の負担軽減を図る予定としています。しかし、これらの住宅を失った方全てが災害公営住宅に入居するわけではないため、必要十分な住宅の供給に当たっては、災害公営住宅への入居を希望する方がどの地区にどのくらいいるかなど、被災者の住居に関する意向調査が不可欠でありますので、応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅等に入居されている方、該当者全員に対し

この調査ができるだけ早期に実施する予定としております。

これらの調査結果を踏まえ、災害公営住宅の早期整備に向け、財政支出、マンパワー及び期間の短縮等に考慮しながらも、地域別の供給戸数及び場所、供給主体、整備方法、そして建設時期などを示していきたいと考えております。その後の流れとしましては、建設基本設計・実施設計・建設の各段階に移行していく、入居募集・受付・入居管理を行うことになります。

それから、場所についてはですね、この復興住宅については仮設住宅・みなし仮設住宅などに入られている全ての家庭に対しまして、アンケート調査を、要望調査を行いまして、どの地区がよいのか、平屋なのかマンション形式がいいのかなど調査を行った上で判断し、位置づけたいと考えております。また、建築方法・運営方法などは先災県の事例なども参考にしたいと考えております。

続きまして、4番目の義援金の取り扱いについてお答えをします。

本年4月19日に義援金の口座開設を行い、義援金の募集を開始しましたところ、全国各地非常に多くの方から益城町へ心温まる御支援をいただいております。この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。現在、熊本県の配分による義援金の支払いにつきましては順調に進んでおります。対象世帯は半壊以上となっておりまして、9月28日現在の支払い状況は、全壊が3,218世帯、半壊と大規模半壊合わせて3,134世帯、亡くなられた方が22名、重傷者が98名、合計6,472世帯となっております。

益城町に直接いただきました義援金につきましては、9月21日第1回の義援金配分委員会を開催し、被災者関係者へのお見舞い、復興に向けた取り組みへの支援という義援金の趣旨に沿いまして、配分先、配分方法などを検討いただいております。その結果、配分対象を一部損壊以上とし、配分金額につきましては、罹災証明の二次調査や申請をいまだ済まれていない世帯など、対象世帯の把握が難しく、引き続き検討し、できるだけ早い時期に決定し配分することしております。

続きまして、義援金等の額及び住民への周知についてということで、まず住民への周知についてが、義援金の専用口座については肥後銀行・熊本銀行・ゆうちょ銀行の三つの金融機関に設け、全国の皆様から義援金の振り込みがあつておりまして、10月4日現在で件数にして1万254件、金額にして8億4,954万3,857円の支援があつております。義援金や寄附金などに関する住民の皆様への周知ですね、ここは10月からは「広報ましき」も発行されるということで、掲載したい。それと、ホームページとあわせて隨時住民の皆様へ周知していきたいと思います。10月号にはまだ掲載しておりませんが、その後掲載をしていきたいと考えております。

それから、義援金や寄附金などに対するお礼状です。義援金につきましては振り込みで納付いたいただいた方で、本人からの申し出があつた場合には領収書を発行していますが、その際余白部分にお礼の言葉を一言書き添えるようにしています。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、納付件数が大変多くなっていますことから、寄附いただいた方お一人お一人に対してのお礼状の送付は難しい状況です。近隣の自治体にも状況などを聞いてみましたが、熊本県や熊本市においても個人などへのお礼状発送については対応できていないとのことでした。しかし、全国の皆様か

らの温かい御支援に対するお礼は必要と考えますので、ホームページや新聞各紙にお礼文を掲載するなど、御支援いただいた皆様に感謝の意を伝える方法を考えていきたいと思います。

一方、寄附金やふるさと納税については、申出書をとっていますことから、相手方の住所・氏名などが判明しており、収納した時点でお礼状を発送をしております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 石田議員。

済みません。河内課長、よろしくお願ひします。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。

13番石田議員の1回目の御質問の中の公費解体の現状と今後の見通しということで、校区別の公費解体の終わった件数という部分でのお尋ねがありましたので、その部分についてお答えをさせていただきます。

10月7日時点、公費解体の完了件数が110件。稼働中の現場が182件中解体の完了が110件という時点での校区別の数ですけども、木山校区が28件、広安校区で31件、福田校区21件、津森校区17件、飯野校区13件となっております。なお、自主解体の完了数については10月7日時点では400件でございますけども、申しわけありませんけども、校区別の数については現段階ではまだ整理ができておりませんので、毎月月末とか一定の区切りの時点で取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

それから搬入の件ですね、搬入の件で、庁舎跡地への搬入で一週間ということで御質問があつた分ですけども、これについてはあくまで個人さんの搬入と、一般家庭からの片づけごみの搬入が一週間、期間としては八日間という形で許可証出しておりますけども、解体現場においてはですね、2週間という形での許可証を発行しておりますので、申し添えておきます。以上です。

○議長（稻田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 1回目の答弁ありがとうございました。

今の答弁聞きましたですね、やはり解体、もう解体が進まなければ被災者の方は前へは進めません。現在のところ、その解体申込数は工事解体分が2,245件、それにまだ今後見込まれますということで2,300から2,400という物すごい数字でございます。そういうことでですね、やはりテクノの二次仮置き場が稼働し始めたといいましてもですね、まだまだ置き場の不足は、これはもう否めないところでございますので、やはり町民グラウンドですね、これもうあのまま放ったらかすわけにもいかんと思いますし、もったいない気がするわけですね。だからぜひ。解体は早くても悪いことはないわけですので、町民グラウンドの仮置き場、再検討をしていただくならと思います。

義援金に対しましてはですね、お礼状は熊本市・熊本県あたりは出していないというようなことでございましたが、御船・甲佐・西原についてはですね、金融機関で振り込みでいただいた方にはなかなか住所がつかめないから出してないと。で、住所が分かった個人・団体についてはちゃんとお礼を出しているっていうようなことでしたよ。それから、まあ儀礼としてですね、もうこれはまた今後どういう災害があるかも分かりませんので、これはもう出して当然という気がいたします。

資料がちょっと。

復興住宅についてはですね、やはりアンケートが一番、やはり高齢者のみの家庭、世帯当たりを把握するんが一番だろうと思いますし、その方々に対するアンケート調査、これを一日も早くやはり済ませんと、前には進まないとと思います。甲佐・嘉島あたりはもう既に終わって、次の段階に入っております。ですね。だから、そのアンケート調査を一日も早くですね、やられるようにお願いをいたします。

今の分については、もう答弁は要りませんので。はい。

次に、給食センター建設についてですね、お尋ねをいたします。

学校給食センター建設につきましては、先ほど吉村議員への答弁でおおよそ理解できました。しかし、私なりに質問をさせていただきます。

この給食センター建設問題は、震災前から建設検討委員会が立ち上げられ、老朽化を理由に建てかえる方針が示されておりました。震災後の、小学校2,247食、中学校1,028食の給食は6月1日から、御存じのように月・水・金の米飯と火・木のパン食はということでございますが、ヒライ・カメイ・ハローランチの3業者による弁当給食となって、もう4カ月。最初は珍しかった弁当も、今は特に小学校低学年ではですね、残菜が多いと聞いております。そういう中で文科省が示している小中学生の必要摂取カロリー、小学校低学年590カロリー、小学校中学年640カロリー、小学校高学年720カロリー、中学生820カロリーの摂取がバランスよくとれているのか確認ができません。納入業者にその辺の申し入れもできない。業者任せの状態と聞いております。いつまでこのような状況が続くのか、保護者の心配はピークに達していると聞いております。

このような状況の中においてですね、候補地は現在検討中ということでございます。費用については、町の負担がなるべく軽減されるようにということでございましたし、補助金については、災害復旧分と増築分に分けて申請を検討中ということでございますが、その災害復旧分と増築分についての補助金の申請、これもう少し詳しく説明していただけたらと思います。それと、想定されるセンター建設の規模、建設費の概算が出ていると思いますが、分かっていればその範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○議長（稻田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。

石田議員の二つ目の質問についてお答えいたします。先ほどの吉村議員と同様な回答は、最初つくっておりましたので、どうぞその辺はお許しください。

今回の地震によりまして、給食センターの機能が失われ、児童生徒、そして保護者の皆様に大変ご迷惑をおかけしております。今、石田議員のほうから残菜が多い、それから必要カロリーがちゃんととれているかというような御質問がございました。今、私の手元にそれぞれの業者から送られてくる毎日の献立、全ての材料がここに届いております。このように、きちんと材料についてチェックしながら、必要なカロリーをこれだけは保証してくださいということを業者とやり取りしながらやっておりますので、業者任せということではございませんので、この辺は少し私のほうで申し述べさせていただきます。

できるだけ早く完全給食ができるように、我々も精いっぱい努力しているところでございます。ところで、本町の学校給食センターにつきましては、移転して、現在のニーズに応じた施設を建設する方向で昨年度より、建設検討委員会を立ち上げ、基本理念や基本方針を検討いただいているところであります。石田議員におかれましても検討委員会の委員として御意見をいただいているところでございます。今年度になりまして、熊本地震により中断をしておりましたが、8月9日に再開をして、今回の地震の影響もいろいろ考慮しながら、候補地の検討をいただいているところでございます。今議会で用地取得の増額及び基本設計や実施設計などの予算を計上させていただいておりますので、議会承認後は早急に設計等に取りかかる予定でございます。

また、今幾つかの御質問いただきましたが、補助金の説明についてもう少し詳しくということでございますが、いわゆる災害復旧に絡む部分というのは、今現在あります給食センターの面積に応じた補助でございます。実際に、現在最初の面積は約800平米ぐらいございますが、その部分につきましては、もしも文科省のほうの、これは災害復旧に見合う分だということで許可がおりれば3分の2の補助、そしてまた残りの3分の1に対しても交付税等でほぼ全額に近い部分が補助いただけるということを聞いております。ただ、その条件としまして、やはり現場に、もとの場所にもとのものを復旧するというのが大原則であるようでございまして、これを移転する、そしてそこに新しく建てるということについては、非常にハードルが高いと聞いておりますので、この辺を今文科省のほうにしっかりとお願ひをしてるところでございます。

それから、増設部分につきましては、食数による基準の単価がございますが、それにつきましては2分の1の補助というふうに聞いております。そういうことで、今からいわゆる建築費について構築していかなきやならんと思っております。

それから、もう一つは規模についてでございますが、最初の計画ではいわゆる5,000平米内でおさめてできるんじやないかというふうに検討しておりましたが、やはりここにきて被災をしてみると、給食センターの機能として、やはりこの防災に関する、いわゆる災害に応じた支援ができるような給食センターでなければならないという理念もございますので、そういうものいろいろ、もろもろのものを考えますと、やはりもう少し大きな1万平米という広さの敷地が適当ではないかなと考えておりますが、この辺、それから場所等も含めまして、今後早急に建設検討委員会をまた開いていただきて、町への提言をいただきたいと今思っているところでございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 1回目の答弁ありがとうございました。

ただいま、その材料、カロリーについては業者に要望はしているということでございました。しかし、そのカロリーについてはですね、要望どおりとれて、注文どおりにできているかできていないか、そこは全くつかめられないというような話でした。だけん、そこらあたりが心配されるわけでございます。だから、業者任せになっちゃおらんかということです。要望は確かに出してあるということでございます。

それと面積ですね。面積に対して復旧部分が面積に対しての3分の2、しかもそれは現況復帰

ということですかね。増築分に対しては食数の単価による補助2分の1ということですか。はい、分かりました。

事業費もですね、これかなり高くなると思います。面積も一応当初予定よりか倍になるような話でございましたが、問題は建設費でございます。それで、建設費の削減策としてですね、例えば最初から米飯、今度施設の内容は米飯も対応した施設にということでございますね。で、そういうことじゃなくして、米飯についてはですね、震災前、今までどおり米飯はもう業者委託、センターでは今までどおり副菜、おかずだけをつくるとして、それでも経費はかなり浮くと思います。今までどおりのセンターでやっても給食業務には余り差し支えはないのではないかというふうな気もするわけでございます。最初から米飯対応の施設ありきというような計画じゃなかろうかと思いますので、そこら辺も経費削減のためには考えることも必要じゃなかろうかと思うわけであります。そういうことが検討できれば幸いかなという思いでございます。以上です。

○議長（稻田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず注文は業者任せで、こちらはもうその業者の言うとおりじゃないかというふうにおっしゃいましたが、確かにそれを再チェックはしておりませんけども、やはり業者にもきちんとした栄養士がおって、その管理は私はできているのではないかとは思っております。

それから、費用がどれくらいかかるかということ。なかなか今の段階で、その総額が幾らというのは申し上げられませんけども、削減策として御提案いただいた部分、これもまた建設検討委員会の中で議員さんから述べていただいて、全体に提言をいただく中でまとめていただくならと。私がここでこうするということはなかなか申し上げられないところでございます。ただ、私は基本的に、やはり防災に対して、災害に対しての支援ができる施設というのは、今後の計画の中にもいろいろうたっておりますので、これはやはり根底に置いておきたいと。

それから、もう一つはアレルギー対応が今大変厳しくなっております。現在の給食センターでは本当に狭いスペースでアレルギー対応をつくっておりますが、十分でありません。アレルギー食対応っていうのは別室でつくるというような、非常に管理が厳しゅうございますが、そういう施設もいるだろうと思いますし、それからやはり現在の機能というのはウエットじゃなくてドライ方式といいまして、ちょっといろんな中身もいろいろ複雑になってまいりますので、そういうものもあるだろうと思います。

それから米飯につきましては、今御指摘のことも一つの検討材料かと思います。米飯までちゃんとつくって提供する施設があったほうがいいのか、それとも米飯は今のようにその業者に委託したほうがいいのかというようなのを、また御意見をその場でいただければいいかなと思っております。

そういうことで、精いっぱい削減をする。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、国に対してぜひこの復旧事業として認めていただきたいということをさらに申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） カロリーの確認ですよね。その企業側にも栄養士がおるからということでございますが、そらあもちろんおるでしょう。おるけど、そこら辺が確認がでておらんでいるこつですね。給食センターにも栄養士がおるわけですから、栄養士さんあたりが確認する出場所がないということですね。もう業者の方で確認はしているでしょうということで、「ことでしょう」じゃいかんと思うですよ。そこら辺は確実なところを確認する必要があろうかと思います。

その確認の方法があるならば。

○議長（稻田忠則君） それじゃあ、森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 精いっぱい努力してまいります。

○13番（石田秀敏君） もうそれで終わるですね。

○議長（稻田忠則君） 石田秀敏議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（稻田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。8番野田でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。感謝申し上げます。

本日朝からテレビを見ておりましたら、今後益城町に住み続けたいかという全世帯にアンケートをとった結果というのが出ておりました。回答率は5割弱だということではありますけれども、87%の町民がまた住み続けたいと回答をしてあります。まことにありがたいことではあります。と同時に、私たちも一層の努力をしていかなければならぬと身の引き締まる思いがしております。

それでは、通告にしたがいまして、8点について質問をさせていただきます。

まずは、学校給食及び学校給食センターについてでございます。また、きょうですね、益城町学校給食センター復興に向けた署名活動等の資料をいただきました。石田会長を筆頭にPTA連絡協議会の皆様方に御尽力をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。私たち議会もしっかりと取り組んでいく所存でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、学校給食センターについて質問をさせていただきます。

先ほど来ですね、同僚議員の方が質問をしていただいておりますので、その辺は回答のほうも簡略にさせていただいて構いませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

学校給食センターの建設は優先課題との認識は、議会も執行部も同一のもの、共有できているということであるのは間違ひございません。子どもたちの食育というものは、今後町の将来に向け

て重要なものになってまいりますので、ぜひ早急な建設等をお願いしたいと思います。そこで、まず第1番目の問題ですけれども、学校給食の給食そのものの栄養価についての質問でございます。どのような。先ほども一部質問はございましたけれども、栄養価についてどう考慮されているのかというのが第1問。

次に、小学校の低学年と高学年、6年の差がございます。また中学校ではボリュームの配分については考慮されているのかという点が2問目。

3番目に、アレルギー食についての対応でございますが、どのような対応をされているのかというのが3問目。

そして、給食センターの早期の建設を待望しているが、現在の状況はどうかが4問目でございます。

まず第1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稻田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。

きょう3名の方がこれまで御質問いただきましたけれども、3名の方全てがこの学校給食についての御質問をいただきました。本当に完全給食に対する期待があるんだなということを改めて感じたところでございます。精いっぱい努力してまいります。

それでは、野田議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず給食の栄養価は考慮されているかとの御質問でございますが、各業者に対しまして学校栄養士から必要なカロリー量を指示しております。また、小学生の低学年と高学年、そして中学生の給食の量につきましては、御飯の量で調整をしております。

アレルギー食につきましても、代替食などで対応をしているところでございます。現在約30名ほどの子どもがそれに該当するところでございますが、代替食等で対応しているところでございます。

次に、給食センターの現在の状況についてでございますが、先ほどから申し上げていますように、本当に児童生徒、そして保護者の皆様に御迷惑をかけております。できるだけ早く完全給食ができるよう精いっぱい努力していきたいと思っております。今議会で、用地取得費の増額及び基本設計や実施設計などの予算を計上させていただいております。議会承認の後、建設検討委員会を早急に開催しまして、そこで提言をいただいた後、設計等に取りかかる予定でございます。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。栄養価については、各業者へカロリー量の分をお願いしているということでございます。先ほど前議員からもこの辺についてもですね、できるならば少し立ち入ってですね、できることをもう少しやっていただければというお願いもございましたので、私のほうからもそこはお願いということをさせていただきたいと思います。

また、ボリュームについては御飯の量ということでございます。これは御飯の量以外、ほかの可能性ができるのか否かということだけをですね、2番目にもう一度質問に答えていただきたい

と思います。

アレルギー食については、30人程度の方に対しては対応しているということでありましたので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

また、給食センターについてはですね、今議会に用地取得費または設計費等が出ております。先ほど来ですね、建設費についても質問がなされておりました。益城町もこのような状況でありますので、建設費についても抑えるべく努力をしていかなければならないということであると思いますけれども、例えばPPPであるとかPFIであるとか民間の活用等もですね、考えられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

2回目の質問でございます。

○議長（稻田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、立ち入ってチェックができるだけやってほしいというお願いでございました。精いっぱい努力したいと思います。

それから、カロリーの調整は御飯の量以外にできるのかというような御質問でございますが、今とり得る最高の私は形がこの弁当ではないかなと思っております。6月から弁当を始めましたけども、ほかに手段がなかったもんですから、本当に3社、三つの業者に無理にお願いしまして、大体1,100食ずつぐらい分けていただいて、引き受けさせていただきました。ただ、その中で低学年、高学年とかいろいろな形で量を調整することは非常に厳しいと。もう手間がかかることが一番弁当屋にとって大変なことですということをおっしゃいまして、それではもう御飯の量だけでということで今やっております。なかなかこちらからぜいたくが言えない状況はございます。これが子どもにとって100%満足できるかってそうじゃないと思いますが、現状の中では精いっぱいやってるつもりでございます。

それから、建設に関してPFIとかPPPを導入できないかというような御質問でございますが、建設検討委員会の中でもこういうものもありますという資料については御説明をしております。こういうものを含めてまた御提言をいただければ、それもまた検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

子は宝でございますので、できる限りの努力をして、今もちろんやつていらっしゃるのは分かれますけれども、さらなる努力を期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

また、建設費の経費削減につきましては、PPPも含めてあらゆる可能性を追求していただき、必要であればですね、ぜひ取り組んでいただきたいというお願ひをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問であります。小中学校の体育館についてでございます。

震災以来大変な状況になっている小中学校の体育館でありますけれども、各学校の体育館の被災状況についてはどうかというのをまずお尋ねいたします。

次に、広安小学校、津森小学校、木山中学校の体育館の卒業式や入学式は今後可能であるか。できれば同じ場所でですね、開催ができるように対応していただきたいと思いますので、いかがなものだろうかというのが質問でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2番目の御質問についてお答えをいたします。

各学校の体育館の被災状況はどうかということでございますが、飯野小学校の体育館以外は何らかの被害を受けております。益城中央小学校、広安西小学校、益城中学校の体育館におきましては、雨漏りやそれからブレースの緩み、変形等が見られましたが、応急修理によりまして、現在使用可能な状態でございます。今後、本格的な修理を行う予定にしております。広安小学校は、特に床のへこみがありまして、中央部分が少しへこんでおります。それから、津森小学校では、天井や外壁ボードの剥がれ、それから鉄骨ブレースが一部曲がっておりました。また、木山中学校ではブレースの曲がりや照明カバーの離脱等が見られました。いずれも、既に国の災害査定も終了しておりますので、今後は順次改修に着手しまして、卒業式には間に合わせたいと考えております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。

応急処置、応急修理は終わっているということでございますので、ぜひですね、卒業式のほうにですね、今間に合うという御回答がいただけましたので、安心はしておりますけれども、このような状況でございますので、何があるかは分かりません。ぜひ早急なですね、工事のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、3問目の質問に移らせさせていただきます。

次は、仮設住宅におけるコミュニティーについてでございます。仮設住宅におけるコミュニティーの形成は、現在自治会の形成を中心に進められているところでございます。仮設住宅には、高齢者の方々も多く住んでおられます。ここで一つ提案でございますが、まず医師の診療所を仮設住宅に開設することにより、高齢者のコミュニティーの場の形成ができるのではないかという御提案でございます。それをしてことによって、地域支え合い活動であったりNPO、大学関係者、さまざまなボランティア団体の活動を助長できるのではないかという想いであります。もちろん大前提といたしまして、医師会との協議だったり厚生労働省への問い合わせは行わなければならないと思っております。

先日、我々は国の方に陳情に行かせてもらいました。そのときに、このことについて直に問い合わせを行わせていただきました。答えについては、よい返事をいただいていると思っております。仮設住宅における高齢者の孤独死等の悲しい知らせがないように、早急に取り組んでいくべきだと思いますがいかがでしょうか。

1回目の質問でございます。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、3問目の質問についてお答えをします。

仮設住宅によるコミュニティーについてということで、その前にまず、野田議員におかれましては、震災以来ですね、もう朝早くから役場に来ていただいて活動していただいていることに対して、心からお礼を申し上げます。

まず、先ほどの件につきましては、住民主体のコミュニティーづくりが基本になるかと思っております。住民同士のつながりをどのように保っていくか、町も一緒に考え支援していきたいと考えているところです。医師会との連携をさらに活用すべきという考えにつきましては、町民の皆様が安心した日常生活を支えるため、見守り・地域交流等の総合的な支援を行うために、地域支え合いセンターを10月3日に立ち上げて、活動を開始したところで、生活支援員などが戸別訪問やサロンを通して個々の健康状態を把握していくこととなりますが、状況に応じて医師へつなぎ連携を図っていくことになります。

また、同センターの活動においては、エコノミークラス症候群、生活不活発病などの予防、早期対応のための医師による健康相談も必要かと思われますので、当然医師会との連携を図っていくことになります。以上です。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

もちろん医師会との連携は必要になってまいるところでございます。ただ、私が今回申し上げてるのはですね、医師会との連携をもう一つ先に進めていただき、医療のほうをですね、やっていただけないだろうかと。診療ですね、診療のほうをやっていただけないだろうかというお願いでございます。

多々課題・問題はございます。ただ、ある程度年配の方々におかれましては、医療機関、病院というものはですね、ある意味集いの場にもなるところがございます。コミュニティーの形成がなされるのはもちろんのこと、今町長から言われた見守りであったり、地域支え合いであったり、そのコミュニティーの場としてのですね、なされたところをですね、行っていただくということも可能なのかなと。その点では、医者という存在がですね、仮設住宅にあると。もちろん毎日来ていただくとかいうことはですね、御相談の上になるかもしれませんけれども、週に何回でも構わないとは思いますが、そういう場を設けていただくというのはですね、重要なことではないだろうか。今後のですね、年配者の方を含めて重要なことになるのではないだろうかという思いでの御提案でありますので、もう一度よければですね、御回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まずですね、益城町、今回の震災におきましては、非常に特養が3カ所、そして老健施設が2カ所、そしてグループホームが今2カ所、既にあります。そして1カ所も建設中ということで。それから地域密着型の小規模多機能型の居宅介護事業所が2カ所ということで、非常に介護関係充実しているところでございます。以前介護関係のときにアンケートもとりましたが、多くの高齢者の方が最後はやっぱり自宅で終わりたいということでありまして、そういった意味で地域包括ケアシステムというのも町では進めておりました。

これは、地域包括ケアシステムは、医療・介護・住まいを。先ほど申しました施設だけでは到底貰えないということで、これは東京のほうも一緒です。やはりそこを地域で高齢者を見守っていこうということで、この仕組みがつくられておりますが、当然今の、現在の状況、地域の顔見知りが少ないとか、そういったことで、地域づくりをまず進めて、健康づくりであったりお宮の祭りであったりということで、顔見知りの関係をつくって地域包括ケアシステムということで持つていこうということで、考えておりました。

ただ、地域包括ケアシステムの中でひとり暮らしの方、認知症の方とかも地域でみようとしたときに、夜間の訪問診療というのが必要になってきます。これが一番問題になってるかなと思って、やはり先ほど野田議員がおっしゃられたようにですね、医師会の協力を得て、夜間いつでも駆けつけてくれるような訪問診療体制をとっていかなくては、これはなかなか難しいということで、仮設住宅あたりにおいても同じ状況かなということで思いますので、しっかりと医師会と相談しながら、訪問診療あたりがしていただくような形で、体制づくりを進めていきたいと思います。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の質問をさせていただきます。

今、町長が言われましたように地域包括ケアですね、については、東と西に分けてなされようとした矢先の震災であったかとは思っております。ただこれは社協のほうも入られておってですね、今回社協のほうはボランティアセンターであったり、地域支え合いであったり、大変な仕事のほうをですね、委託されてやっているところではあります。

今回私がですね、提案しているのは、あくまでも仮設住宅におけるコミュニティーの形成という位置づけであります。限定的なものであります。仮設住宅内にはですね、集会所がおののおの個数あります。また、集会所以外にもですね、コミュニティーの場があります。そこを活用しての医療行為という御相談であります。もちろん医師会の協力が重要になってまいります。ただ、厚労省のほうは否定的な考えはないようありますので、医療行為と、要するにコミュニティーの場と医療行為を同じに考えることはできないだろうかという御提案でありますので、まあ、すぐすぐの回答は難しいと思いますけれども、ぜひ御検討をいただきたいですね、またよい方向にしていただければ幸いだと思っております。

3回目の質問でありますので、何かございましたら町長、どうぞ。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、3回目の御質問にお答えさせていただきます。

医療機関もですね、出向いていただくという絶好の機会ということで私も考えておりますが、現在多くの医療機関も被災されているというのがもう現状ですので、ここあたりはしっかりと相談しながら、検討しながらいかなければならぬかなと思います。ただ、仮設住宅が集まる場になるという意味では、非常にいいのかなというのが思っております。これはもう私も含めですね、仮設住宅では非常に男性の参加が少ないということですので、いろんな意味でですね、そこあたりが男性が孤立化することもちょっと多いように思っておりますので、しっかりとですね、

集まる場所、そういう医療も含めて、いろんなことでそこの支え合いセンター、それからみんなの家が集まる場所になっていくといいのかなと思いますので、ここあたりはしっかりと検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございました。

ぜひですね、嫌な知らせがですね、ないようにですね、御検討をしていただきたいと思っております。

それでは、4項目めの質問に移らさせていただきます。

4項目めの質問でございますが、中心市街地の現状と直ちに行うべき課題について、何をいつまでに行うかをお尋ねするというところでございます。

中心市街地におきましては、新聞でも出ましたけれども、木山地区の開発だとかですね、いろいろなものが出ております。これについてはですね、復興委員会・部会等で行うべき問題ではあると思いますけれども、その中のですね、今回はです、中心市街地におけるですね、個人集合住宅、アパートの件について一部お尋ねしたいと思います。中心市街地におきまして、木山校区、広安校区等はですね、多くの家屋が被害をこうむったわけでありますけれども、その中には個人の集合住宅、アパート等の被害も甚大がありました。先ほどの質問の町長のお答えの中の災害公営住宅整備にもかかわってくるものであります、アパートについて今のところは特別な補助がないというのが現状であります。

先ほど言われましたように、個人所有のものについて国は直接的に補償を行わない、または補助を行わないというのが原則であります。ただ、経済産業省等はですね、グループ補助金等によつてですね、いろんなことを考えていただいて、今補助を受けることが可能な状況になっております。商工業者にとりましてはですね、大変重要な補助金になっているところであります。今回、個人集合住宅、アパートでありますけれども、被害を受けたアパートについては、所有者等は家の倒壊またはアパートの倒壊、または損壊等でですね、二重、三重のローン、苦慮されているところであります。

先ほど、災害公営住宅整備についてお話をありました民間住宅の買い取りもしくは借り上げについて、公営住宅を直接建てる分と借り上げについて、どちらのほうがいい、悪いということはありませんけれども、今言いましたように木山の中心市街地にはですね、アパート等も多く損傷を受けておりますので、その借り上げを行っていく、これを加速していくというのがですね、復旧に向けては最良な部分が多いのではないだろうかというものであります。というのも、木山のアパートというのは、立地条件というのはですね、大変よいところに建っているのが現状であります。

また、今申し上げました地理的、また物理的にもですね、安心できる箇所に多いということであります。借りる側、または貸す側についてもですね、両方救えると、補助できるという政策ではないかと思っているところであります。できれば復興基金等を利用させていただいてですね、先ほど来出てます510億うち七十数億今益城町で提案されると、上程されてるということであ

りますけれども、それに入ってるのかどうかはまだちょっと聞いておりませんけれども、できればそれに入れていただいて、民間アパートの借り上げ、修理を行って、公営住宅に充てていくという政策を推進していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問でございます。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の4問目の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおりアパート所有者はグループ補助金の対象外となっております。町では国に対し、グループ補助金の対象に入れてもらえるようにと要望を行っていますが、今のところは非常に難しい状況です。その他の補助制度としましては、補修型みなし応急仮設住宅に係る補償費支援制度があります。これは熊本県の事業で、補修後のアパートをみなし応急仮設住宅として提供する場合は、補修費としまして1戸当たり上限として57万6,000円の支援が受けられるもので、受付先は熊本県となっております。なお、1戸とは1棟ではなく、例えば1棟に6戸号室があれば、その6戸各々に上限57万6,000円の支援が受けられますので、まずはそちらを活用していただければと思います。

また、議員御提案のアパート補修費の復興基金の活用や、アパートの災害公営住宅としての活用などにつきましては、町としても検討してまいりたいと考えております。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

ここで重要なのが、今町長から回答がございましたアパートについては1棟ではなくて1部屋ということでございます。1部屋の57万6,000円と。10部屋あれば576万円の補修費。これはみなし仮設ということに充てる場合ということですかね。これは間違いないということですね。はい、ありがとうございました。

この活用をですね、多分ですね、知らない方が多いと思います。また、知らない業者。アパートというのは実際建てた方と管理する方が違う場合が多うございます。これをですね、ぜひ周知徹底をしていただきたいと思っております。それによって救われる方がだいぶんいらっしゃるんではなかろうかという思いであります。

また、57万6,000円、1部屋についてですね、足りない場合ですね、その場合はぜひ復興基金による分もですね、充てていただきたいと。これはですね、全てについて充てろというわけではもちろんございません。検討していただきたいということでございます。

まあ、いい答えが聞けて、やや安心しておりますけれども、政策については今から取り組むべきことで、いろんな問題が出てくるものということの認識であります。ぜひですね、借りる側、貸す側、震災は両方受けております。これについてはですね、両方救える政策というのをですね、町のほうにもぜひお願ひをしてこの質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

県道28号熊本高森線についてでございます。

質問内容は、何をいつまでに行うのかをお尋ねするというものでございます。県道28号熊本高

森線については、益城町でも主要な道路でございます。復興委員会等の部会で4車線化であつたり拡幅であつたりというお話が出ているようではありますけれども。ただですね、この道路については県道となっておりますので、県との調整が重要になると思いますが、それを受けまして、どのように計画または施工を行っていくのか。また、それは時系列的にいつまでをめどに行おうと思うのかというのを、町のスタンスで構いませんので、お知らせ願えればと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　8番野田議員の御質問のうち、五つ目の県道28号熊本高森線についてお答えをさせていただきます。

県道熊本高森線は、住民生活において根幹をなします主要幹線道路でございますが、発災当時は家屋や擁壁等の倒壊や道路の損傷等によりまして、救命・避難・復旧活動などに大きな支障を生じております。

県道熊本高森線につきましては、復興計画策定に向けました住民意見交換会、全世帯を対象としましたアンケート調査や商工会などに対する意見交換会などでも拡幅の必要性や改良についての情報提供の要望が多く上がっておりまます。そのような状況を踏まえまして、町としましても県道熊本高森線の4車線化及び計画の提示の要望を繰り返し熊本県に対し行っています。町議会におかれましても、同様の要望が行われております。あわせて復興計画骨子におきましても県道熊本高森線を都市連携軸としまして広域的に町内外の拠点間を連絡し、産業や防災面における連携強化を図る主要幹線道路としまして位置づけ、またその沿道はにぎわいのある沿道商業、サービスゾーンの形成を図るエリアとしております。

県道熊本高森線の4車線化は、住民をはじめ産業界におきましても長年の悲願です。議員御質問の何をいつまでに行うかにつきましては、県道の改良につきましては、熊本県の事業であるため町が判断・決定することはできませんが、町のこのような状況につきましては熊本県には逐次情報提供をしており、熊本県からは前向きに検討中であり町と連携をとって進めていきたいとの回答を受けております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君）　野田議員。

○8番（野田祐士君）　1回目の御回答ありがとうございました。

今町長がおっしゃったとおりだと思っております。熊本高森線については、県道でありますので、県施工、県主導の施工になっていくと思います。これは、益城町ができることといえばですね、用地の交渉のお手伝いだろうという思いでありますけれども、だからこそですね、益城町として自分で、町主導でやれないということありますので、県にお願いするという立場、スタンスになってまいります。これをですね、県にお願いするスタンスを復興計画の第一に今持つてこようとしている状況でありますけれども、それはいかがなものかということであります。

町の復興・復旧は、あくまでも町主導で行うべきであって、もちろん県のお手伝いはですね、願わなければなりません。そのためにですね、優秀な人材を我が町もいただいてるわけでございますので、この復旧に向けてですね、県主導は分かりますけれども、町としてそれでいいのかと

いうことでございます。まあ、次のグランメッセ木山線の質問をさせていただきますので、ここで高森線だけをですね、どうこうというわけではございませんけれども、町としてのスタンスというのを県に伝える意味でも、ある程度いついつまでにこういうことをやっていただきたいという御要望なり陳情なりはですね、上げてしかるべきかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

2回目の質問でございます。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、2回目の質問にお答えをしたいと思います。

いついつまでにということで、熊本高森線ですね、これはなかなか難しい問題であります、さきに町の慰靈祭があったときに、蒲島県知事が益城町の復興なくして熊本県の復興もないというような趣旨のことをおっしゃっておりました。県としてもですね、全力で取り組む意向を受けております。

やはり、野田議員がおっしゃられたようにスピード感はとにかく必要です。ただ、そこあたりでも計画もきっちと同時にやっていかなければならぬということでありますので、町としてはですね、とにかく県と一緒にになってやっていくというスタンスで、こちらのほうとしては早目の説明会あたりを開いてもらえないだろうかということで依頼をしているところですが、町が一方的にいつからやりますというのはちょっと決められませんので、そういった事情を話してですね、スピード感を持ってやってもらうということで、県のほうに要請をやっていきたいということで考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございます。

この道路整備、つまりインフラ整備というのは、復旧後の復興というのがなかなか難しいと。復旧が復興になるのが通常であります。復旧した後の復興というのは、どうしても税金等のですね、二重投資になりかねないというのが注意を受けるところでありますので、県道28号については復興のために行うのか、復旧のために行うのかというのも含めましてですね、町のスタンスには早目ですね、決めていただいて、県のほうと早目の調整をお願いしたいと思います。

この早目の調整につきましてですね、町長の御意見も重要でございますし、先ほど回答を得たところでありますけども、先ほど申しましたように県からもですね、我々は優秀な人材をいただいております。できれば御回答のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 門崎審議監。

○政策審議監（門崎博幸君） 突然の御指名ありがとうございます。政策審議監の門崎でございます。

御紹介ありましたように、私6月から県からの派遣ということで、今益城町の復興のお手伝いをさせていただいているところでございます。基本的には、今立場としましては益城町の職員でございますので、県としての立場ということでの発言は控えさせていただきたいと思っておりますが、私も益城の職員としましてですね、一日も早くこの益城の美しい姿を取り戻したいと思つ

ておりますので、県には益城町の代表としましてですね、意見は述べさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 突然の指名でまことに申しわけございませんでした。ただ、重要な立場、位置におられるということは間違いございませんので、ぜひですね、益城町のため、そして熊本県の再生のためによろしくお願ひをしたいと思います。

県道28号についても重要でありましたけれども、もう一つ益城町には重要な路線がございます。それが地域再生道路グランメッセ木山線でございます。グランメッセ木山線の活用につきましては、これは震災前からですね、第5次総合計画等に入っておった場所でございます。今度の議会でですね、町長が役場の場所をですね、どこにするかというのをですね、なかなかおっしゃっていただけませんけれども、逆にですね、おっしゃっていただけなければこちらのほうから御提案できるのかなという思いもありまして、一つ提案をさせていただきたいと。

私は木山の住民でありますけれども、家も役場のすぐそばであります。今の状態になりまして数十年たちますけれども、とてもいい場所でございます。ただ、今回の震災を受けまして、必ずですね、役場が今の場所になければいけないかというのは、これはまた別問題でございます。社会的インフラにおきましては、新しい場所を求めるというのもですね、一つの考え方であろうかと思っております。特に、グランメッセ木山線につきましては、これは地域再生道路という位置づけであります。

町長も御存じだと思いますけれども、例えでありますけれども、役場を新しい場所に移設します。例え地域再生道路沿線に移設をしますと。そこに補助率は85.5ですかね、ということになると思います。じゃあ、その他の公共施設もですね、あわせて同じ場所に持ってきた場合どうであろうかというお話になればですね、これは町長も私と多分一緒にですね、いろんな方からお話を伺いなされてると思うんですけども、これは85.5ということだという認識であります。この認識が間違ってたら、済いませんけども、多分間違いはないと思います。

つまりですね、何を言いたいかといいますと、今の場所に考え方を固執する必要はないんではないだろうかと。新しい場所に広くですね、集約的に持っていくという考え方もあるんではなかろうかと。そのための道路ではなかったんですかという思いもありますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

1回目の御質問です。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、6番地域再生道路グランメッセ木山線の活用についてということで、何をいつまでに行うかお尋ねするということで、ちょっと違う方向でちょっと考えておりましたので、まずそっちのほうをですね、ちょっと絡めて答えさせてください。

まず場所についてですね、今ちょっとお話されたんですが、恐らく、ここ議員さんいらっしゃると思いますが、それぞれがそれぞれにいろいろ意見があると思います。まったく一致している、整合は、まだまだしないかなと思っております。で、今の場所については、やはりこの益城町が

できたときに、木山村、広安村、飯野村、福田村、津森村が六十数年前に合併してここができ上がって、その当時非常に中心ということで、この場所に決められていたんじゃないかということです。そういった歴史的なことも含めてですね、それと今の場所の決めた理由あたりもちょっとしっかりとですね、精査しながら、また考えていかなければ。それと、野田議員が言われるように場所を移すというのも一つの手であると思いますし、これはまだまだ皆さん方さまざま意見があると思いますので、しっかりと地盤調査とかですね、いろいろ、今の面積とかいろいろ考えて、また考えていただきたいと思います。

それから、この地域再生道路グランメッセ木山線の活用ということで、復興計画骨子におきまして、沿道を復興に寄与する住宅や商業・サービス・防災・工業機能を配置するエリアとして位置づけているということで、確かに熊本高森線、震災時に大きな道路が高森線が被災しておりまして、このグランメッセ線が中心となって使ったところではあります。町としましては、このエリアを災害公営住宅などの復興受け皿、住宅地の候補地と現在考えていますが、議員御存じのとおり地域再生道路グランメッセ木山線の沿道には幾重にも土地利用規制がかかっております。

県議会では今回の震災を受け、今までの土地で再建できなくなった方への住宅移転先についての質問があり、熊本県は柔軟に対応するとの答弁があつてあります。また、国に対して町は今回の震災を受けて住宅移転等の農地転用の規制緩和を要望しております、今後は熊本県に対しましても、ぜひとも開発が必要な地域であることを強く訴えていきたいと考えております。

議員御質問の何をいつまで行うかにつきましては、先ほどの中心市街地と同様に、復興計画策定後、作成を予定しています都市計画分野の各種事業を具体化した整備計画である復興まちづくり計画の中でお示しできればと考えております。また庁舎については、庁舎建設検討委員会あたりもできて検討していくことになると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

次の質問にもありますけれども、第二空港線についてはですね、あくまでもですね、益城町のスタンスは県とのすり合わせは厳しいものであると思います。ただグランメッセ木山線についてはですね、今回の震災を受けて県のほうもですね、審議監の説明もよかつたんだろうと思いますけれども、いろいろですね、柔くなってきているということありますので、ここはですね、重要な道路であり、私も益城町の中の木山の人間でありますけれども、北に行くほどですね、やっぱり震災の被害が少なかったというのは事実であります。実際一番ひどいのはですね、ひどいのといいますかですね、木山でひどいのはですね、県道高森線より南。そしてやや北が壊れて、地域再生道路まで行くとほとんど被害がなかった状況に近いのかなという意味からしてですね、この道路、グランメッセ木山線の活用はですね、今後の益城町発展の鍵を握るのではなかろうかというところでの質問であります。

農転であつたり、さまざまですね、県の規制といいますか、についてはですね、和らいでいくという方向は間違いないと思いますので、ぜひですね、この沿線の活用、グランメッセ木山線の活用についてはですね、町としても本腰を上げてですね、取り組んでいかなければならぬと。

なければ町の発展はないと。先ほど言いましたように、インフラの復旧・復興合わせて。復旧は可能でも復興、復旧した後の復興というのは難しくなります。だから、どちらかを決めなければならぬというの、町長の選択してもらわなければならぬことが増えていくと思いますけれども、これはどちらかあります。復旧と復興を両方やるというのは難しい部分、特にインフラ整備については難しくなりますので、これは決断が必要になると思いますので、ぜひそのときは町長の決断を、町の将来に向けての決断をよろしくお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

第二空港線、熊本県道36号熊本益城大津線ですね、第二空港線でありますけれども、何をいつまで行うかという質問であります。多分お答えはないと思いますので。ありますかね、何かありますか。じゃあ、一応お答えだけよろしいですか。よろしくお願いします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の七つ目の質問にお答えします。

なかなかですね、第二空港線の今後について、何をいつまで行うかをお尋ねで、なかなか回答がつくりづらいところもあったんですが、ちょっと私なりに考えてつくらせていただいております。

第二空港線の県道36号熊本益城大津線の今後につきましては、復興計画骨子におきまして、第二空港線と県道益城菊陽線、国道443号線などの縦軸の道路が交わる区域を、益城町のみならず熊本県の回遊性を高めるため、第二空港線を通過する観光客などを町内外に誘導するエリアとして位置づけています。しかし、先ほどのグランメッセ木山線と同様に市街化調整区域の問題、農地法の問題、景観条例の問題、幾重にも土地利用規制がかかっております。この第二空港線沿道の土地利用規制の緩和はグランメッセ木山線以上にハードルが高いと思われますが、今回の復興計画に誘導エリアとして位置づけ、何らかの事業を展開することで、町中心部へ人の流れをつくることにより、町のにぎわいづくりや産業振興に寄与し、町の復興につながるものだと思っております。

なお、誘導エリアの活用法につきましては、復興まちづくり専門部会及び産業復興専門部会において十分に協議をしていただき、最終的には復興まちづくり計画に反映することができればと考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 済みません。最後になりますので、ちょっと慌ただしく。今言っていた第一回第二空港線についてですね、誘導エリアという設定がございます。これは復興委員会のほうで決められているものだと思いますけども、この誘導エリアについてですね、一部復興委員会のほうですね、この誘導エリアの部分が欠落場所があると思いますので、ここではつきりさせておきたいと思いますけれども、第二空港線の443号との接続部と益城菊陽線、役場から北へ上った部分の接続部、それと同じく益城菊陽線の惣領からの接続部とグランメッセの東側の接続部、この4カ所ですよね。これは間違いないですね。はい。じゃあ、この4カ所の接続部を誘導エリアとしてですね、益城町はぜひですね、今からですね。

これは県の誘導エリアになりますので、町だけではない問題でありますので、ぜひ益城町も活用していただきたいということであります。まあ、第二空港線についてですね、少しでもですね、県のほうと献身的な意見交換ができればすばらしいことではないかと思っておりますので、ぜひ審議監よろしくお願ひいたします。

最後に、町の復興計画について一年先、五年先、十年先、二十年先の、この町の将来像をどのように見据えているかということでありますので、これはもう町長のほうにお答えをそのままいただければ、それで結構でございます。

○議長（稻田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　8番野田議員八つ目の質問で、五年先、十年先、二十年先のこの町の未来ということで、今復興基本方針を策定しております。また、先ほどから出てますように復興計画の計画期間を10年間として3期に分けて、復旧期、再生期、発展期としてさまざまな魅力あるまちづくりを目指してまいります。今回の震災により、町民の皆さん方の町外への流出が懸念されましたが、益城町に住み続けたいという町民の皆様の言葉も多く聞きます。また、アンケート調査でも90%の方から益城町に住み続けたい、もしくは町外に移転したが益城町に戻りたいとのありがたい回答があつてあります。

このような状況を踏まえまして、復興計画骨子におきまして、未来の益城町の姿を取り戻し将来の世代にとっても住み続けたい町へとの思いを込めて、復興将来像としまして「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を挙げています。この将来像を実現するため、鋭意努力を重ね、必ずや町の復興をなし遂げる所存でございますので、議員各位の御協力のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（稻田忠則君）　野田議員。もう10秒。

○8番（野田祐士君）　はい、10秒でございます。十年先、二十年先はですね、私も町長もいるか分かりませんので。ただ、子どもたちはですね、必ずいます。その子どもたちのためにですね。

○議長（稻田忠則君）　野田議員。

○8番（野田祐士君）　はい、ありがとうございました。

○議長（稻田忠則君）　野田祐士議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩します。2時40分から会議を開きます。

休憩　午後2時30分

再開　午後2時40分

○議長（稻田忠則君）　午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、坂田みはる議員の質問を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君）　皆様、こんにちは。12番坂田みはるでございます。

今回の定例会におきまして、大変限られた日程において、この一般質問の機会を与えていただ

きましたことに、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、本日最後まで傍聴いただきます皆様には、まことにありがとうございます。ありがとうございます。傍聴席の皆様のお顔が、このようにはっきりと拝見できるところから一般質問をさせていただくことになります。今大変緊張いたしておりますが、それ以上に町民の皆様の代弁者としてここにおりますので、責任感を持って素直に伺ってまいりたいなと思っております。

4月14日以来、町長をはじめ、町職員の皆様はもとより熊本県、さらには全国自治体から、またボランティアの皆様が益城町を支えてくださっていることを痛感している被災者の一人でもあります。私たち益城町町民が、住みなれた益城町を取り戻すために、ともに頑張り続けるという試練をいただいているとも、日々自分自身に言い聞かせているところでございます。

さて、本日は午前中から続き、同僚議員3名の質問に対し、執行部より大変御丁寧な御答弁が出そろった感がいたします。私最後になりましたので、質問内容が皆様と大変重複したようなところもあるかと思います。御答弁につきましては、省かれることもあるかもしれません、その点何とぞよろしくお願ひいたします。そして、大変恐縮でございますが、私が大変緊張し暑がりなものですから、空調のお手配で皆様にちょっと寒い思いをさせていることもおわびを申し上げながら、この後一般質問を続けさせていただきたいと思います。

それでは、通告いたしておりました被災後の暮らし方の支援の中から、まず応急仮設住宅での暮らしと、罹災判定において全壊や大規模半壊、半壊、一部損壊となった自宅やその軒先であったり、自宅の敷地内、あるいは畠に建てたプレハブなどでの生活を選択せざるを得ない町民の方々の現状と課題については、町としてどのように考えておられるのかを伺いたいと思います。

また、応急仮設住宅の整備が進みだしたころに、トイレの入り口が狭く車椅子が入らなかつたり、段差があるなど、室内がバリアフリーでなかつた点などの指摘があつたものと記事が出ておりました。益城町では、今回の補正予算に組み込まれた仮設団地内改修等工事請負費の560万の一部が、スロープや手すりといったバリアフリー化の一助となるかとは思いますが、実際のところ、おひとり暮らしで障害をお持ちの方や、御家族と一緒に暮らしておられる障害者の方にとつての応急仮設住宅の現状が、個人個人の障害の状況に合わせた問題の解決としてきちんと進んでいるのかどうかを伺いたいと思います。

なお、仮設住宅入居者数世帯数や、みなし住宅に入居された世帯数については、町で把握可能かとは思うのですが、軒先避難、敷地内や畠のプレハブなどを仮住まいとする世帯数・人口の把握はできているのでしょうか。また、その支援体制がどのような現状であるのかについてもお尋ねをいたします。

以上1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田みはる議員の質問にお答えします。

まず、坂田議員におかれましては、震災以来活動をしっかりしていただきまして、心から感謝を申し上げます。

まず坂田議員の1問目の、被災後の暮らし方の支援についてのうちの一つ目の御質問に答弁さ

せていただきます。

仮設住宅につきましては、避難所からの転居で生活環境が大きく変わりますので、健康の悪化や引きこもりにならないように、まずは自主組織の設立とコミュニティー活動の支援を行いたいと思います。一方、自力でプレハブ住宅を建てられた方を含めた在宅で生活されている方につきましては、さきに日本財団が実施しました町内全域の実態調査のデータを活用しまして、自治会と連携しながら個々の状況を把握、生活課題の確認に努めたいと思います。また、住民が安心した日常生活を支えるため見守り、地域交流などの総合的な支援を行うために地域支え合いセンターを立ち上げましたので、その活動に力を入れていきたいと思います。

先ほど、数の把握がありましたか。

○12番（坂田みはる君）　はい。

○町長（西村博則君）　それは担当のほうからちょっとまた答えさせたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君）　安田課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君）　健康づくり推進課長の安田でございます。あわせて避難所対策チームの責任者をしております。

坂田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

多少答弁がずれるかもしれません。まず5月の13日から6月9日にかけて保健師を主体としたチームで全世帯回っております。世帯数につきましては、1万1,604件の世帯。で、会えた世帯が4,780世帯。率にしまして41.2%でございます。その後374世帯で要フォローといいますか要支援、そういう世帯が出ておりまして、その後ドクターとかつなぎまして8月15日時点で避難所の中の要支援者数は33名、9月15日時点では3名と激減をしております。

日本財団のほうが、木山校区、広安校区、飯野校区を中心に調べておりまして、そのときは約2,000名、軒先避難が2,000名。といいますのは、避難所の人数は2,000名でほぼ同数ということでございました。現在は避難所の中では100名いらっしゃいますので、軒先避難が100名ぐらいと思っております。一つはお弁当の数が70とか80とか出でますので、避難数がそいうった形で軒先避難が70、80名から100名と思っています。以上でございます。

○議長（稻田忠則君）　坂田議員。

○12番（坂田みはる君）　ただいま1回目の質問に対しまして、御丁寧に御答弁いただきありがとうございました。

先ほど、どのような現状課題があるかなというところの部分におきまして、実際のところ自主組織また引きこもりをさせないようにするための、いろいろの課題をきっちりとなさっているということを御答弁いただきありがとうございました。

1回目の質問に対する御答弁いただきましたけれども、このところ本当に朝夕冷え込みまして、被災直後の寒さに震えておりました記憶がまた思い起こされてまいりました。そういう感じは、この私ばかりではないとも思うんですが、食料もない着の身着のまま、一体何がどうなったのか、我が身に起きたことさえしっかりと理解することもできず、暗闇の中で十分に理解することがで

きない困難な異常な状況下で夜明けを待ちました。そこから見えてきたものが、想像もつかなかった変わり果てた風景。その日から町民の皆さんにお互いに声をかけ合って、支え合ってこの6カ月の時を暮らしてきたなと思っております。

震災の前は、100人いれば100通りの生活を当然のように送っていたものを、震災直後から車中泊または避難所での生活、友人宅での生活、親せき宅での生活、また新たな住まいでの軒先で、畠のプレハブでと本当に人それぞれさまざまな大変な困難と向き合っての現在だったと思います。

被災をして何が困るか、問題は多岐にわたりますが、トイレやお風呂については特に困ったことではなかったでしょうか。今月末をもって閉鎖をされるという。現在1,556戸仮設住宅に入っていただけれども、避難所のほうが今回益城町の総合体育館で、先ほど私200名と思っておりましたけれども、課長のほうから100名ほどということでお答えをいたしましたので、100名余りの方の中で。9月14日に会議が行われておりましたときに、その中でも69名の方がまだ今後の仮設に入るのかどうかを迷っておられるというお話を承っておりました。その説明を聞いておりまして、時間のほうがどんどんと過ぎてまいりましたので、そのときにその69名の皆さんが今後どのようになさるのかということを少し気がかりに思っておりましたが、その後の皆さんの御決断というのはきちっとなされたのかなと思っております。

また、仮設住宅におきまして、高齢者の方々の安心した日常生活を支え、見守り、生活支援等の総合的な支援を行う地域支え合いセンターの設置がなされ、先ほども御答弁の中にございましたが、10月より稼働予定ということでございました。地域支え合いセンターの内容についてもう少し詳しく、仮設住宅に対してだけではなく地区にも当然高齢者のみで軒先の避難を送られていましたり、敷地内での生活をなさっていらっしゃる高齢者もおられると思いますので、ぜひその方々のところまで適用範囲なども広めて支えていただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

また、仮設住宅に関する調査としては、熊本大学復興支援プロジェクト益城ラボの皆さんと、団地入居世帯を本当に1件ずつ訪問した上で不自由なこと、不安なこと、今後の住まいに関する希望などの聞き取り調査をしていただいております。この調査も仮設住宅入居者のみ対象とされておりましたので、また町内の各校区ごと残っておられる方にも面前での調査なども行っていただくことは難しいのでしょうか。被災当初は、先ほど日本財団のほうから行ってくださった件だと思いますけれども、このように健康状態の確認ですとか、自治体から派遣があったということで、ボランティアの方々が被災者の顔を見ながら対応するということをしてくださった、その心遣いでしっかりと支えられたんですよというお言葉もいただいております。

被災後もう半年たったというのか、まだ半年しかたっていないというのか、感じ方は人それぞれでありますが、町内の高齢者や障害をお持ちの方々、置き去りにならないようにするため、その点を今一度町長にお伺いしたいと思います。そして、障害をお持ちの方々の現状につきましては、県が木造2DKのバリアフリー仮設住宅を福富に建設され、車椅子利用者の方用と視覚障害者の方用となるなんですかとも、その6戸について希望調査が既に済んでいるのか、またこの6戸で、この先間に合うのかどうかを含めたところで決定しているのかも含めて教えていた

だければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の御質問にお答えします。

ちょっと順番がばらばらになるかもしれません、御容赦お願ひしたいと思います。

まずですね、被災後の暮らし方の支援にということで、ひとり暮らしの障害をお持ちの方、または御家族と一緒に暮らしておられる障害者の方にとって、仮設住宅は個人個人の障害状況に合わせた問題解決など進んでいるか伺うということで、応急仮設住宅に入居される方で要介護認定を受けられる方、身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方からの改修要望につきましては、入居後約2週間程度において受付を実施し、担当課と協議の上、熊本県復興リハビリテーションセンターとつなぎ改修するというシステムとなっております。

改修内容としましては、手すりの増設、玄関スロープの設置などとなっております。しかし、改修だけでは生活が困難な事例に関しましては、日本障害フォーラムなど関係団体と協議を行なながら、益城町としましては、下肢障害または体幹障害、身体障害者手帳1級または2級で、常時車椅子を利用している方がいる世帯や、視覚障害者、身体障害者手帳1級または2級がいる世帯を対象に、バリアフリー仮設住宅の建設を熊本県に要請をしたところです。その結果、9月15日に福富地区に6戸のバリアフリー仮設住宅の建設を着手しまして、11月上旬の完成予定を目指しています。

そのほか、町保健師などによります全戸訪問なども実施しながら、よりよい応急仮設住宅をサポートできる体制づくりを進めているところで、バリアフリー対応につきましては、災害公営住宅の整備内容につきましては、バリアフリー対応で住宅で考えております。仮設住宅におきましても、高齢者世帯の入居が約2,000戸程度ありますことから、エレベーター・引き戸・レバー式ドアなどバリアフリーの内容で進めたいと考えております。

一番最初にですね、地域支え合いセンターですね、これの説明していただきたいということで、これ仮設住宅入居者や、それだけじゃなくて自宅で生活を送る町民の皆様の孤立を防ぐとともに、今後の生活の再建、町の復興に向けて、ともに支え合い、学び合い、活動する場として整備したものです。仮設から復興への移行期だけでなく、復興後の福祉のまちづくりに継承発展していくことを目指しているということで、仮設住宅においての孤立化を防ぐコミュニティづくりを行うと同時に、センターは自由に意見が言えるたまり場であり、お互いの支え合いの場であり、また仕事の意欲をつくり出す場でもあり、生活の復興、町の復興について学び合い、まちづくりに参加する場でもあります。

また地域包括支援センターなど専門機関や専門職などによる医療や介護などの巡回訪問、巡回診療など受け皿としての機能を果たすことになります。また、地域支え合いセンターは、仮設住宅入居者だけでなく、自宅で生活されている被災者やみなし応急仮設住宅入居者も含むものと考えております。自宅で生活される方も多くいらっしゃることから、巡回での相談やセンターでの学び合いや介護に参加できるように配慮し支援する必要があると考えております。

今後は東日本など先災県の状況などを参考にしながら、地域支え合いセンター、それから福祉、

医療、介護、健康づくりなどの行政の担当部門が一緒になって被災者の孤立化防止、生活再建に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それと、一番やはり仮設住宅以外を議員心配されているんじゃないかと、お話を聞いてる限り思いますが、益城ラボ、これはラボラトリー研究所ということで、何遍も聞いておりますが、これ熊大の大学生が今聞き取り調査をしていただいております。これについても仮設住宅だけではですね、なく、やはり全戸地域に残られたところもアンケートをとったり聞き取りをやったりして、まちづくり、さらなるコミュニティづくりを図っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（稻田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） ただいま2回目の質問に対しまして、大変御丁寧に御紹介いただきありがとうございました。

このように、仮設住宅におられる方ばかりではなく、そのほか在宅におられる方も含めたところで、しっかりとその福祉の手を差し伸べていただけるというところを、しっかりと承ることができまして安心いたしました。ありがとうございます。

それでは、この質問に少し関連していくことにもなるんですが、この後の2問目に入らせていただきたいと思います。

次に、この災害公営住宅、復興住宅について伺うつもりでおりましたけれども、既に同僚議員の方からも、この町の復興計画、復興住宅建設についての質問というのが数々問われました。町長のほうから建設に関しましても、町が建設するか、または民間が建設をし町が買い上げるか、もしくは民間が建設し町が一定期間借り上げるかなどなどと御説明をいただき、また必要戸数につきましても調査をしておられ、1,650世帯までは補助が出るというようなお話を承りました。先ほどもございましたけれども、日本財団がこの益城町で実施をいたしました被災者状況調査によりまして、65歳以上の高齢者世帯が4分の1を超えるとの発表を受けましたので、高齢化とともに生活再建が厳しくなるということは本当に予想されるものでございます。

若い皆様たちはこれから新たな一步を、生活再建をされる方が出てこられるかと思いますけれども、仮設住宅を出ていかれることになりますと残された人たちの想いというのもございます。これから生活の再建が難しい方々のための災害復興住宅であるというために、その重要性をしっかりと町長のほうがお話をされたかと思いますけれども、これは早期に実施をするつもりであるという御答弁もいただきました。すぐに復興住宅を望まれる方々の声というのも幾重にも幾重にも届いているかとも思うんですが、その戸数も見込んで、これからいろいろの調査をされるかと思いますが、できればその意向調査をされるに当たりましても、早期実施というのはある程度時期をいつごろからというふうに、皆様に周知していただけるとありがたいかと思います。

まず1回目の質問とさせていただきます。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の2問目の質問にお答えします。

次に、災害公営住宅についての質問にお答えしますが、先に質問された2名の吉村議員及び石

田議員と同様な回答となります、御了承を願います。

まず、災害公営住宅を整備するに当たりましては、まず必要戸数の算定を行う必要がありますが、激甚災害の場合の上限戸数は減失戸数、すなわち、災害により住宅を失った全壊戸数の5割とされており、現在、当町では全壊世帯が約3,300世帯でありますので、約1,650世帯分の建設に対し補助を受けられることになります。

しかし、これらの住宅を失った方全てが災害公営住宅に入居するわけではないため、必要十分な住宅の供給に当たっては、災害公営住宅への入居を希望する方がどの地区にどのくらいいるかなど、被災者の住居に関する意向調査が不可欠でありますので、応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅などに入居されている方、該当者全員に対しこの調査ができるだけ早期に実施する予定としております。この調査につきましては、先ほど言いましたように益城ラボ、熊本大学の大学生、これは仮設住宅の説明会、それから復興計画の説明会にも、この方たち参加していただいて活躍をしております。そういう力もかりてやっていきたいと思います。

これらの調査結果を踏まえまして、災害公営住宅の早期整備に向け、財政支出、マンパワー及び期間の短縮などに考慮しながらも、地域別の供給戸数、供給主体、整備方法、そして建設時期などを示していきたいと考えております。

○議長（稻田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 2回目の質問に対しまして、御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。実に本日は重なりましたので、同じ御答弁をいただくことになってしましましたけれども、本当にその分だけより一層皆様から御説明いただく分が身にしみて分かるようになりました。ありがとうございます。

さて、今後この復興住宅に関しましても、先ほど御答弁の中に当然バリアフリーの住まいを提供する必要があるということを町長のほうからお言葉の中に既に御答弁をいたしまいましたので、私のほうでこの後の質問の中に入れておりましたけれども、理解しております。ありがとうございます。

そしてまた、今回福富に建設されましたバリアフリーの、その仮設住宅を大いに参考にしていただきながらということになるのかとも思いますけれども、早期の用地選定ですとかもろもろの準備、時期が遅すぎにならないようにというのが、大変危惧されるといいますか、皆さんが気になさるところではないかと思います。そういうところを含めて最後にもう一度、この復興住宅のあり方で、先に進めるに当たっての、そのバリアフリー化含めてお話の中に盛り込んでいただければなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂田議員の2回目の質問にお答えします。

災害復興住宅にバリアフリー対応ということで、これもしっかりとやっていきたいということを考えております。ただ、今回のですね、やはり経緯を踏まえて、もうあってはならないんですが、震災があった場合にですね、こういった今までの経緯を踏まえたところで、全国にまたいろいろ検証というのが出てきますので、また発信をしてやっていきたいということで考えておりま

す。以上です。

○議長（稻田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） ありがとうございました。

それでは、3問目の質問でございます。

今後のまちづくりにおきまして県道熊本高森線の4車線化につきまして、先ほどある同僚議員のほうから詳しい質問等がございましたので、これにつきましても、私もまた重なってしまい、足らぬところがたくさんあるかと思います。この4車線化につきまして、先ほど町長からしっかりと御答弁もいただいておりますけれども、今一度この災害復興特別委員会に、今回は代表して委員長とともに行かせていただき、その復興計画策定委員会の中で、この骨子案を示していただきましたので、内容につきましてもしっかりとお勉強させていただいたわけでございますが、今回熊日誌上で県道熊本高森線の拡幅に対しまして、まちづくりの中心軸と位置づけにつきまして県道北側には住宅エリアと盛り込まれた骨子案が載っておりました。

この記事を読まれた一般町民の皆様、今後の益城町のまちづくりの方向性について、多少なりともいろいろのイメージを膨らませられたのではないかとも思うんですね。この益城町にとっての県道熊本高森線、本当に現在もう解体も進みました。そして道路につきましては、通るたびにその様子を変えて、マンホール付近が隆起したりと通行にまだまだ支障のある箇所も、補修箇所も何度もございます。これまでに幾多にも補修もしていただきながらの現在に至っているわけなんですが、これは先ほども御承知のとおり県の管轄ということにもなりますけれども、これからこの復興に向けて、この道路を拡幅していくところには並々ならぬ努力が必要になってきます。この町民の皆様の御理解を得ていく必要があるというところに関しまして、町長、この後の努力について少し御説明をいただけたとありがとうございます。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（稻田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の3問目の質問についてお答えをさせていただきます。

前回高森線の4車線化については答弁させていただいておりますので、内容については同じになりますが、努力をどうするかというお話なんですが、非常に先ほどお話したとおりではあるんですが、高森線についてはもう県が整備するやつということで、町側としましては議会のサイドでも拡幅について要望がありますとして、町のほうとしても要望をしておりますが、やはり努力といいますか、ここあたりはもう一緒になって進めていくという基本的な姿勢を持ってやっていきたいと。で、熊本県のほうと一緒にになって、また4車線化に向けては取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

○議長（稻田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 幾重にもお尋ねいたしましたけれども、本当に益城町の未来をこれからともにということで、議会と執行部が一緒になって町民の皆様の思いもしっかりと受けとめながら、復興に向けての一歩を歩み続けるということをしっかりと御答弁いただいたと思います。まことにありがとうございました。

本日の私の質問は、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（稻田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問の全部が終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時11分

平成28年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年10月11日午前10時00分招集
2. 平成28年10月14日午前10時00分開議
3. 平成28年10月14日午前10時36分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 交流情報センター視聴覚室
6. 議事日程
 - 日程第1 討論・採決
 - 日程第2 議員派遣の件
 - 日程第3 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員 (18名)

1番 上 村 幸 輝 君	2番 下 田 利久雄 君	3番 富 田 徳 弘 君
4番 松 本 昭 一 君	5番 榎 正 敏 君	6番 中 川 公 則 君
7番 吉 村 建 文 君	8番 野 田 祐 士 君	9番 宮 崎 金 次 君
10番 坂 本 貢 君	11番 寺 本 英 孝 君	12番 坂 田 みはる 君
13番 石 田 秀 敏 君	14番 中 村 健 二 君	15番 竹 上 公 也 君
16番 渡 辺 誠 男 君	17番 荒 牧 昭 博 君	18番 稲 田 忠 則 君

8. 欠席議員 (0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	政策審議監	門 崎 博 幸 君
教 育 長	森 永 好 誠 君	会計管理者	田 中 秀 一 君
総 務 課 長	森 田 茂 君	復 興 課 長	中 桐 智 昭 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	税 務 課 長	緒 方 潔 君
住民保険課長	森 部 博 美 君	環境衛生課長	河 内 正 明 君
こども未来課長	坂 本 祐 二 君	健康づくり推進課長	安 田 弘 人 君
福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君	福祉課審議員	姫 野 幸 徳 君
いきいき長寿課長	後 藤 奈保子 君	農 政 課 長	森 本 光 博 君
建 設 課 長	坂 本 忠 一 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
都市計画課審議員	西 口 博 文 君	学校教育課長	福 岡 廣 徳 君

生涯学習課長 高森修自君 下水道課長 水上眞一君
水道課長 荒木栄一君 代表監査委員 濱田義紀君

開議 午前10時00分

○議長（稻田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日は10月14日は平成28年熊本地震の前震から6カ月目となります。

今回被災されました皆様に対して、益城町議会として心よりお見舞い申し上げ、お亡くなりになられました皆さんのお冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。全員起立をお願いします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（稻田忠則君） 黙禱、終わります。御着席お願いします。

マスコミの皆さんにお願いいたします。テレビカメラ及びカメラの撮影はここから禁止いたします。

昨日、議会運営委員会を開催し、一昨日の総括質疑で執行部からの答弁に補足説明をさせることになりました。

森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。

初めに、仮設庁舎賃借料の支払要領について御説明申し上げます。

5年リースの支払いにつきましては、分割として支払うと利息相当分が契約金額に上乗せされますので、少しでも予算を安く抑えるため、一括で払うものでございます。もし5年で期間が短くなった場合には、変更契約により減額し、残った期間のリース料相当分の返金を求めることがあります。これから役場庁舎を建てかえることを考えますと、庁舎の位置決定、建設の基本構想の策定、基本設計、実施設計、造成工事、建築工事等のスケジュールを考えた場合、最低でも5年間のリースは必要と考えています。なお、役場復旧の災害復旧事業として3年間では終了することができないため5年間のリースとしておりますので、5年間リースにすることで単独災害復旧事業債の対象外となることはございません。

続きまして、仮設庁舎リースの場合の県内市町の予算額、契約金額等の例を御紹介させていただきます。八代市と水俣市が5年リースで指名競争入札を実施されております。八代市は延べ床面積4,500平米、予算額8億1,000万円、契約金額は3億6,000万円でございます。水俣市は延べ床面積2,997平米、予算額は4億2,640万9,000円、契約金額は2億7,968万7,000円となっております。なお、宇土市と大津町は2年リースの随意契約で実施されております。

益城町では指名競争入札を予定しておりますが、できるだけ安くなりますように誠意努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 休憩を求めます。

○議長（稻田忠則君） ただいま休憩を求める動議がありました。賛成の方おられますか。

（賛成者挙手）

○議長（稻田忠則君） ここで暫時休憩いたします。10時20分から再開いたします。よろしくお願いします。

休憩 午前10時4分

再開 午前10時20分

○議長（稻田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、討論・採決、その他となっております。

日程第1 討論・採決

○議長（稻田忠則君） 日程第1、討論・採決を議題といたします。

それでは、議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」までの15議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。まず、議案に反対の方の発言を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さんおはようございます。8番野田でございます。

議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算中、11款災害復旧費5項その他公共施設費・公用施設災害復旧費1目その他公共施設費・公用施設災害復旧費14節使用料及び賃借料（仮設庁舎賃借料）について。今回、委員会がないため反対の場しかありませんので、仮設庁舎そのものについて反対するものではありませんけれども、予算の計上に対して、あえて反対討論をさせていただきます。

反対理由についてであります。仮設庁舎賃借料について、町執行部が今回、予算計上として4億8,391万2,000円が計上なされております。町執行部によりますと3社による見積書をとった中の平均だということでございます。3社の中にはA社5億9,400万、B社4億5,360万、C社4億416万の平均となっております。A社とC社では1.47倍の格差がございます。ここで、総務省国土交通省より、公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、契約の適正化の促進に関する法令、平成12年度法律第127号についてお話をさせていただきます。

適切な予定価格の設定につきましては、予算決算及び会計令第80条により、履行期間もしくは数量、需給の状況、取引の実績価格等を考慮して適切に行うということになっております。また同令第99条におきましては、随意契約とする場合についても同様となっており、随意契約の場合、2社以上のものから見積書をとらなければならないということになっております。今回は3社からとられておりますので、この部分はいいということになりますけれども、判例、ここで判例に行かせていただきますけれども、この判例の予定価格の随意契約等に、随意契約・一般契約にか

かわる予定価格の積算にあたる部分についてですけども、参考見積書に対しても数倍の格差、数倍というのが今回は1.5倍でありますけれども、その格差がある場合は無効、もしくは違法という採決も出ております。1.47倍につきましてがどこまでこの法令に当たるのかは精査する必要があると思いますが、A社約6億、C社約4億、この2億の差については大きなものがあるという認識でございます。

次に、予算の審議と予定価格の設定との関係について述べさせていただきます。今回、予算計上が4億8,391万2,000円となっております。これはあくまでも予算ですので、先ほど総務課長による説明があったとおり、これが必ずしも予定価格となるわけではございません。しかし、予算計上より予定価格が、例えば4億8,300万になった場合でありますけれども、落札価格も4億8,300万となる可能性は否定できません。この場合、先ほどのA社、B社、C社の参考見積価格4億5,360万、C社4億400万、2社より大きい落札価格となります。これにつきましては、先ほど申しました予算決算及び会計令第79条、82条、83条、99条等を精査し審査しなければ、この法令に抵触する可能性が出てくるものという理解でございます。予定価格を参考見積最低価格の4億400万以下にするのであれば、今言った部分については抵触しないものと考えております。もし私たちがこの議案を認めたならば、これが後々の行政行為の瑕疵になった場合、内容に関する瑕疵、つまり内容が不明確もしくは重大な事実誤認に基づくものと認められる可能性があり、それを認めた議会においても、違法性の承認、つまり承認をしたことによる継続の行政行為、つまり落札価格について違法を承認することになりかねません。

先ほど来、仮設庁舎そのものの建設に反対するものではありませんが、予算書の計上に対しては十分精査すべきものではなかったでしょうか。また、予算計上を4億400万以下にしていなかったのでしょうか。また、落札後、入札後の落札について議会承認を得るべきであるということもつけ加えておきたいと思います。

以上によりまして、委員会がないため反対討論の場を利用させていただき、あえて反対討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（稻田忠則君） 次に、賛成の方の発言を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） おはようございます。12番坂田みはるでございます。

私は議案第57号、平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）、11款災害復旧費、こちらにつきまして賛成討論をさせていただきます。

本日も、執行部のほうから詳細なる御説明をいただきました。この仮庁舎建設に向けてのプレハブリースに関しましては、町、町民の皆様の多くが1日も早い仮設庁舎をとお望みでございます。今回、執行部の御提案の中でしっかりと御説明をいただきましたので、賛成するものでございます。

議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（稻田忠則君） 他に討論はありませんか。

（なし）

○議長（稻田忠則君） ないようですので、これで議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」までの15議案に対する討論を終わります。

これより議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」について採決いたします。

議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 起立多数であります。よって議案第57号「平成28年度益城町一般会計補正予算（第5号）」については可決されました。

これより議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号について採決いたします。

議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号について賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 全員起立であります。よって議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号については可決されました。

次に、議案第64号「平成27年度益城町一般会計決算認定について」から議案第70号「平成27年度益城町水道事業会計資本余剰金の処分及び決算認定について」までの7議案について採決いたします。

議案第64号「平成27年度益城町一般会計決算認定について」から議案第70号「平成27年度益城町水道事業会計資本余剰金の処分及び決算認定について」までの7議案について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 全員起立であります。よって議案第64号「平成27年度益城町一般会計決算認定について」から議案第70号「平成27年度益城町水道事業会計資本余剰金の処分及び決算認定について」までの7議案については認定されました。

次に、議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」採決いたします。

議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稻田忠則君） 起立全員であります。よって議案第71号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」は可決されました。

日程第2 議員派遣の件

○議長（稻田忠則君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稻田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第3 閉会中の継続調査の件

○議長（稻田忠則君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査の一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稻田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

10月11日から本日までの4日間に渡りまして御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

これで平成28年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員